(2009.11.09)現在　修正：12/8

危機管理マニュアル

2009.　１１

学校法人武田学園

目　　次

はじめに　1

Ⅰ　検討の概要　3
1　序　論
（1）危機管理検討体制の整備
（2）計画の概要
2　具体的事項　4
（1）個別の事象の対応　6
（2）総合的な（トータル）危機管理システムの対応
3　継続する課題の処理

Ⅱ　危機事象の予防　7
1　意識の高揚（研修・教育訓練）
（1）組織の危機管理能力の向上
（2）危機管理委員会による危機意識の啓発等
（3）教職員の危機意識の向上
2　訓練・研修の実施
（1）知識･技能の習得のために　8
（2）危機管理意識の高揚のために
（3）危機発生時に備えて
（4）防災訓練
3　訓練の実際　１０
（1）地震を想定した避難訓練　１１
（2）火災を想定した避難訓練　１４
（3）「淳風寮災害対策マニュアル」（例示）　１６
4　施設・設備の点検・整備
（1）施設･設備の安全点検
（2）熱源等の使用法　１９
（3）危機事象への対応　２０
5　連絡網（内部・外部）の整備　２１
（1）緊急時の連絡先(外部機関)
（2）災害用伝言ダイヤル　２３
6　危機管理体制の整備のために　２４
（1）危機管理計画チェックリスト　２５

（２）危機管理計画チェックリスト（マスコミ対応）　２８
（３）危機管理、行動・理解のチェックリスト　３２
（４）危機管理規程　３６
７　備　蓄　４０
（１）備蓄品目

Ⅲ　危機事象への直面する対応　４６
１　具体的事象の抽出・分類
２　事象ごとの対応策の検討　４８
（１）概説
（２）個別の危機事象の解説　４９
３　その他の事象　６０
（１）風水害への対応
（２）感染症　６３
（３）落雷　６９
４　災害発生時、学生等及び教職員の対応基準　７０
（１）学生の対応基準
（２）教職員の参集　７１
５　専門家による助言　７３
６　公　表　７４

Ⅳ　危機事象への事後措置　７７
１　復旧活動
（１）復旧体制づくり
（２）早期復旧のための事前対策
（３）復旧活動の具体的な内容　７８
２　中・小規模地震後の安全確認と施設の復旧
３　大規模地震後の復旧活動　７９
（１）建物の被害レベルの判定
（２）授業再開に向けた復旧活動　８０
（３）地域復興支援
４　担当者研修・教育＜資格者、担当者中心＞　８１
５　治療（外傷）及び心身症ケア等の対応
（１）応急手当（一次救命処置）
（２）事故等の災害発生時点から被災者の確認時までの対応
（３）被災者の外傷の対応　８４

（４）危機事象に伴う心の外傷及び心身症のケア（対応）　９０

Ｖ　今後の課題　９２
（１）危機管理体制及び検討体制の整備
（２）ガイドラインの作成　９３
（３）ハンディ版（ダイジェスト版）
（４）外国語のものについて　９４
おわりに　９５

引用・参考文献等一覧　９６

はじめに

「危機管理」とは、一時代前は、「安全管理」あるいは「安全点検」として、捉えられていたものである。

その時代は、施設、設備を中心とした維持管理と、それを使用するときの取り扱いが主とした問題であった。「施設･設備」を使用するときの、その機器の有効期限とか、定期点検とか、整備状況とか、あるいは、それらを使用するその人の知識、技術･技能、その取り扱いと注意力等の問題であって、極く限られた防御可能な範囲の問題であったと理解している。

近年、我が国においては、平成 7 年 1 月に発生した「阪神・淡路大震災」、続いて、同年 3 月の「地下鉄サリン事件」さらには、平成 13 年 6 月の「大阪教育大学附属池田小学校の児童殺傷事件」等々、同類の攻撃的な事件が、その後も現在まで、続発している。

海外においても、平成 13 年の米国における「９．１１航空機同時多発テロ」は、記憶に新しいところである。

また、近年では、平成 15 年ＳＡＲＳウイルスにより引き起こされる新種の新型肺炎、平成 16 年養鶏場を襲った鳥インフルエンザ、平成 19 年に、高等学校生や大学生を中心に南関東で発生し、各地に飛び火した成人麻しん（はしか)、平成 21 年の新型インフルエンザ、と感染症も全世界に亘って、被害が拡大し国際問題化している。これらは、政治的にも、経済的にも大きな影響を及ぼしている。

そもそも「危機管理」のルーツは、昭和 37 年の「キューバ危機」であると言われているが、その後、「石油危機」、「湾岸戦争」等の危機的事象を背景に、「危機管理」という言葉がマスコミ等で多用されるようになった。すなわち、施設・設備の安全管理のみならず、予測できない、不可抗力の、攻撃的なものまでを含めて、対応することが必要とされる時代となり、それを含めた対応を考えることを「危機管理」という言葉に発展したと考えられる。これは、未だ、**「危機管理」について、明確な定義付けはされていない**が、あたらずともいえども遠からずの考えかと思われる。

この危機管理と類似のものとして、「リスクマネジメント」が、挙げられる。これは、大正 9 年にドイツで、企業防衛のために行われた危険政策に始まり、投機的リスク等が含まれると言われている。

ここ数年の間に、「リスクマネジメント」又は、「クライシスマネジメント」として、企業、わけても「情報分野」を中心として研究会が、数多く組織され、研修会、講習会等も盛んに開催されるようになり、「内部統制」等を含めた専門のコンサルタントも数多く設立されている。とは言うものの我が国は、欧米と比べると、まだまだ遅れていると言うのが、専門家の観測であり、その遅れは、

50 年であると言われている。

さて、一般論はともかく、本学園の危機管理の出発は、平成 18 年 1 月に学園プロジェクトへ理事長から「危機管理の骨子の検討」が付託され、平成 18 年 6 月に常任理事会で「学園危機管理規程」が承認になり、その中に、設けることとされている、危機管理委員会と同専門部会の委員が、それぞれ同年 8 月に、理事長から指名された。

先ず、危機管理委員会専門部会が活動を開始した。我が国においては、まだ新しい分野であり、文献資料も少なく、体系的に取りまとめた、参考にすべき他の学園等の例も少なく、入手もできず、初めは、委員の知識レベルを統一する研修と議論に随分と時間を割く結果となり、当初は開催回数を重ねるだけであった。特に、最初の各論の検討の「危機管理に関する実態調査」の実施結果のまとめでは、個別の危機事象の「レベルの定義」等の、具体の検討になると、委員間の認識が随分と相違していて、議論は伯仲しても、なかなか結論に至らなかった。

しかし、徐々に先の研修の成果を得て、どうにか所期の計画をまとめるに至った。それが平成 18 年度の検討結果「『危機管理計画』の策定作業計画書」であり、その後、危機管理計画を策定していく上で、重要な柱となり、心強い指針となった。

危機管理とリスクマネジメントの考え方

危機管理（クライシスマネジメント：crisis management)とリスクマネジメント(risk management)については、必ずしも厳密な区分がある訳ではなく、業界、学者、有識者により考え方が異なっている。両者の異同について論じたものをみると、①両者の概念には、基本的に大きな違いはないとする説と、②両者は互いに異なるとするものがある。

上記「①違いがない」とする説によれば、「リスク」は「クライシス」に含まれ、その一部を構成していると考える。また、危機管理には事件・事故(危機)が発生する「前」と発生した「後」の 2 側面があり、それぞれ「前の危機管理(リスクマネジメント)」、「事後の危機管理(クライシスマネジメント)」としているものもある(下図参照)。

これに対して「②異なる」とする立場は、佐々(1991)に代表されるように「クライシスは人の生死、国家や企業等人間集団の存亡の問題。リスクマネイジメントは損得、利害得失の問題である」等と両者を峻別している。

本学園における危機対応の実際を考える時、語義の詮索よりも、事件・事故(危機)に対する i)予測・予知、ii)発生防止と回避、iii)事前の緊急対応計画、iv)発生時の対応、v)復旧・復興、vi)再発防止等は必須である。従って、**本学園における危機管理の規程あるいはマニュアル等の「危機管理」は、広義のもの(①の立場)として用いられている。**

危機管理の 2 側面(文部科学省、2003)

Ⅰ　検討の概要

１　序　論

（１）危機管理検討体制の整備

本誌は、学校法人武田学園における幼稚園、高等学校、大学（大学院を含む。）及び学園統括部の危機管理に関する基準的な指針を取りまとめ、それにより、各部門における構成員の特性に合わせた危機管理の行動指針を定める場合の基礎資料とするものである。

近年の急激に変革する社会において頻発する危機事象が、学園及びその構成員に被害をもたらす場合に備えて、これにひるむことなく、迅速に対処するため理事長から、平成 18 年 1 月に、学園のプロジェクト活動の組織として、以前から、設置されていた「規程改定プロジェクト」へ、「危機管理マニュアルの作成」という命題が課せられた。

その後、同年 6 月に「危機管理規程」が制定され、これに基づき 8 月に「危機管理委員会」及び「同専門部会」（以下「専門部会」という。）が、設置された。

当面は、先ず専門部会が、資料収集、分析、検討等の実践的な活動を行い、その成果を受けて、危機管理委員会が審議を行うという検討体制が確立した。

専門部会は、附属幼稚園から教員 1 名、附属高等学校から職員 1 名、大学から教員 1 名及び学園統括部（事務局）から職員 5 名と看護師 1 名が指名された。

当初は、「危機管理」の定義から議論を始めたものの専門委員の理解に、随分と認識の格差があったため、先ず、収集を行った文献の査読を分担して行い、順次、発表しながら並行して、議論を重ねた。

この時点で、ホームページ等により調査を行ったところ、未だ、「マニュアル化」した大学は、極わずかであった。

その後、頻発する危機事象に呼応した、危機管理意識の高まりにより、特に、教育界においては、大学や教育委員会等、産業界にあっては、情報系企業が中心となり、経済的危機事象を含む、広範なマニュアルが作成されるようになってきた。

それらの資料提供を得つつ、議論を高めていった。

（２）計画の概要

専門部会では、危機事象の概要を個別の危機事象のもの（個別の事象の代表的なものについて作成）と危機管理全般についてのもの（一般的な留意する事項等）とに分類した。

分類した項目全てを危機事象の「発生前段階（平常時)」から、「発生」そして、「事後措置」へと、時系列的に、必要と考えられる対応項目を、体系的に取りまとめた。

その結果を「平成 18 年度活動報告書」にまとめ、その後の検討の骨格とした。

その構成は、次のようになっている。

危機事象の予防

１意識の高揚（研修・教育訓練）　２訓練・研修の実施　３施設・設備の点検・整備　４マニュアルの作成、配布　５連絡網（内外）の整備　６危機管理体制の整備　７備蓄

危機事象への直面する対応

１具体的事象の抽出・分類　２事象ごとの対応策の検討　３専門家による助言　４公表

危機事象への事後措置

１施設・設備の整備　２用具・器具、医薬品・食料品等の整備　３研修・教育＜資格者、担当者中心＞　４危機管理体制及び対策の見直し　５治療（外傷）及び心身症ケア等の対応

とした組み立てである。

２　具体的事項

学園の将来的な危機管理体制の構築には、個別の危機事象の検討が必要であり、その検討の結果を基（ベース）にし、総合（トータル）的な危機管理システムを検討することを考えた。

危機事象の具体的項目を、学園の教職員へ、過去に学園で発生した、あるいは、これから発生し得る、また、発生した際に重大な事態を及ぼす可能性を持つ危機事象について照会し、その後、専門部会で抽出した危機事象と合わせて 37 項目とした。さらに、専門部会で、参考文献や他大学の例示で見られた 250～400 項目の危機事象の内から本学園に､かかわりが深いとされる事象の選別作業を行った。その結果、新たに 3 項目の危機事象を追加し、「危機事象分類表」（40 項目）とした。

危機事象分類表

（規程第2条対応）

危機事象	①発生の頻度	②緊急性（重要度）	③規模（影響度）	①頻度	②緊急	③規模	合計ﾎﾟｲﾝﾄ	規程第2条1～4号 1	2	3	4
Ⅰ．学園生活											
01)事故(負傷事故)・不慮の事故	B	B	B	2	2	2	8				
02)性的犯罪被害・加害	B	B	C	2	2	1	7				
03)自殺及び自殺企図	B	B	C	2	2	1	7				
04)交通事故	C	B	C	1	2	1	6				
05)誘拐・脅迫事件	C	B	C	1	2	1	6				
06)殺傷事故・傷害事件	C	B	C	1	2	1	6				
07)不登校・ひきこもり	C	C	C	1	1	1	4				
08)いじめ	C	C	C	1	1	1	4				
09)家出・行方不明	C	C	C	1	1	1	4				
10)幼児虐待・体罰	C	C	C	1	1	1	4				
11)ストーカー	C	C	C	1	1	1	4				
12)家庭崩壊	C	C	C	1	1	1	4				
13)学級崩壊	C	C	C	1	1	1	4				
14)校内暴力	C	C	C	1	1	1	4				
15)カルト集団の関与	C	C	C	1	1	1	4				
16)マルチ商法・詐欺	C	C	C	1	1	1	4				
17)不審電話・メール　嫌がらせ	C	C	C	1	1	1	4				
Ⅱ．学校保健											
18)熱中症	C	A	C	1	3	1	8				
19)集団中毒・食中毒	C	B	B	1	2	2	7				
20)集団感染症　結核・SARS…	C	B	B	1	2	2	7				
21)突然死	C	B	C	1	2	1	6				
22)薬物乱用	C	C	C	1	1	1	4				
23)公害　ダイオキシン	C	C	C	1	1	1	4				
Ⅲ．学園管理											
24)情報セキュリティ ウィルス　不正アクセス 改ざん　破壊、盗難 漏洩　故障	B	A	A	2	3	3	11				
25)個人情報保護　漏洩	C	A	A	1	3	3	10				
26）自然災害(地震・火災・風水害) [例：寮]	B	B	B	2	2	2	8				
27)不審者進入	C	A	C	1	3	1	8				
28)停電	C	B	B	1	2	2	7				
29)IT被害・ネット犯罪	C	B	B	1	2	2	7				
30)窃盗・盗難・暴力事件	C	B	C	1	2	1	6				
31)断水	C	C	C	1	1	1	4				
32)海外における危機管理	C	B	B	1	2	2	7				
33)財政困難	C	C	A	1	1	3	6				
Ⅳ．教職員											
34)教師バーンアウト	C	C	C	1	1	1	4				
35)教師の不祥事	C	C	C	1	1	1	4				
36)教職員の労働災害	C	C	C	1	1	1	4				
37)教職員の行方不明	C	C	C	1	1	1	4				
Ⅴ．組織的・集中的対処								規程第2条5号			
38)行事中(入学式・卒業式，大学祭・オープンキャンパスなど)に発生した危機事象											
39)入試に関するミス（①出題・点数等，②監督・実施手続）											
40)学外実習(施設実習，実習授業等)における事故・災害											

規程第2条
- 1号　教育研究活動の遂行に重大な支障のある事態
- 2号　学生等及び近隣住民等の安全に係わる重大な事態
- 3号　施設管理上の重大な事態
- 4号　社会的影響の大きな事態
- 5号　その他，組織的・集中的な対処が必要と考えら

注：1）表中のA，B，C評価に対して、それぞれ3，2，1ﾎﾟｲﾝﾄを付与した
2)表の①の列は発生の頻度，②は緊急性(重要度)，③は規模(影響度)のポイントを示す
3）合計ﾎﾟｲﾝﾄは①＋②×**2**＋③により算出した
4)第4号の欄，赤色の塗り潰し　　は，「事例研究」として扱われている項目

（１）個別の事象の対応

一つは、個々の事象として、抽出を行った 40 項目の中の特定の事象について、その対応を分析し、**具体的な行動規範**（ベース）として、例示を行うことを試みた。それらは、「Ⅲ危機事象への直面する対応」として、取りまとめた。

（２）総合的な（トータル）危機管理システムの対応

個別の検討を行う中で、結果的に生じる様々な、物心両面にわたる危機事象への対応、「教育・訓練」、「安全点検」及び「備蓄」等の**予防的な事項として、**「Ⅱ危機事象の予防」へ、取りまとめた。

３　継続する課題の処理

検討していくなかで、検討する内容と方法（体制、技法、フォーマット）についても、様々な対応が必要とされるものであることが判明した。

このため、この取り組みの中で、時として、分科会等の小委員会を臨機に設ける等の検討も行った。しかし、危機管理の問題は、経験が重要であり、未知の事象も多く、息長く、持続的に取り組むべきであり、その点から、繰り返しの検討を積み重ねることが大切である。時代の流れによる、機器の変遷、生活様式の変遷、社会制度の変遷等への対応である。

例えば、非常時の通報についても、携帯電話が普及したことにより、公衆電話の減少を招き、非常時の通報方法も時と場所により変化していること等である。学園内において、大学の体育館も公衆電話が撤去されたため、この周辺で、事故発生の場合の対応についても、平素の現場を良く確認しておき、どのように行うか、検討しておくことが必要である。

また、それぞれの現場のその集団（幼稚園、高等学校及び大学）に合わせた、行動規範を構築することが、何よりも大切であり、人、設備、地理等、その集団の特性及び環境条件を良く把握し、検討することが望まれる。

さらに、長期的には、危機管理規程等の改正あるいは、関連する諸規程並びに、各種委員会等の体制整備の見直し・検討も必要と考えられる。

Ⅱ　危機事象の予防

発生することが想定される危機事象に対応するため、事象発生に備えた危機意識の普及・高揚により、被害や影響を回避・軽減し、これを最小限に抑制することが可能と考える。

これらに資するための項目を整理･列挙すると、次のようになる。

１　意識の高揚（研修・教育訓練）

（１）組織の危機管理能力の向上

危機事象発生時の被害や影響を回避・軽減するため、常に、学園全体あるいは、部門ごとに、組織として対応できるよう、起こり得る事態を想定しておくと共に、それに対処すべき体制、人員、資機材の確認及び行動の手順等について点検し、訓練しておくことが必要である。

一方､学園の部門､部署に適した安全な施設及び資機材を備えたものに、改善、改修を行うことも重要な事項である。

（２）危機管理委員会による危機意識の啓発等

学園又は部門は、教職員の危機意識向上のため、危機管理一般についての訓練・研修を実施する。また、危機事象の発生時における被害の軽減を図るため、学生、生徒、園児とその保護者、教職員に対し、可能な限り具体的事象に対する啓発・教育を行う。

新たに学園の構成員になった時に、これらに関する印刷物を配布するのが望ましい。

（３）教職員の危機意識の向上

教職員は、自己の職務や立場によって必要な「危機を感知できる感性」を保持・向上させるとともに、危機管理の知識や技術の向上に努めなくてはならない。そのために、本誌の活用を始めとし、関係の図書文献を参考に所属部門、部署における危機管理マニュアルの作成と訓練の実施等を積極的に行い、学生等を預かる者として、常に自身で研鑽し身に付けることが肝要である。

２　訓練・研修の実施

学園は､危機管理マニュアルに即した行動がとれるよう､学園全体､また､部門別に危機管理に関する図上訓練や個別活動訓練及び学生、生徒、園児とその保護者､教職員に対する教育･研修を実施する。また､訓練実施時には､訓練結果を関係者で評価し、明らかになった課題等は検討し、マニュアルの見直しに反映させる等、活用することが大切である。

次に、これらに必要と考えられる事項を列挙するので、参考にされたい。

（１）知識・技能の習得のために

１）教職員対象

①　計画・マニュアルの周知に関する事項

②　関連部署との連携に関する事項

③　資機材の取扱いに関する事項

④　現状に即した危機管理に関する知識・技能の習得

⑤　避難の要領及び避難所運営の要領に関する訓練

２）学生、生徒、園児とその保護者対象

①　危機事象の態様に応じた自助、共助及び公助のあり方の周知

②　危機管理体制の概要や要領等に関する周知

③　救急・救助に関する知識・技能の習得

④　現状に即した危機管理に関する知識の普及

（２）危機管理意識の高揚のために

１）教職員対象

危機発生時における対応手順習熟のため、具体的な被害を想定したシミュレーション型、又はロールプレイング型の図上訓練を定期的に行う。

２）学生、生徒、園児とその保護者対象

災害図上訓練を積極的に推進し､危機管理意識の啓発及び高揚に努める。

（３）危機発生時に備えて

即座に使用しなければならない資機材等については、その取扱いの訓練と機器の点検･整備を、定期的に行うよう努めるものとする。

１）教職員対象

①　資機材取扱い訓練の実施

②　関連部署との連携

③　備蓄物資の確認

④　その他対応上必要とする資機材

２）学生、生徒、園児とその保護者対象

①　避難場所の確認

３）危機管理委員会(部門の検討を含む)

①　大学のホームページの活用の検討

②　部門別の防災組織に対する教育・訓練の実施

③　各施設の消防用設備等（警報設備、消火設備、避難設備）の整備

④　防災ハンドブック等の入手及び配付

⑤　シンポジウム、ワークショップ等の開催

（４）防災訓練

１）防災訓練計画の作成

訓練とは、ある事象に対して条件反射的に行動できるよう、何度も対応行動を繰り返し、身につけさせるものである。従って、防災訓練の目的は、具体的な災害を想定し、災害時に迅速・的確に対応するための技術、能力等を身につけることにある。また、定期的に行うことが望ましい。

訓練計画の大まかな流れは、次に示すとおりであるが、具体的な訓練計画の作成は、防火管理者と防火責任者が中心となって行い、また、防災訓練について、不明な点等があれば、消防署に相談するのがよい。

防災訓練の流れ　　（山根・他，2005）

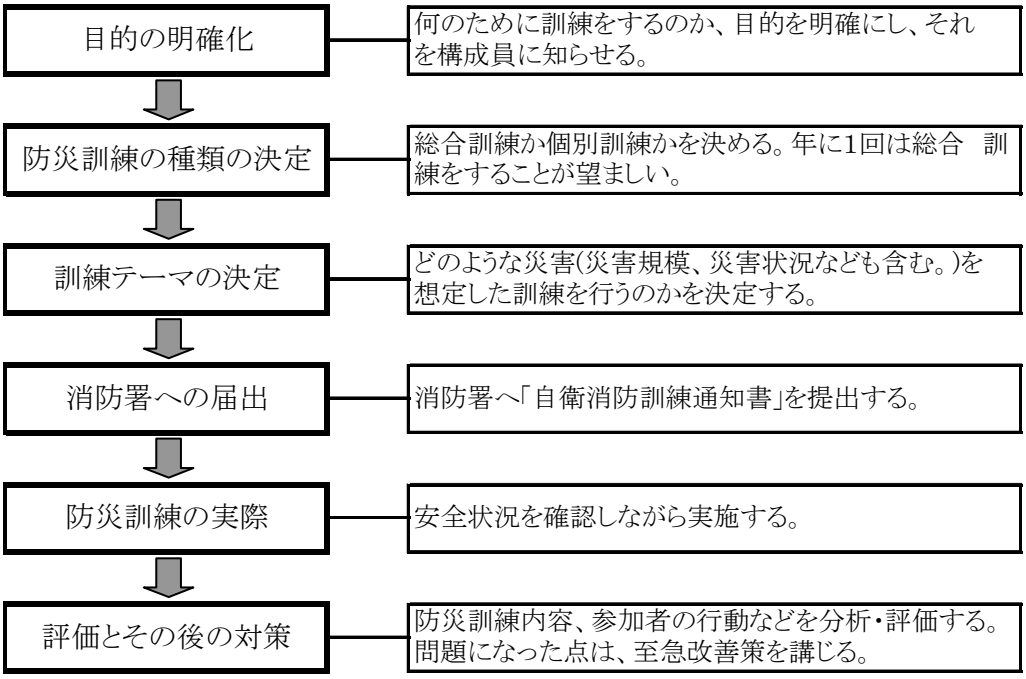

注）防災訓練を行う場合には、前もって消防署に自衛消防訓練通知書を提出する必要がある。

２）防災訓練の種類

防災訓練の種類として、次に示したものが挙げられる。部門によって必要とされる訓練内容は一様ではないので、部門に特有の危険性を的確に把握し、これに対応して訓練を行う必要がある。

＜防災訓練の主な種類＞　（山根・他, 2005）

①　総合訓練

火災を想定し、火災の発生から消火、通報、避難、到着した消防隊への情報提供までの一連の作業を行う総合的な訓練である。

②　地震想定訓練

地震発生時の防護から出火防止、閉じこめられた人の救出方法等に関する訓練である。

③　消火訓練

消火器や屋内消火栓の使用方法を学び、実際に放水訓練を行う。学園で訓練できなくても、消防署等でも訓練ができるので、最寄りの消防署に問い合わせる。

④　避難訓練

訓練開始時の居場所から避難経路を通り、安全な場所まで避難する。また、避難器具の使用方法を学ぶ。

⑤　通報・連絡訓練

119 番通報や学内放送をはじめ、防災対策本部等の設営、安否情報の確認、学内外との連絡方法の確立等、緊急時の情報伝達について訓練をする。

３）防災訓練の安全管理

防災訓練が事故等に繋がるようでは、その意義が問われることになる。防災訓練における安全管理上の留意点は、次のとおりである。

＜防災訓練における安全管理上のポイント＞　（山根・他, 2005）

①　当該訓練の責任者と補助者を置く。

②　訓練場所、周囲の安全を確認し、参加者の転倒やケガの防止に努める。

③　参加者の服装、履物、健康状態を把握し、訓練に支障があると判断された場合は見学させる。

④　避難器具を使用する場合は、専門家のアドバイスを受ける。

⑤　危険を感じたら訓練を中止する。

⑥　訓練終了後、参加者に体調不良者や負傷者がいないか確認する。

３　訓練の実際

学園生活の中での生命と健康を守る安全教育の一端として、緊急時に際し、安全迅速に、かつ、秩序正しく避難し、自らの生命を守ることを目的とする。

（１）地震を想定した避難訓練

１）地震に対する避難訓練留意事項

基本的には、他の災害と同じように考えてよいが、留意点として、次のような事項を掲げることができる。

ア　地震は、突然くるので、他の天災よりも危機感も深い。そこで避難訓練も冷静・敏速・規律ある集団行動が必要である。また、臨機応変の処置の仕方も大切な訓練である。

イ　地震についての正しい知識を指導すること。地震が起こった場合、身の安全をどのようにして守るかを普段から指導しておくこと。

ウ　大きな地震の場合は、一瞬にして恐怖に陥ることもあり、混乱が予想されるので、現場の先生等の沈着な判断と適切な指示・誘導が必要である。

エ　地震における訓練で、事前に指導しておく内容

・無言で行動し、現場の先生や放送の指示を厳守する。
・地震の際は、窓・出入口は直ちに開ける。
・階段では、前の人を押したりついたり絶対にしないこと。
・室内では、発生と同時に、一時机の下に身をかがめる。
・廊下では、中央部分を歩行する。
・手早く火・ガス・電源の始末をする。

２）気象庁震度階級

震　度	人、建物等の状況
震度０ (無感)	人には感じられずに地震計に記録される。
震度１ (微震)	静止している人や、特に敏感な人が気づく。
震度２ (軽震)	多くの人が感じ、戸や障子がわずかに揺れる。
震度３ (弱震)	家屋が揺れ、器の中の水が動く。
震度４ (中震)	家屋が大きく揺れ、花瓶が倒れる。歩いている人も感じる。
震度５弱 (強震)	窓ガラスが割れて落ち、一部の人は行動に支障を感じる。

震度５強（強震）	ブロック塀が崩れる。恐怖を感じ、車の運転ができなくなる。
震度６弱（烈震）	重い家具が移動・転倒し、多くの人が立っていられなくなる。
震度６強（烈震）	はわないと動けない。山崩れ、地割れが生じることがある。
震度７（激震）	家屋の倒壊が30％以上に及び、断層が生じる。

（気象庁、2008）

３）地震を想定した避難訓練計画　（例示・附属高等学校）

地　震　避　難　訓　練

日　　時　○月○日（○）○○時○○分地震（震度５）発生
対　　象　全校生徒・教職員
訓練内容　「訓練放送です。只今、地震が発生しました。皆さんは、先生の指示に従って冷静に行動し、避難してください。」（繰り返し2度放送する。）

１　第１動作の実行と確認徹底

＜教　室＞

① 授業担当教員は、教室前後のドアを開け、避難路を確保する。
火気等を使用している場合は、速やかに切る。

②ガラス・落下物・転倒物の危険のないところにすばやく移動する。

③机の下にもぐり、机の両脚をしっかり握る。あるいは、両手を組んで頭部を保護し、丈夫で安全なところに身を寄せる。
→1～3分間（揺れがおさまるまで。）上記の姿勢をとる。

＜廊下・階段・トイレ＞

低い姿勢をとり、近くの教室に入り、③の動作をとる。

＜体育館＞

①体育館中央に集まる。

②両手を組んで頭に乗せる等して、頭部保護に努める。

＜グラウンド＞

中央部近くに避難する。

２　避難行動

①揺れがおさまったら、（地震は長くても、3分くらいでおさまる。）
校内放送を通じて、避難場所を指示する。
「生徒の皆さんは、先生の指示に従って、速やかに、冷静にグラウンドに移動してください。」

② 避難時にはパニック等の人災も怖いので、転倒物の危険を重点指導し、厳守徹底する。

・ 避難順路に従って避難するが、災害発生の状況によっては順路の変更も考えられるので、放送の指示に注意し、危険・混乱の少ない順路を判断して誘導する。

・ 避難中は　**「お」**人を**おさない**
「か」校内では、**かけらない。**
「し」しゃべらない　の３**ない**を厳守させる。

③集合整列・点呼

担当教員は、人数を確認し責任者に異常の有無を報告する。

３　講　評

担当責任者が、訓練の講評を述べ終了する。

（２）火災を想定した避難訓練

火災においては、混乱が予想されるので、教育施設の保全と教職員並びに生徒の安全を期するため、事前に消防計画、特に、自衛消防隊の役割分担の周知徹底を図っておく。実施日時は、消防署へ届け出ると共に、実施にあたって助言を得ること。

①自衛消防隊組織・任務　　（例示・附属高等学校）

本部

- 通報連絡班
  - ・災害発生に際し、校内・消防機関へ通報・連絡する。
- 消　火　班
  - ・消防機械・器具の点検、整備及び操作訓練につとめる。
  - ・災害発生に際し、初期防衛活動にあたり、消防隊到着後はその作業に協力する。
- 搬　出　班
  - ・書類、備品の搬出に便利なように通路を開放する。
  - ・重要書類及び備品を指定の場所に搬出する。
- 退　避　班
  - ・校内の非常口や通路に分散し、生徒が安全な場所に退避できるように誘導する。
  - ・消火協力者及び消防車を誘導する。
- 警　備　班
  - ・災害現場、各出入口の警戒にあたる。
  - ・搬出した重要書類、備品の置き場に行き、破損、盗難防止にあたる。
  - ．消火活動が便利なように立ち入りを監視する。
  - ・逃げ遅れた生徒等の確認。
- 救　護　班
  - ・火災発生と同時に救護所を開設し、救護活動を行う。
  - ・要救護者がある場合は、警備班と協力して救出・救護にあたる。
  - ・要救護者に対する応急処置にあたる。

②火災に対する避難訓練留意事項

・放送をよく聞き、放送に従って行動することを徹底しておくこと。
・火災発生時の場合は、カーテンを開け、窓を閉め、電気を消す。
・避難時の３つの約束の確認

「お」人を**おさない**
「か」校内では、**かけらない**
「し」**しゃべらない**

・火災により煙が充満している場合は、ハンカチ等で口や鼻を押さえる。
・建物を出たら小走りで避難集合場所まで行く。

③火災を想定した避難訓練計画　（例示・附属高等学校）

火　災　訓　練

1　目　的
① 火災の避難の方法を知り、秩序正しく避難する。
・放送や先生の指示をよく聞いて行動する。
・「お・か・し」の指導の徹底をはかる。
② 教職員の役割分担（自衛消防組織・任務）を確認する。
③ 消防署の指導・協力を得る。
2　日　時　○月○日（○）　○時○分　～　○時○分
3　火災発生場所　　理科室
4　避難場所　　グラウンド
5　訓 練 内 容
① 通報１１９番（通報連絡班）
「訓練火災、訓練火災。こちらは可部東１丁目２番３号広島文教女子大学附属高等学校です。２階の理科室から火災が発生しました。」
電話と同時に緊急放送する。
② 緊急放送（通報連絡班）
「訓練火災警報。訓練火災警報。　理科室から火災が発生しました。先生の指示に従って落ち着いてグラウンドに避難しなさい。」
（繰返し２度放送する。）
③ 誘　導（退避班）
あらかじめ役割分担を決めておくこと。
校舎を出たら小走りで、避難場所に移動する。
④ 逃げ遅れた生徒の確認（警備班）
１号館　１階（M先生）　２階（N先生）　３階(O先生)
２号館　（S先生）
⑤ 生徒数の確認
各担任から校長に報告
⑥ 救護班、搬出班、消火班への周知徹底を図る。
・救護班（救護所の場所及び負傷者の救護）
・搬出班（非常持出物品並びに搬出場所等の確認）
・消火班（消火器による初期消火）
⑦ 消防署の指導で屋内消火栓使用の消火訓練を実施（消火班）
⑧ 消防署による講評
⑨ 講　評
担当責任者が、講評を述べ終了する。

（３）「淳風寮災害対策マニュアル」　（例示）

別冊資料として、大学及び高等学校の寮における火災等避難訓練の実際と避難箇所の指定及び防犯等の留意事項をまとめたものがある。

これに基づき、永年にわたり、平素の学寮における寮生の実地指導を、年間二度実施してきている。

４　施設・設備の点検・整備

ここでは、危機事象の発生を、未然に少しでも防ぐための方策として、施設・設備を中心に、日常のメンテナンスや点検、使用上の注意、防災等の対策について記述した。

（１）施設･設備の安全点検

１）安全点検の種類と実施者

学校の安全管理として、法令で定められている安全点検とその法的根拠は、次表に示したとおりである。これに見られるように、安全点検には、原則的に教職員が実施する定期点検、臨時点検、日常点検がある。また、必要に応じて、定期あるいは臨時に専門業者による点検が必要である。

２）安全点検における留意事項

①　安全計画に安全点検を位置づける。

②　点検者の明確化とともに点検分担を工夫する。

ⅰ　個人、グループ、全教職員一斉点検等を適宜組み合わせる。

ⅱ　点検分担を定期的にローテーションして、漫然とした点検を防ぐ。

ⅲ　保護者を点検者に加え、安全意識の高揚を図る。

③　点検の対象とその観点を明確にする。

ⅰ　施設設備の点検、防災点検、防犯点検等の観点から点検箇所を洗い出す。（部門によって施設設備等の環境が異なること、同じ環境でも心身の発達状況により、危険性は同一でないことに留意する。）

ⅱ　点検項目を明示する。（点検項目を記載した点検チェックリストを作成する。）

④　結果と措置を記録に残す。

⑤　点検要領を示す。

安全点検の根拠(学校保健安全法施行規則)とその内容

安全点検の種類	時　　期	対　　象
定期の安全点検	毎学期１回以上 （二十八条　第一項）	児童生徒が使用する施設設備及び防火に関する設備等
臨時の安全点検	必要に応じて ・学校行事前後 ・自然災害が予想される時 ・近隣で犯罪が発生した時 （二十八条　第二項）	それぞれの課題に応じて、点検項目を設定する
日常の安全点検	日常的に実施	上記の安全点検のほか、設備等について日常的に点検し、環境の安全確保を図る

３）建物内外の点検箇所と点検の視点

建物内外の安全点検に際して、具体的な点検箇所及びその際の視点について、主要なものを次の二表に示した(齋藤、2006)。

校舎内の主な安全管理箇所等

場　所	項　　目	点 検 の 視 点
教　室	・床、壁、出入り口、窓等 ・机、椅子、テレビ、暖房器具等 ・戸棚、ロッカー等 ・黒板、額、鉢植え、水槽等	・破損箇所はないか ・金具等の摩耗はないか ・倒壊、落下する恐れのある備品は固定してあるか ・扉や窓は問題なく可動するか
特別教室 及び準備室	・薬品棚、ロッカー、実験用具 ・電源、ガス、水道 ・ピアノ、オルガン等 ・模型、木材、工具等	・棚等は固定しているか ・薬品等が転倒、落下しないか ・ガス、電源等に危険はないか ・教科の用具が安全に管理されているか
ベランダ	・手すり、フェンス等	・破損箇所はないか ・不要物、危険物はないか
廊下、階段、昇降口	・廊下、階段、踏み板 ・下駄箱、傘入れ、棚等	・破損箇所はないか ・滑りやすくないか ・不要物、危険物はないか

体育館	・床、壁、窓、出入り口等 ・体育施設・設備、用具等	・床、壁等に破損箇所はないか ・体育施設の固定箇所が破損していないか ・体育用具や椅子が正しく保管されているか
給食室	・調理台、レンジ等 ・刃物、食器等 ・ガス、電気、水道等	・安全に機器が作動するか ・調理器具等の保管は安全か ・危険物、不要物はないか ・床は滑りやすくないか
便所、手洗い所等	・便所、手洗い場、水飲み場	・破損箇所がないか ・滑りやすくないか
防災設備	・消化器、消火栓、救助袋、ロープ等	・適切に保管されているか ・破損箇所はないか
校舎の外壁	・壁、屋根等	・亀裂、剥離等がないか

校舎外の主な安全管理箇所等

場　所	項　　目	点 検 の 視 点
運動場、校庭、園庭	・地面、ポール、朝礼台等	・地面に危険物がないか ・ボールに腐食、亀裂がないか ・朝礼台に破損箇所等がないか
体育施設・設備、遊具	・固定鉄棒、ブランコ、うんてい等 ・サッカーゴール、防球ネット	・破損、腐食箇所がないか ・サッカーゴール、防球ネットが確実に固定されているか
プール	・出入り口、更衣室 ・プールサイド、プール内 ・排(還)水口	・破損、腐食箇所がないか ・危険物がないか ・排(還)水口に蓋をしてあるか
倉　庫	・扉、用具等	・扉の鍵が壊れていないか ・内部が整頓されているか
自転車置き場、駐車場	・自動車、自転車等	・危険物、不要物がないか ・正しい位置に駐輪、駐車しているか

校門、通用門等	・門扉、塀等	・門扉が安全に作動するか ・門扉の鍵が壊れていないか ・インターホン、防犯カメラを設置している場合は、確実に作動するか ・塀、フェンスに破損箇所はないか ・地震で倒壊する恐れはないか
その他校庭	・植栽、花壇、外灯等	・危険物がないか ・枯れ木、割れた鉢などが放置されていないか ・ローラー等が放置されていないか ・外灯が点灯するか

（２）熱源等の使用法

１）電気の安全な使用法

ⅰ　傷んだコード、コンセント、プラグは早めに交換する。
ⅱ　コードの上に物を置かない。
ⅲ　通路へコードを通さない。
ⅳ　コード、コンセント、プラグは適切な容量で使用する。
ⅴ　アースは、確実に取り付ける。
ⅵ　電源の操作は、きき手で行う。
ⅶ　振動する機械にコードを接触させない。
ⅷ　電気製品の上に水を置かない。
ⅸ　電気設備の修理は、専門家に依頼する。

２）ＬＰガス、都市ガスの安全な使用法

ⅰ　ガス警報器の設置と正しい換気をする。
ⅱ　コンロやバーナーは、不燃物台の上で使用する。
ⅲ　使用後は、ガスの元栓を閉める。
ⅳ　ガスホースは 3m 以下で使用する。
ⅴ　ガスホースは安全バンドで止める。
ⅵ　使用しないガス栓は、キャップをする。

万一、ガス漏れのときは、
・バルブ、ガス栓を閉める。
・火気使用禁止
・窓を大きく開けて換気する。
・換気扇、扇風機は絶対使わない。（引火し、火災を招く。）

３）薬品の取り扱い方

ⅰ　毒物・劇物に関する注意
・必ず容器に表示をする。
・容器は、金属製保管庫に鍵をかけて保存する。

・在庫管理を頻繁にする。
・使用の都度、受払簿に記帳をする。
ⅱ 廃液の後始末は、使用者の責任で行う。
ⅲ 薬品を扱うときは、適切な保護具（メガネ、手袋等）を使用する。
ⅳ 可燃性物質・助燃性物質の使用時には特別の注意を払う。
ⅴ 実験中は常に監視を行い、放置実験はしない。
ⅵ ドラフトチャンバーを有効に使う。
ⅶ 薬品をこぼし、身体に付着したときは、まず水で洗う。

４）実験廃液の処理法

実験廃液の取扱と実験室からの排水
・実験廃液の原液と 2 回目までのすすぎ液は、専用タンクに貯留する。
・3 回目以降のすすぎ液は、一般実験系廃液として取り扱い、「一般実験系流し台」に流す。
・一般実験系廃液の再利用はしない。

（３） 危機事象への対応

１）防火と消火

消防計画マニュアルを遵守し、防火・消火に努める。
ⅰ 火災の予防
・火気は、燃えやすい物の近くで使用しない。
・火気は、不燃性の台の上で使用する。
・火気使用中は、その場を離れない。
・退出時に電気、ガス、火の始末をする。
ⅱ 日常から避難路や消火器、消火設備の確認を行う。
ⅲ 火災を見つけたら
・大声で周囲の人に知らせる。
・火災報知器を鳴らして知らせる。
・消火器を使い初期消火に努める。
・ガスを止め、電源を切る。
ⅳ 避難
・天井に火が回る等危険と感じたらすぐに避難する。
・避難の時は、ドアを閉め何も持たず逃げる。
・避難の時エレベーターを使用しない。
・避難の時は姿勢を低くし、濡れたハンカチやタオルを口と鼻に当て、息は鼻から吸い、口から吐く。

２）地震対策

ⅰ 地震に備えて
・ロッカー、書棚、ガスボンベ等は、転倒防止措置を行う。
・コンピュータ、ネットワーク機器、実験装置等は、落下防止措置を行う。
・棚等の物品や書籍の落下防止措置を行う。
・試薬棚には、落下防止柵を設け、試薬の落下を防ぐ。
・消火器や懐中電灯、救急薬品、ラジオ、食料品等を備えておく。
・避難路や避難場所を確認しておく。

・平素、不用品等は、適宜処分し、整理整頓に心がける。
ⅱ　地震が起きたら
・あわてて外に飛び出さない。
・机の下に身を寄せ、安全を図る。
・転倒物、落下物、ガラスや屋根瓦等の落下に注意する。
・身の回りの火元を確認し、素早く始末する。
・火が出たら通報と消火に努める。
・負傷者を見つけたら応急処置を行う。
・ドア・窓を開放し、非常脱出口を確保する。
・声を掛け合い、協力して行う。
・正しい情報をつかむ。

３）交通安全

ⅰ　事故を起こさないために交通ルールを守り、「ゆとり」のある通勤(学)を心がける。
・制限スピードの遵守
・飲酒運転の禁止
・信号遵守(イエローストップ)
・カーブでの減速走行
・前方注意
・シートベルトの着用、雨天時の減速走行
・危険な追い越し、割り込みの禁止
・ミニバイク安全運転３則
　制限速度を必ず守る。
　交差点では、必ず安全を確かめる。
　ヘルメットを必ずかぶる。
ⅱ　事故が発生したら
・救急車、警察に通報する。

４）防犯・盗難・安全対策について

ⅰ　施錠を行う。危険な場所、危険地域には、近づかない。
ⅱ　貴重品は、必ず携帯する。
ⅲ　機器の盗難に注意する。
ⅳ　夜道の一人歩きを避ける。
ⅴ　簡単な怪我や事故でも報告する。

５　連絡網（内部・外部）の整備

（１）緊急時の連絡先

平成 19 年 8 月 30 日に、連絡網整備検討小委員会を設け、原案の検討を行った。内部の連絡網については、現行のものを基本に作成し、外部の連絡網については､緊急時に必要とされる連絡先を､機関別に一覧表とした。

ただし、内部の連絡網一覧表については、個人情報保護法に鑑み、関係者のみの資料とし、本誌へは、外部関係機関への連絡一覧表のみとした。

緊急時の連絡先（外部機関）

区分	機関の名称等		連絡先	
国の機関	文部科学省		代　表	03-5253-4111
		人的被害・休校等	私学行政課	03-6734-2533
		施設被害	私学助成課	03-6734-2545
	私学事業団			03-3230-1321
	広島北労働基準監督署			812－2115
自　治　体	広島県庁		代　表	228－2111
			総務管理局 学事室	513－2758
			（休日・夜間）	227－2048
		地震・爆発等	危機管理室	511－6720
		風水害	道路河川管理室	228－2172
		感染症・毒物劇物	保健対策室	228－2154
		大規模食中毒	食品衛生課	221－2016
		渇水	ダム室	223－3427
	広島市役所	安佐北区役所	代　表	815－5211
			区政振興課	819－3903
		安佐北保健センター		819－0616
警察・消防・医療機関	警察署	広島県警察本部	110番又は	228－0110
		広島安佐北警察署		812－0110
	消防署	広島市消防署	119番又は	246－8211
		広島安佐北消防署		814－4795
	医療機関	広島市医師会千田町夜間急病センター（内科・眼科）		504－9990
		桑原医院	校医	873－2516
報道関係	県政記者クラブ			513－4460
	市政記者室			504－2118
ライフライン関係	中国電力（株）			241－0211
	プロパンガス	猫本商事（株）		877－1485
	広島水道局		代　表	511－6806
			安佐北工事事務所	812－2131
	NTT 西日本（株）			113
そ　の　他	災害伝言ダイヤル			171
	火災案内			246－0119
	（株）中電工	電気関係	古市出張所	877－0479
		空調、上下水道関係	可部営業所	814－2188
	大新東（株）	スクールバス	広島支店	542－8533
			広島北営業所	810－1606
学園内の連絡先　・・・・・　総合支援課　082-814-3191　（内線　204～209）				

（２）災害用伝言ダイヤル

地震等で大災害発生時にあっては、安否確認、問い合わせ、見舞い等の通話が爆発的に増加し、電話が繋がりにくい状態(電話輻輳)が、1 日から数日間続く。このような状況の緩和を図るために、ＮＴＴは平成 10 年 3 月に、災害時に限定して「災害用伝言ダイヤル」を設けることにした。

この災害用伝言ダイヤルは、安否情報等の伝言を、被災地以外の比較的余裕のある地域へ分散させ、迂回先で伝言のやりとりをする仕組であり、比較的スムーズに安否等の確認が行える。

災害用伝言ダイヤル利用の概要については、次に示すとおりである。

災害用伝言ダイヤルの利用について

1)使用できる電話

災害用伝言ダイヤルの伝言登録、再生の利用可能な電話は、次のとおり。

・一般電話(プッシュ回線、ダイヤル回線とも)、公衆電話、ＩＳＮネット 64・150、メンバーズネット、並びに災害時にＮＴＴが避難所等に設置する特設公衆電話、携帯電話・ＰＨＳ

2)提供開始

震度 6 弱以上の地震発生時、及び地震・噴火等の発生により、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況(輻輳)になった場合

3)登録できる電話番号(被災地電話番号)

災害により電話がかかりにくくなっている地域(都道府県単位)

4)伝言録音時間・伝言保存期間・伝言蓄積数

・伝言録音時間　1 伝言あたり 30 秒以内

・伝言保存期間　録音してから 2 日間(48 時間)

・伝言蓄積数　1 電話番号あたり 1～10 伝言(提供時に知らされる)

5)伝言の消去

伝言してから保存期間を経過した時点で自動的に消去される。

6)利用料金

伝言の録音・再生時の電話料のみで、伝言蓄積等のセンター利用は無料。

伝言の録音方法	伝言の再生方法
171 をダイヤル	171 をダイヤル
ガイダンスが流れる	ガイダンスが流れる
1 （暗証番号を利用する録音は 3 ）	2 （暗証番号を利用する録音は 4 ）
ガイダンスが流れる	ガイダンスが流れる
被災地の固定電話番号を 市外局番からダイヤル 082－814－○○○○	被災地の固定電話番号を 市外局番からダイヤル 082－814－○○○○
ガイダンスが流れる	ガイダンスが流れる
プッシュ回線の場合は 1＃ ダイヤル回線の場合はダイヤル不要	プッシュ回線の場合は 1＃ ダイヤル回線の場合はダイヤル不要
ガイダンスが流れる	ガイダンスが流れる
伝言を録音（30秒以内）	伝言を再生

伝言の録音・再生時の電話料のみで、伝言蓄積等のセンター利用は無料。

（ＮＴＴ西日本、2009）

6　危機管理体制の整備のために

学園の将来的な危機管理体制の構築には、個別の危機事象の検討は必要不可欠であるが、その検討の結果を基（ベース）にし、総合（トータル）的な危機管理システムを検討することが必要である。

それには、現行規定による危機管理体制（危機対策本部等。）に加えて、場合によっては、個々の危機事象に対応できる管理体制とそれを取り巻く、物心共に携えた体制の整備が望まれる。一般的に言われる、ソフト面とハード面との整備である。

そのために必要な検討事項として、次のことが考えられる。

① 個別の危機事象の検討：次に記載の「②」の事項と共に、ソフト面の主たるものであるが、経験していない事象については、文献又は報道による内容の分析から推測するので、なかなか条件設定が困難であり、時間を経て修正・補完していくこととなる。

② 危機管理体制の整備(現行規定による体制の整備も含む。):現行の体制も実際の事象に遭遇して、対応した中で、修正、補完していくものと考えている。

③ 施設･設備の整備と定期点検：ハード面の主たる事項であり、機器の開発・改良の結果を得て、入替整備を行いつつ、維持・整備を行っていくことである。時として、多大の経費を要するため、整備との兼ね合いが課題である。

④　新たな環境の設定（個別の事象の検討の中から生じる事項）についての検討：前述の①～③の結果による総合的な事項であり、トータル的に対応することとなるもので、構成員の理解も得ながら整備していくものと考える。

以上のこと等が考えられるが、当座、危機管理体制等を検討する上で必要と思われる事項を、文献資料から引用して、次に掲げた。

（１）危機管理計画チェックリスト

次のチェック項目は、大泉(2006)から引用したもので、「危機管理計画」を策定するうえで、必要と考えられる、配慮すべき事項である。今後、各部門において、検討していく中で、これらを念頭に置き、できるものから、順次整備していくように心がけ、漏れのないように対応することが大切である。

○　危機対応活動計画の再確認

・緊急事態対応計画が完全なものであることを再確認する。

・どの部分を最新なものにしなければならないかを識別するために計画テストをして、さらに再テストをする。

・緊急事態の命令系統を決定し、各系統が、その役割と責任を果たして権限に基づいていることを確認する。

・各社員が危機対応行動計画を読むことを確認する。

・危機対応行動計画で必要とされる経営資源を確認し、それらは作業の流れに従い利用できるものか、について確認する。

・危機対応計画をテストするために何が必要かを決めて、それらを入手する。

・危機対応行動計画を経営陣、関係部門長、緊急事態対応チームのメンバー、外部専門家等が参画して立案しているかどうか確認する。

○　事前対策の要点

①　ハインリッヒの法則

・一つの大事故の背景に29件の小事故があり、300件のヒヤリハットがある。

・萌芽を発見し芽を摘む　→　大事故や不祥事の未然防止

②　事前確認から事後チェックへシフト

・企業（組織）のコンプライアンス確認の手段としての事後チェックの重要性が拡大

・政府機関が民間へ委託する場合には、監査体制の量的拡大は不可欠

③　早期発見のためのツール

・風評、関連機関（業者）からの情報提供、内部告発

・重要な情報（特に悪い情報）は必ず上層部（責任者）に上げる仕組み

・曖昧な情報でも決断できるように訓練をする。

・現場、支店、本社、都道府県、各レベルで適切なスクリーニングがなされる仕組み

・関係各機関（他省、他社、都道府県）との相互通報等緊密な連携

・対応マニュアルは平時に読み、担当する自分の役割を確認する。

④　監査の実施

・監査は、通常時に指導を目的とするものと疑義業者の処分を目的とするものと両面必要である。

⑤　内部監査の実施

・　外部からの通報処理状況、監査の実施状況等について、内部監査を実施

○　事後対応の要点

［発覚後の適切な対応　→　早急に実施しなければならないことを判断し、実行する。］

・行動1：人命救助、被害拡大防止

・行動2：調査の実施＝危機発生現場との連携の下、早急に調査を実施する。

・行動3：マスコミ対応＝マスコミは大衆の代表ということで真摯に対応

マスコミ対応を誤ると問題が二次的に拡大

職員の生命・財産に対する直接的な危機ではない場合、調査結果等の進捗状況を踏まえて公表時期を判断する。

［マスコミ対策］

①　隠蔽が最大のリスク＝発生事実よりも隠していたことが最も非難（個人情報は別）

②　判明している事実が一部であっても公表する。＝隠さない、嘘をつかない。徹底して説明する。

③　定期的な記者会見（途中経過も公表）＝対マスコミ担当の一元化が不可欠

④　調査の実施＝調査の信頼性を高めるためにはコンプライアンス委員会等第三者による調査を実施

［予防へのフィードバック］

①　不幸にも危機を経験した場合には、制度的なウイークポイントの分析を行い、予防対策へのフィードバックを行う。

②　事後対策やマスコミ対応結果をもとに以後の対応方法への改善に役立てる。

○　危機管理対応チーム

・誰がチームを指揮すべきか。
・リーダーはどんな権限が必要か。
・権限が委譲されているか。
・チームのメンバーには誰を選任すべきか。
・チームのメンバーは訓練を受けているか。
・各チームのメンバーの役割は何か。
・危機管理対応チームは、関連組織の方針をすべて認識しているか。
・緊急事態に必要な調整は誰と行えばよいのか。

○　方針決定に関するチェックリスト

・危機管理系統は、どうあるべきか。
・危機管理対応チームのリーダーは、どの程度の権限をもつべきか。
・レポートは誰に対して作成されるのか。
・もっと効果的に方針を広めるにはどうしたらよいのか。
・どのような資料が必要か。

○　脅威・弱点の評価のチェックリスト

・過去においてどのような非常事態が職務に影響を及ぼしたか。
・業務活動を行っている環境はどうか。敵対的か。友好的か。
・第一優先の標的であるか、単なる偶然の標的か。
・様々な緊急事態に対して現在どのような計画があるのか。また、それらの計画は適切で関連性があるか。

○　危機管理センターに関するチェックポイント

・センターは何処に設置されるべきか。
・どのような施設が必要か。
・施設はどのような陣容でどのように運営されるべきか。
・センターはどのように構成され、誰が何処に配置されるべきか。
・危機発生中または平常時にセンターには、どのような立入り検査、安全手段が必要か。
・電話、ファックス、コピー機器、ＴＶモニター、衛星放送用パラボラアンテナ、ＤＶＤ、ＶＴＲ機器等の機器は常備されているか。

○　危機コミュニケーションに関するチェックリスト
・組織としてのスポークスマンを誰にするのか。
・スポークスマンにはどのような訓練が必要か。
・スポークスマンは、メディア並びにメディアのニーズに関する知識や経験があるか。
・スポークスマンは、危機管理対応チームの一員であるか。
・スポークスマンは、常に最新の情報を知っているか。
・スポークスマンを、メディアに対する唯一の情報源として支援できるメカニズムが確立されているか。

（２）危機管理計画チェックリスト（マスコミ対応）

この項に記述のものは、執筆者の長年の報道機関での経験の中からの提言であり(石川、2004)、特に、経営者トップを中心とした、マスコミ対応のあらゆる角度からの助言である。

したがって、今後、各部門等において対応マニュアルの作成に当たり、協議に先立って、先ず、ご一読いただき、いざ危機事象発生の場合における情報収集から公表にいたる体制作りと応対方法等の構築に活用いただきたい。

１．緊急時のマスコミ対応
・社長がどこまで、何時に知ったか、最初の指示等について記録しているか。
・情報は早めに出しているか。
・被害者は誰かを、まず認識しているか。
・不利な情報でも、積極的に開示しているか。
・人命にかかる情報は早く発表して、二次災害を防止しているか。
・テロや誘惑の場合には、名前の公表は危険だと認識しているか。
・公正な情報提供をしているか。
・一部メディアだけに情報提供していないか。
・社内記録班を結成し、ビデオ、写真、メモで詳細に記録しているか。
・マスコミに提供できるビジュアル（映像）素材を用意しているか。
・社員に対し、マスコミ対応方法を承知させているか。
・緊急時のＮＧワードを使っていないか。

知らなかった。　部下がやった。　法的には問題がない。　法律は守っている。　みんなやっている。　たいしたことではない。

２．マスコミが殺到した場合の要点

・マスコミが殺到したときには、情報があってもなくても、トップが居ようが居まいが「何時に記者会見を行います。」といって対応すべきなのです。

・情報は一度きりでなく「継続して発信」することが大切

・緊急時に「リーク（情報漏洩）」は、厳禁！

・最初に駆けつけるのは市民の代表である「社会部」の記者

・緊急時の記者の関心は、どこに向けられるのか。

ⅰ　事実として何が起こったのか。

ⅱ　発生後、どのように経過し、現在はどうなっているのか。

ⅲ　トップは、いつ、どこで知ったのか。

ⅳ　なぜ起きたのか。

ⅴ　過去に類似事故はなかったのか。

ⅵ　この事態をどう思っているのか。

ⅶ　今後の対策は。

ⅷ　責任者は、誰なのか。

ⅸ　責任をどのようにとるのか。

３．社員が突然記者に囲まれたら

・公式のマスコミ窓口を知らせる。

・会社の公式見解を共有して、その見解に沿った対応をする。

・絶対にしてはいけないことは、憶測や未確認事項を述べること。

・記者を怒らせるＮＧワード

ⅰ　知らなかった。部下がやった。

トップが知らなかったことは良くあるが、この言葉を最初に使うと、責任逃れのように聞こえてしまうのです。「私が知ったのは〇〇です。すぐに私の耳に入るような体制を築いてこなかったことに責任を感じています。」

ⅱ　法的に問題はない。法律は守っている。

記者が、「法律を守っていなかったのではないか」と、に対しては、「法律は守っておりましたが、企業は法律を守って良いということではないと考えています。我々もそのように考えて万全の対策を立ててきたつもりですが、残念ながら今回の事故を引き起こしてしまいました。社会的責任を痛感いたします。原因を徹底的に究明し、

二度と事故が起きないように全力を尽くします。」

ⅲ みんなやっている。

「みんなやっているのに、なぜ自分だけ責められるのか。」等という言い方は絶対してはいけない。

４．緊急記者会見の開き方

どんな場合に緊急記者会見を開くのか。

① 事故や事件により死亡や負傷者が出た場合

② 社員や役員が逮捕されたとき、等

［会見の場合の準備］

・会見の時間は、できるだけ早く（人命にかかる大事故の場合2時間以内）。

・会場は、自分達でコントロールできる場所

・緊急記者会見案内状の作成と配信（深夜でもすぐに）

・会場のレイアウトは「ぶら下がり」を防ぐように準備する。

（「ぶら下がり」とは、記者が群がって質問攻撃すること。記者入口と関係者入口を別々にする。ドアが2カ所あるところ。）

・適切なスポークスパーソンを決める。

・報道資料の準備をする。

・メッセージを準備する。

・想定問答集の作成

・事前ディスカッションで論理性をチェック

説明者と記者席を離す。

説明者の後に空白を作らない。

受付は室の外にする。（記者以外の入室を禁止する。）

［緊急記者会見で「しなければならないこと。」］

・事実の説明：何が起きたのか、事実を説明する。

・経過と現状：対策本部設置について説明する。

・原因：確定した原因あるいは推定できる原因について説明する。

・再発防止策：制度の制定、管理委員会の設置等具体的な防止策を打ち出す。

・責任表明：トップの責任、責任者への厳しい処罰。被害者への賠償、世論が納得する内容で責任表明する。

５．緊急記者会見・チェックリスト

項　　目	詳　　細	注　　意　　事　　項
会見場	場所、時間	○○会議室
	スポークスパーソン	社長と現場責任者
記者へのアナウンス	会見お知らせ	簡潔に
	メディアリストのチェック	主要メディアのみ
	配信（ＦＡＸ等）	会見２時間前までに配信、配付
会場準備	会場下見	ぶらさがりの防止、出口確保
	会場レイアウト	カメラポジションの確保
	直前打合せ	禁句事項の確認、服装チェック等
	演台、机、椅子	
	司会マイク	
メイン会場機材	スポークスパーソン用マイク	会場が狭くても用意する。話が聞こえないと記者はイライラする。
	質問用マイク	
	ビデオデッキ、パソコン	事故の場合は映像で説明する。
	プロジェクター	
発表者手許	スクリーン	
	ポジションペーパー	
	関連資料	
	飲み物	必ず水を用意する。答え難い質問の時役立つ
スタッフ配置	司会	
	発表者サポート	メモ渡し、資料集め等
	記録、ビデオ撮影	発表者だけでなく記者も撮影する。
	記録者	質問と回答は総てメモし、問題点も記載
	受付	
	会場内誘導	
	出入口警備	マスコミ関係者入口とスポークスマンの出入確保
会場案内図	建物入口	各場所に担当者、警備員
	エレベーター前	
記者配布物	関連資料	事故の場所地図、製造物リスト、製品内訳等
	会社概要	会社基礎情報がわかるもの、パンフレット等

（３）危機管理、行動・理解のチェックリスト

一般に、事件・事故が発生した場合の場面ごとで、重複するものが、多々ある。それぞれの場面、場面で必要とされる事項である。従って、その事件・事故の内容、時期で、必要と考えられる。同じ表現でも、発生した事件・事故の内容、 また、時期が相違することで、別のものとなる。さらに、前後の状況により、別の処理が必要なものとなる。

その事件・事故の一連のものとして、捉えておき、場面によって、適確に取捨選択し、機敏に、処理していく能力をつけることが大切である。

なお、各自の所属する部署ごとにグループで検討し、シミュレーションを描く等して、部署の標準的な対応を考えることも、危機管理のトレーニングとして有効である。

いざ、事にあたる場合に躊躇することなく、事件・事故の大事を小事で、止めることこそ、危機管理の目指すところである。

学園として、必要と考えられる事項を、高階(2001)から要約して、次に記述した。これらを参考に、部門あるいは、部署で検討されたい。

○ 事件・事故を起こさないためにどうしたらよいかのチェックリスト

１　園児、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）や学校環境についての実態把握に努めているか。

・生徒等の表情、持ち物の変化や友人関係、家庭環境の把握時には、意図的に生徒等の実際の行動スキルの実態を把握

２　生徒等への健康・安全、道徳指導、積極的生徒指導

・生徒等個々の安全にかかわる知識理解やスキルを高めるための健康・安全指導を行う。

３　事故・事件にかかわる教師自身の意識、予測能力、資質を高める。

・事件・事故に対する教師自身の予測能力を高め、シミュレーション等をとおして、これに対応できる資質を高める。

４　家庭・地域社会との連携による指導に努める。

・ 学校・家庭・地域社会の三者の責任と役割を明確にし、日ごろから、生徒等の実態、指導している内容を伝え、協力を依頼したい内容についての共通理解を図る。

○　事件・事故を未然に防ぐチェックリスト

1　重要事項の確認

・重要事項確認のためのチェックリストを作成して、現状の把握をしているか。

・学園内研修会等で、危機管理の重要性・内容について理解を深めているか。

・ 校舎内外の施設・設備について点検を行い、危険状態を把握しているか。

・教育活動の内容・方法・形態について健康・安全性の視点から確認しているか。

・生徒等の実態を、日常の観察や特別な場面設定での様子から把握しているか。

2　リスクの予想

・学習活動の具体的な場面を想定して、具体的にリスクを予測しているか。

・事故が起きる可能性と起きた場合の危険性の予想から、指導の配慮事項や事前の対応策を考えているか。

3　発生要因の分析

・事故発生のさまざまな要因を関連的にとらえて分析しているか。

・要因の中で特に事故に関して問題性が高い内容を重視しているか。

○　事件・事故の対応を誤らないためのチェックリスト

1　予防策の準備

・状況に早急に対応するためのマニュアルを作成しているか。

・生命の危険や二次的危機状態の進行悪化の状況についての予測を行っているか。

・進行の悪化を最小限に食い止め、問題を解決するためのシミュレーションを行っているか。

2　緊急時の対策の準備

・緊急時の指導組織・体制を確立しているか。

・行動手順の明確化、具現化を図っているか。

・教職員一人ひとりが、緊急時の自分の役割と動き方を理解しているか。

3　早期対応と事後報告についてのマニュアルの作成

・状況に応じた動き方について具体化したマニュアルを作成しているか。

・事故への早期対応の仕方と事後報告すべき内容を明確にしているか。
・マニュアルの具体的な活用方法を共通理解しているか。
・時系列に沿って事実を明確に記録しているか。

○　問題行動への対応のチェックリスト

1　指導体制の充実

・学校長（学長及び園長を含む。以下同じ。）を中心に全教職員が問題行動への対応を意識しているか。
・生徒指導主事を中心とする指導体制が組織され、機能しているか。
・教職員が日ごろから、生徒等の様子をよく観察・把握しているか。
・個々の生徒等の内面・心情に則した指導が行われているか。
・生徒等からや保護者からの相談に応じる体制がとられているか。

2　情報の共有・連携

・生徒等の情報収集に当たり、必要な情報を共有しているか。
・学園内の関係スタッフ（学校医等の専門家を含む。）が、定期的に会合を持っているか。
・生徒等の状況に関する情報交換と総合的な分析・把握を行っているか。

3　問題行動発生時の対応

・生徒等指導担当組織が主体的に対応できるようになっているか。
・学校長を中心に全教職員が一致協力して、全体で当たっていくという認識ができているか。
・関係機関への連絡がとれるようになっているか。
・問題行動を起こした生徒等への指導並びに他の生徒等への指導が行われているか。
・プレス対応の体制がとられているか。

○　災害発生時の対応を誤らないためのチェックリスト

1　早急に初期対応がとれたか

・災害発生の時刻の確認
・生徒等の安全の確認
・災害の状況等の第一報を教育委員会等へ報告
・災害の状況に応じた、適切な措置（災害状況の把握、関係機関への連絡、生徒等の安全管理、保護者への連絡）
・警備員及び警備システムの対応は適切であったか。
・責任者の現場到着時刻

・地域の関係諸機関への応援依頼

2　災害発生後の対応は十分になされたか

・管理下での災害発生の場合、生徒等の安全確認

・災害状況は、正確、かつ、速やかに教育委員会へ報告

・生徒等の安全確認の後、下校、又は、保護者に引き渡す（危機状態が継続の場合は、一時保護も考慮する。）

・臨時休校等の通知は、適切になされたか。

・非常持出品の扱いは適切に行われたか。

・地域の関連諸機関との連携

・避難所の運営がスムーズに行われたか。

・ボランティアの方たちへの対応

・避難所生活が長期化する場合の避難者の健康管理（高齢者・乳幼児）

・避難所でのトラブル発生の対処

・情報の収集、提供が適切になされているか。

・マスコミ対応が適切になされているか。

3　災害復旧時の対応は適切か

・教育委員会への正確な報告書の作成（被災状況、生徒等・教職員の安全、関連機関との連携）

・保護者等への授業再開の通知

・被災後の生徒等の健康管理（心のケア等必要な生徒等の対策について、関連機関との連携）

4　総　括

・避難者の人員カードは、常備されているか。

・避難誘導の拡声器、メガホン等所定の位置にあるか。

・避難経路は、複数のパターンが用意されているか。（点検・整備も含む。）

・防災資器材や備蓄倉庫の点検は定期的になされているか。

・連絡システムは、整備されているか。

・消火器の準備と管理

・非常持出品の指定及び担当の確認

・情報収集と伝達のルートの徹底

（４）危機管理規程

「学校法人武田学園危機管理規程（以下、「規程」）」は、平成 18 年 6 月に制定され、これにより、本学園における危機管理の検討が開始された。さらに、平成 21 年 5 月には、この規程に改正が加えられた。

規程の目的は、様々な事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対処するために、危機管理体制及び対処法を定める等を行い、本学園の学生・生徒・園児、教職員並びに近隣の住民等の安全確保を図るとともに、本学園の社会的責任を果たすことである。

この規程について専門部会で検討を行った中で、学園全体あるいは、各部門・部署等で危機管理体制の整備、危機管理マニュアル作成等の参考に資すると思われる若干の事項を次に記述する。

１）危機事象（規程第 2 条関連）

規程第 2 条第 1 号から第 5 号の条文に、危機管理の対象となる事象が謳われている。この条文に対応する 40 項目の具体的事象が、「Ⅰ　検討の概要　２　具体的事項」に示した「危機事象分類表」に示されており、右端「規程第 2 条 1～5 号」の欄には、条文の何号に対応する事象であるかが色分けして示されている（第 5 号については、表中最下部の Ⅴ. の項目が対応している）。

合計ポイントの算出方法、条文の何号に対応する事象であるかを示す色表示等については、表中に示されているとおりである。ただし、第 5 号に対応する 3 事象［項目 38）～40)］は、後の検討で付加されたもので、これらのポイントは算出されていない。

事象の分類については、一元的でないところも見られるが、条文を色分けされた事象と対応させる等して、条文の理解を一層深めると共に、それぞれの事象について各部門・部署における対応を検討し、これに備えて置くことが求められる。

２）危機管理に関する平時の措置

危機管理体制、対処等に関して、理事長及び部門長が行うべき措置については、規程第 11 条、12 条に示されているとおりで、その概略を図に示した。さらに、平常時の危機管理には、危機管理員（理事長指名）が加わることになる。

危機管理員

規程第 13 条に規定する「危機管理員」は、理事長指名のもと、部門長とともに日常的な危機管理にあたる。また、職員は、緊急に対応すべき事象が発生、又は発生する惧れがあることを察知したときは、当該部門の危機管理員に報告することになっている（規程第 14 条第 1 項）。さらに、危機

管理員は、前述の報告を受けたとき、あるいは自分が危機事象を察知したときは、当該危機状況を確認の上、直ちに理事長に報告するとともに、必要な措置を講じる。

平常時における危機管理体制

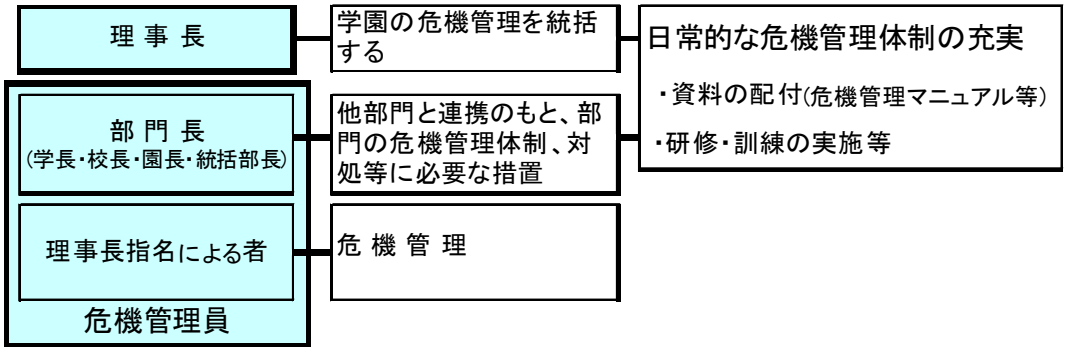

この危機管理員は理事長指名であるが、部会から提案するとなれば、各部門長に次ぐ職位にある者、及び日常的に施設設備の保安・点検の担当者、看護師等が考えられる。

３）危機事象発生時における危機管理体制

危機事象の対処のために、理事長が必要と判断した場合には、速やかに当該事態に係る危機対策本部（以下「対策本部」という。）が設置される（第 15 条)。この対策本部の構成は、次の図に示すように、対策本部長に理事長、副本部長に学園統括部長、対策本部員に部門長のほか、対策本部長（理事長）が指名する者を以て充て、事務は、学園統括部総合支援課が主管し、副本部長が指名する関係部門等の職員が参画する。

また，当該部門のみに係る危機であり、当該部門で処理するのが適切であると判断される場合には、部門長は、理事長への報告・了解を得て当該部門で対処する（第 17 条)。部門で生じた殆どの危機事象は、上で述べたように、一義的には当該部門で対応することとしたい。しかし、複数の部門にまたがった危機事象あるいは当該部門だけでは、解決できない事象であると理事長が判断した場合には、当該部門長の判断にかかわらず、学園の対策本部がこれに対応することとなる（第 17 条 3)。

危機事象発生時における危機管理体制

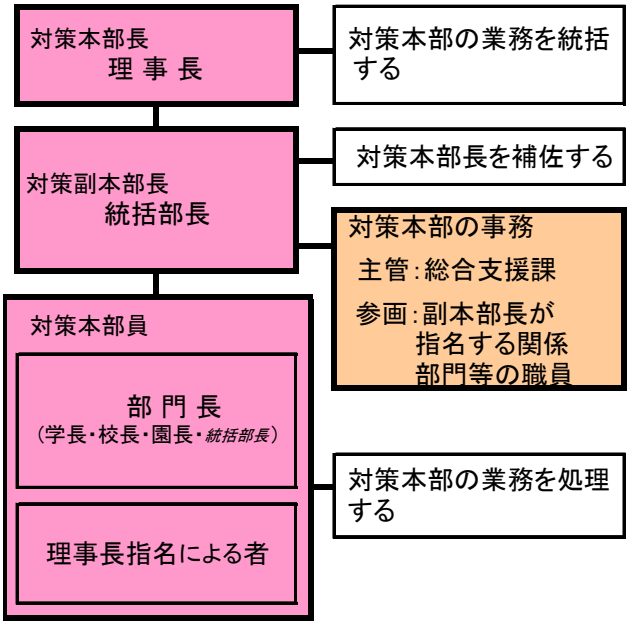

ここで重要なことは、この危機対応組織のメンバーに「心のケア」を担当する者（担当能力のある者、あるいは、外部に支援を要請する窓口となる者）を加えておくことである。

４） 危機対応の組織編成とその任務

自然災害が発生した場合の組織的対応について、大学部門におけるものを、次に例として示した。これは、消防計画の「自衛消防組織（白抜き部分)」に、災害時の対応として想定される組織及びその任務を重ねた（塗りつぶし部分）ものである。

図中に示しているように、このような危機対応組織とその任務を部門ごとに作成しておく必要がある。ただし、危機事象の種類、あるいはその規模によっては、図に示している任務の全てを必要とするものではない。その場合は、臨機に必要とされる任務の応援参加することでよい。

従って、危機事象ごとに各部門部署等で対応を検討する際、図の右端に示した担当者等の応援任務を含めた計画にしておくのが、迅速で的確な対応を行う上で得策であろう。さらに、避難を要する場合を想定して、それぞれの事象ごとに、各部門で一次避難場所、二次避難場所を定めておく必要がある。

災害発生時の対応（例示）

本学自衛消防組織（白抜き部分）に，災害発生時の一般的対応（塗りつぶした部分）を重ねて作成した．各部門・各部署においては，個別事象それぞれへの対応を，マニュアル化しておく必要がある．

			責任者	
			平日・日中	夜間・休日等
対策本部	隊　長	学　　長	1. 防火管理に関する全ての責任と権限を有する 2. 全体を指揮する	
	副隊長	学園統括部長（防火管理者）	1. 隊長の補佐	
	本部員：理事長が指名する者		1. 危機情報の収集及び分析 2. 危機において必要な対策の決定及び実施 3. 職員及び学生への危機に関する情報発信 4. 危機に係る関係機関との連絡調整 5. 報道機関等へ危機に関する情報提供 6. その他危機への対応に関して必要な事項	
	指揮・通報連絡	総合支援課職員	1. 隊長及び副隊長の補佐 2. 自衛消防本部の設置 3. 消防機関への通報 4. 消防署隊員の誘導 5. 学内への非常通報並びに指示・命令の伝達 6. 関係者への連絡 7. 人的被害の調査 8. 教職員の安否確認と家族への対応	
	メディア対応	総合支援課担当職員	1. 災害に関する情報の収集 2. 交通機関の運行状況の把握 3. ウエブ上の関連情報 4. 災害対応の記録	
	初期消火・防護	人事課・経理課職員・授業中でない教員	1. 出火場所の確認と初期消火 2. 防火シャッター，防火戸の閉鎖 3. エレベーターの非常時措置	
	避難誘導	入試広報課職員・授業中の教員	1. 避難命令の伝達及び避難誘導 2. 障害物品の除去 3. 未避難者及び要救助者の確認	
	救　　護	看護師・就職課職員	1. 応急救護所の設置 2. 負傷者の応急処置 3. 医療機関との対応	
	搬出・警備	学生サポート課職員	1. 重要書類及び非常持出し物品の搬出 2. 警戒区域の設定及び警備	
	学生・寮生対応	チューター	寮外生：1. 学生への情報提供・安否確認 2. 学生への教育指導 3. 保護者への対応 4. 学生ボランティアへの対応	
		舎監・栄養士	寮生：1. 寮生への情報提供・安否確認 2. 寮生への教育指導 3. 保護者への対応	
	経　理	経理課職員	1. 必要経費の試算・確保 2. 財産の損失，物的被害の調査	

注)避難を要する場合
①本学園構成員の避難場所：1次・2次などを定めておく
②地域の要請で避難場所提を依頼された場合に備え，避難場所・誘導担当者などを決めておく

７　備　蓄

専門部会の中に、さらに、備蓄整備検討小委員会を設け、原案の検討を行った。

先ず、検討内容・範囲の確認を行い、合わせて、着眼点を討議し、関連すると思われる事項を無作為に抽出した。それを取りまとめ、整理を行い、検討の出発点とした。

また、近隣の行政機関である広島市消防局を始め、先発の大学、そして、本学園の関係部署、あるいは、学園内で営業する食堂等の事業者の協力を得て、備蓄に関する調査を行った。その結果を取りまとめたのが、「現有備蓄用品」である。

これを基に、必要と考えられる部分に的を絞って、関係部署での検討・協力等を得ながら、さらに、精度を高めていった。特に、神戸大学医学部には、阪神大震災の経験での情報「阪神・淡路大震災神戸大学医学部記録誌」と、その後の検討による施策である備蓄用品、とりわけ、入院患者給食の備蓄とその管理方法等、貴重な資料の提供とご教示をいただいた。また、一方では、文献資料による関係情報の収集も行いながら精査を行った。

その成果は、次のとおりである。

（１）備蓄品目

先の、文献調査及び先発大学への照会、また、学園内では、大学の各学科等、附属高等学校及び附属幼稚園等への実情調査の結果により、取りまとめた資料「備蓄用品一覧」には、内在する備蓄品目の区分表示も行った。しかし、この部分における「数量」の検討では、震災の発生する時期（平常時と夏期休業中等）、特に、時間帯（昼間と夜間）により、対象人員の数が大きく相違することが明らかで、その算定は行っていない。さらには、予算、保管場所等の問題もある。また、幼稚園においては、非常時といえども夜間にいたるまで学園で保育を行うことは困難であり、何等かの方法で園児を安全に、保護者の元へ送り届ける必要がある。このため、備蓄は、必要ないものとした。

１）必要とする備蓄用品

この資料は、フリー百科事典「ウィキペディア（*Wikipedia*）」の「防災用品一覧」から、検討を行い、本学園用に、「備蓄品目一覧」として取捨選択し、最小限必要なものに絞り込みを行ったものである。

なお、「・」印は、他の資料等から追加したものを示す。

これらを本格的に、備蓄するには、それなりの収納庫あるいは、冷蔵・冷凍庫等の特別な収納容器等及び自家発電装置が必要となる。また、所要の経費が必要である。

これらの内、現在学園における常備の状況（品目等）は、資料「現有備蓄用品（代替を含む）」に取りまとめている。なお、他機関のものであるが、「学園外の関係機関等の備蓄用品」に掲げたものがあり、これらは、分散して備蓄が行われているので、災害等の規模によっては、利用が可能ではないか。

備　蓄　品　目一覧

凡例：（　）は補足、［　］は在庫品、＊は重複掲載、「・」印は、他の資料等から追加したものを示す。

食　料　品	調理器具・給水器具
乾パン（缶詰） アルファ化米 レトルト食品 缶詰（果物、惣菜各種） 飲料水 ・スティックパン ・粥（各種） （学寮給食室［別途］備蓄、大学食堂［別途］、コンビニ［別途］に在庫）	食器類［人間栄養学科、人間福祉学科の実習用］ 紙容器（茶碗、コップ、皿） ・箸 ・ラップフィルム、アルミホイール 飯盒［初等教育学科、附属高等学校の実習用］ 給水用タンク（折畳み式） ガスコンロ［人間栄養学科の実習用設備］ ・カセットコンロ、カセットボンベ 炭（固形燃料）、新聞紙
医　療　用　品	**灯火類（燃料を含む。）**
救急箱（ガーゼ、包帯、ピンセット、消毒薬、傷薬） 防塵マスク、マスク、手袋（使い捨て） 冷却シート タオル（フェイス、バス）、石鹸 ［これらは、大学保健室、高等学校医務室、幼稚園事務室に所有］	懐中電灯＊ ろうそく 簡易発電装置
避　難　用　品	**救　助　用　品**
キャンプ用テント［初等教育学科の実習用］ 寝袋［初等教育学科の実習用］ 簡易ベッド 担架［大学保健室］ 寝具（毛布、座布団）	金槌、木槌、　・のこぎり バール、　・鉄パイプ ロープ 懐中電灯＊ ヘルメット 無線機　　［以上は、総合支援課施設所有］

そ　の　他	個人で必要なもの
ラジオ　電池 点火器具（マッチ、ライター） バケツ、ビニール袋（各種）、紙袋 ・ビニールシート ・簡易トイレ用便袋（トイレサニタリー）	着替え（最低でも肌着）、携帯電話、 スポーツシューズ、紙・筆記用具、 鍵を含む貴重品、常用品（薬、生理用品、 トイレットペーパー等） ウエットティッシュ、石鹸、歯ブラシ

注１：「ウィキペディア（*Wikipedia*），防災用品一覧」からの出典であり、本学園用に、「備蓄品目一覧」として取捨選択し、最小限必要なものに絞り込みを行ったものである。

現有備蓄用品（代替を含む）

［　学　園　内　］

区　分	概　要
大学食堂 （業者運営）	・調理提供するものであるため、大半が、冷凍・冷蔵保存の食材である。ジュース類と当日仕入れのパン類の利用が考えられるが、パン類は、午前中で、ほぼ売り切れる。ペットボトル、缶等の飲料水が、約 2,000 本（缶）店頭にある。このほか、倉庫に若干の在庫がある。 ・その他、大半が冷凍食品である。（調理に熱源が必要である。また、保存に電源が必要である。）
コンビニエンスストア （業者運営）	・弁当、パン類、カップ麺類、菓子類とジュースの利用が考えられるが、弁当、パン類は、午前中で、ほぼ売り切れる。 ・主要非常食としては、カップ麺類が、約 350 食と、ペットボトル、缶等の飲料水が、2,000 本（缶）店頭にある。このほか、倉庫に若干の在庫がある。
初等教育学科	・キャンプ用テント（2～3 人用）　3 張。シート　3 枚。 ・寝袋　100 袋。アルコールランプ 27 個。電池式ランプ 5 個。 ・食器　10 組。ポリタンク 7 個。
人間栄養学科	・食料品で該当するものはない。 ・熱源は、プロパンガス用であるので、災害の状況によっては、使用可能である。什器及び食器類も若干は、ある。
保健室等	・資料「医療品」参照。（附属高等学校及び附属幼稚園にも常備。）
学生寮	・寮生及びスタッフを最大時 300 人分として、3 日間分を備蓄する計画。（資料「学寮給食－災害対策用－」参照。）

［　学園外の関係機関等の備蓄用品　］

区　　分	概　　要
広島市防災対策室（消防局計画課所管）	・＜食料品＞　小学校（140 校）単位に、常備 乾パン（缶入り）　500 食分 アルファ化米　500 食分 飲料水兼用の防火用水槽　1 基 ・＜その他＞　毛布、生理用品（オムツを含む。）、簡易トイレ（100 人対応用）5 セット、トイレットペーパー。 ・＜共　通＞　別途集中備蓄として、11 万食分を備蓄。

その他：飲料水自動販売機が、大学内に 9 台と高等学校内に、4 台設置してある。

２）学園内の常備薬品

学園内で常備している救急用医薬品の状況を調査集約したものである。大学部門では、保健室・事務局。高等学校部門では、保健室。幼稚園部門では、保健室に、それぞれ常備している。

常　備　医　薬　品　等　一　覧

保管部門			品　　名	摘　　要
大学	高校	幼稚園		
○	・	・	非常時用持出し袋（リュックタイプ）	乾パン 220ｇ１袋、水 2000ml　１本、ハンディロープ、軍手２組、飲料水運搬用パック９ℓ用、レスキューシート、人工呼吸用携帯マスク
7個	4個	4個	救急カバン	電子体温計・冷感鎮痛消炎シップ剤・冷却シート・伸縮包帯・医療ガーゼ・救急絆創膏・綿棒・ピンセット・はさみ・爪切り・医療補助用テープ・かゆみ止め軟膏薬・外用殺菌消毒液等
［衛生用品］				
○	○	○	包帯・網包帯	固定用
○	○	○	脱脂綿	
○	○	○	三角巾	
○	○	○	舌圧子	
○	○	○	マスク	ガーゼ・使い捨て各種
○	○	○	医療用使い捨て手袋	
○	○	・	生理用品（ナプキン）	大学：手動式販売機２号館１階トイレ
○	・	○	着替え	ジャージ　トレーナー等
［内服薬］				
○	・	○	風邪薬各種	解熱・頭痛止
○	・	○	鎮痛剤各種	頭痛止・生理痛
○	・	○	胃腸薬各種	下痢・食あたり・胃痛・胃もたれ
○	・	・	その他	乗り物酔い止めやスポーツドリンク等
［外用薬］				
○	○	・	瞬間冷却スプレー	打撲や捻挫
○	○	○	かゆみ止め軟膏薬	虫ささされ・じんましん等
○	・	○	外用殺菌消毒液	
○	○	○	鎮痛消炎シップ剤	
［その他］				
2	2	1	休養ベッド	幼稚園：診察台１台
5	1	1	血圧計	
2	2	0	担架	幼稚園：バスタオルで代用
1	1	0	ＡＥＤ	幼稚園：小児用電極パッドあり

３）学生寮の備蓄

本学園は、学生寮を設置しており、24 時間の対応が迫られるところである。これについては、淳風寮給食スタッフの全面的な協力を得て、かつ、本小委員会からも提案を行いながら、給食スタッフの平常業務の多忙な中で、検討を得たものである。

別冊資料「学寮給食－災害対策用－」であり、ご覧いただければ、一目瞭然であるが、「寮収容最大人員と関係スタッフを 300 人」として「１日 3 食の 3 日分」とすることとしている。

その内容では、「熱源の有無での区分によるメニュー」を、さらには、「賞味期限」を考慮した「常食への展開」として、賞味期限に至る前に、日常の喫食の中で使用して入替、鮮度の高いものを常備する工夫も設けてある。また、近年の保存食対応として、一般化している冷凍食品の利用とその保存のための自家発電装置の導入、備蓄場所及びその分散備蓄等の提案、その他の課題として、材料の変化による見極めを行いながら改善して行くこと等木目細やかな提案がなされている。この全容は、同資料を参照されたい。

Ⅲ　危機事象への直面する対応

1　具体的事象の抽出・分類

ここでは、先に、記述した危機事象の 40 項目について、さらに、検討を深めて行くこととした。その危機事象も広範、かつ、多岐に亘り特に、本学園に関わりがあり、また、本学園の学校等で発生するかもしれない危機事象について、想定される対応を考えて、教職員の行動規範の指針とできないか、事前の準備、心構え、トレーニングにならないかと、危機の度合いの大きいもの、発生頻度の高いもの等の要素を基に、さらに、検討を行った。

本専門部会の検討の端緒において、抽出した 40 項目の危機事象を、重要度等により、代表的な危機事象それぞれの想定される対応を、簡潔に取りまとめたものが、次に例示するものである。

これらについて、同様の危機事象が発生した際に、必ずしも想定のとおり事象が経過するかどうかは、定かではない。また、その対応も、例示した時系列並びにその対応等とは､ずれを生じることもあると思われる｡それらは、今後、経験を重ねる中で、補正されたい。しかし、事前により多くの危機事象を知り、その対応について考えておくことは、発生した危機事象に対応する上で、有益であると確信する。

そのためには、教職員を始め学生、生徒、園児とその保護者にも、理解と協力を得て、予め、幾度となく本誌について、学習をいただくことをお願いしたい。また、その中で、生じた疑問についても積極的に提案・検討いただき、より精度の高いものへと改善、確立していくことをお願いする。

さて、「危機事象事例研究」について説明する。

先ず、事象ごとに共通的な表記を行うため、関係文献の中から同様の対応図に用いられている表示の仕方について、集約・整理し、資料「フローチャート業務の項目等」により整理を行った。これを柱にして、それぞれの危機事象の想定される対応について検討し、記述を行った。

フローチャート業務の項目等

危機事象の発生：危機事象の内容
事実の確認：危機事象の規模、範囲、状況の把握
関係機関（警察、消防等）への通報（その 1）
応急処置・当面の対応：緊急に対応の事項（被害拡大・拡散の防止）。
非難場所の設定
関係機関（警察、消防等）への通報（その 2）
上司への報告：部内通報→体制の整備等指示→分担の確認
関係機関（者）への連絡：内部関係者（学生、生徒、園児及び保護者）及び外部団体等機関（消防署、警察署、保健所、病院、県教委等）（その 3）
対策会議：危機管理委員会、同専門部会、情報セキュリティ委員会、教授会等部門毎の関係委員会
原因究明：内部関係委員会等（上記「対策会議」の中で、検討することも考えられる。）。外部専門家に委託することも考慮する。
事後措置：説明、謝罪、公表。人的（健康チェックとケア）、物的（状況調査と復旧措置）な対応。関係の業者に委託することも考慮する。記録の整理と報告書の作成
再発防止策：恒久的な防止策（平常時の定期点検を含む。）、予防措置、点検項目、マニュアルの見直し等

次に、検討を行った具体の事例は、①不慮の事故－その 1－踏切事故　②不慮の事故－その 2－体育授業中の事故　③熱中症　④情報セキュリティに関する事故　⑤個人情報保護・漏えい　⑥自然災害（地震・火災・風水害）⑦不審者侵入　である。

この中には、奇しくも本委員会で検討中に、本学園で発生した危機事象「①不慮の事故（踏切事故）」と「③熱中症」が紹介してある。この事例のうち、「①不慮の事故（踏切事故）」については、随分と細やかな記録がなされており、それを基に分析・例示を行ったので、理解し易いかと思われる。また、その全体において、時系列に沿って、的確で、木目細かい対応が、迅速に行われている。最初の発見の段階等、卒業生の目撃による迅速な情報提供等の恵まれた点もあったが、その直後の対応の素早さと的確な判断（身元の確認）、指示（役割・分担）、対応（関係者への連絡、マスコミへ）等々適切な処置が速やかに行われている。「踏切事故」という社会的に大きな事故ではあったが、「一地方紙の新聞報道」と「鉄道会社と被災者との補償問題」があったもの

の、後へ尾を引く問題も生じることもなく終息した。

被災した生徒の負傷も2ヶ月の療養で治癒し、精神的な障害も残ることなく、再び普段の生活に戻ったものである。

事故後、所轄警察署、消防署及び鉄道会社へ校長他の責任者等が、謝罪と感謝の意を表しに訪問した際に、いずれも単に災害として、「被災者への思いやりのお言葉をお示しいただいた。」ということであって、同一の事故の内では、軽微に終息したことは、幸いであった。

２　事象ごとの対応策の検討

当初は、検討方策、成果物の形態等の策定に右往左往しつつ、参考文献の調査から始め、教職員を対象とした検討であったが、その後の検討過程において、学生、生徒、保護者をも視野に入れた参考書とすることも考慮し、これら学園構成員等に、より理解が得られ易いものを目途に、検討を行うこととした。

ここでは、学園に責任が及ぶこととなる危機事象が発生した場合、あるいは、発生する恐れのある場合の対応について、検討を行った。先に、専門部会で検討して、本学園にかかわりの深い危機事象40項目のうちで、特に、重大な事象とされた6事象について検討することとした。しかし、検討過程で「不慮の事故（踏切事故）」が発生したため、これを加えた結果、7事象となった。

該当事象の中の幾つかの事象については、本学園、あるいは、他の大学等での実例資料が入手でき、それらについては、比較的容易に事象解析ができた。しかし、実例記録が少ないため、具体的内容の判らないものについて、想定しながらの危機事象の作業にあっては、随分と頭を悩ませたが、それに比較して効果のほどは、さほど現れていなく、十分なものとはなり得なかったと思う。とにかく、約5ヶ月の間の小委員会検討により、得られた素案を、

さらに、専門部会での審議を経て、どうにか一応の成果が得られたものである。

（1）概　説

前述した7項目の事例については、「踏切事故」、「熱中症」及び「個人情報保護・漏えい」のほかは、想定による対応の設定であり、未経験の事象で困難な作業であった。その作業は、効率化を図るため、担当委員一人につき 2 課題を分担して、原案作成にあたった。しかし、原案作成の担当者のみならず他の委員も一緒に“鳩首策を練る”であったが、成果のほどはなかなか満足なものには至らなかった。

そのような中で、「踏切事故」及び「熱中症」については、本学園の附

属高等学校生徒の実例であり、非常に詳細な記録があったため、十分な理解が得られるものに纏まったと確信している。また、「個人情報保護・漏えい」については、他の大学での事例の詳細なデータが入手できており、これも、同様によく纏まったのではないかと思われる。

（２）個別の危機事象の解説

それぞれの危機事象については、統一したフォーマットにより、「業務の流れ」（「業務処理」、「補足説明」、「本学園の対応」の区分）及び「事件の経過」を時系列的に、それぞれの危機事象に沿って、「事件の経過」に対応して、**「主として行うべき処理業務」と「その担当者」とを、対比させて、**個々の事象ごとに記述してあるので、事例を参照し、確認されたい。

なお、参考となる資料もできる限り掲載した。また、事例によっては、特定の部門での例示となっているため、それぞれの部門の構成員の特性に合ったものへ、修正を行う等の追加の検討もお願いしたい。

いずれの場合も大切なことは、事件発見者は、先ず、総務担当部署又は、最寄の教職員へ、第一報を入れることである。

事例研究

① 不慮の事故－その１－踏切事故
② 不慮の事故－その２－体育授業中の事故
③ 熱中症
④ 情報セキュリティに関する事故
⑤ 個人情報保護・漏えい
⑥ 自然災害（地震・火災・風水害）
⑦ 不審者侵入

不　慮　の　事　故　― その１　踏　切　事　故 ―　　（１０／３０）

業　務　の　流　れ			事　件　の　経　過
〔業務処理〕	〔補足説明〕	〔本学園の対応〕 注：明朝体・太字は、危機管理規程に定める一般部署の処理業務。傾斜文字は学園としての対応を示す。	
事件の発生 事実の確認	①②　参照	**・事実の確認** **直ちに部門の関係者及び総合支援課に報告**	①（事件発生と事実の説明） 平成１８年１２月１５日１４時４９分頃、ＪＲ可部駅～武田踏切中間の「里道踏切」において、下校中であった本校生徒が、列車と接触事故を起こし、住民の通報により直ちに救急車で病院に搬送された。 学校は、１５時０９分頃卒業生より「附属高校の制服を着た生徒が踏み切り事故にあっている。」との通報で事故を知り、早速校長は、教頭に「緊急連絡対策本部を設置」を指示し、事務長、生徒指導部長と共に現場に駆けつけた。 （　現場：事務長・生徒指導部長　　病院：校長　）
上司等への報告	③④　参照	**・上司への報告** *学園統括部長より 理事長へ 報告（以下 部門固有の事案とし高校部門で処理にある。）* ・保護者への連絡	②（発見及び事件の確認） 現場の警察官の説明から「ここで電車と接触し、数十メートル投げ飛ばされたらしい。」と事故の概要を聞いた。また、身元確認のため、何か手がかりとなる物はないか確認したところ、靴を見せられた。学校指定の靴であることから、まず、本校の生徒であることを確認。 靴には「○○」とネームが記入されており、○○ではないか「緊急連絡対策本部」に確認を行うことを指示した。 ③（報 告） １５時１５分頃、事務長より現場から、学園統括部長（理事長出張で不在のため）へ報告した。 直ちに、学園統括部長、総合支援課長が病院に到着。（情報収集及び今後の対策等について学園統括部長からアドバイスを受ける。）
当面の対応の協議・措置（上部機関への報告・マスコミ対応）	⑤⑥　参照	・対応の確認 被災生徒への対応 教職員・生徒への説明 心のケア等の支援 大学よりカウンセラーの派遣 ・上部機関への報告 ・報道機関担当者設置・対応	④（事件（被災者）の確認） クラス 担任・生徒指導部長・クラブ顧問等の調査で○○と判明。当該クラス担任は、病院へ駆けつける。１５時２３分頃、教頭より、保護者の勤務先に連絡。１６時１０分頃、保護者が病院へ到着する。両親を救急治療室に案内する。面会され意識のあることを確認する。 別室において、校長より経過を説明する。 ⑤（当面の対応の検討） ・１７時０５分全教職員を集め、事務長より事故並びに容態を報告をするとともに、下記事項の徹底を図った。 ⅰ　事故発生状況と内容を時間を追って正確に記録すること。 ⅱ　上部機関等への報告　　教育委員会・学事室・私学振興室　・ＰＴＡ会長への報告 被害状況、日時、場所等 今後の授業等の影響 援助の必要があれば要請する。（カウンセラーの派遣等） ⅲ　マスコミへの対応 報道窓口担当：教頭　＜返答は、次の内容とする。＞ ・本校の生徒である。　・２年生である。　・帰宅途中の事故である。 ・現場の通行については、日頃から現場指導を実施している。 ※　電話で、下記の新聞記者から問い合わせがあった。 １６時１５分頃　Ｙ社「貴校の生徒か。下校中の事故か。踏切の指導はしているのか。」 １７時１０分頃　Ａ社「同上のこと」１７時５０分頃　Ｋ社「同上のこと」 マスコミ対策 ⅰ　対応について統一見解を示す。 ⅱ　事実のみを発表する。（憶測で言ってはならない。） ⅲ　個人情報保護につとめる。 ⅳ　対応にあたっては、管理職等責任のある者一人だけがあたる。（個人の見解は言わない。） ⅴ　報道機関には、各社平等に内容を発表する。 ⅵ　記者会見の場合は、時間・場所を設定し、取材の規制を行う。会見場以外での対応は避ける。 ⅶ　マスコミに対する対応は、別表１・２による。 ・病院での対応 ⅰ　手術室・治療室等の確認 ⅱ　病院の状況を逐次「緊急連絡対策本部」に連絡 ⅲ　保護者に引き渡すまで付き添う。（２名、内１名は連絡係） ⅳ　２０：００校長、学園統括部長、クラス担任、総合支援課長、事務長は、帰校した。 ＜２日目からの行動＞
関係機関への対応	⑦　参照	・保護者への説明として文書の配布 ・関係機関への対応	⑥（事後措置） ・教職員・全生徒に対する指導等の徹底 １２月１６日（土）校長より、教職員全員に生徒対応について説明を行った。 １２月１７日（日）関係者は出勤し、事後の対応の協議を行った。 １２月１８日（月）全校朝会時に校長より、全校生徒に事故の経過と事故現場の通行について注意喚起を図った。 ・面談（病状の把握） 病院では、面会時間が指定されており、両親のみが指定された時間に面談可能なため、その時間に学校から関係者（担任又はクラブ顧問等）　が出向き、経過を確認することとした。 ・クラス及びクラブ部員の心のケア 生徒の心のケアとしてカウンセラーの派遣をお願いした。 講　師：文教女子大学　学生相談担当教員 期　間：１２月１８日～２２日　１５：３０～１８：３０ 対　象：クラス及びクラブ部員。また全生徒にも声をかけた。 この件（事故）についての相談はなかった。 ・全保護者に対する報告 １２月２０日（水）全保護者に対して「列車事故の経過報告と生徒の安全確保について」の文書を被災生徒の両親の内容確認のうえ郵送した。 ⑦（関係機関への挨拶及び調査協力） １２月２０日（水）校長・事務長とで下記機関を訪問し、お礼と調査協力をお願いした。 ・安佐北消防署（お礼） ・安佐北警察署刑事課（事故報告並びに捜査への協力） ・ＪＲ可部駅（お詫び及び賠償問題等についての確認） ・安佐北区役所振興課（所有地につきお詫びと今後の対策について）
対策の検討・事後措置	⑧　参照		⑧（対策の検討と事後措置） ・被災生徒の動向 退　院　２月６日（火）退院 登　校　２月７日（水）より登校 ・保護者への対応（教訓） ⅰ　事故が起きた時には、常に保護者の立場に立って対応する。 ⅱ　事実を正確に伝える。 ⅲ　長期に亘る場合は、話し合いの場所を変え、日を改めるなど相手の心情の変化を見極め、柔軟に対応する。
今後の体制整備	⑨　参照		⑨（今後の体制整備） ・再発防止対策 ⅰ　計画的、組織的な安全指導が必要 ⅱ　校舎内外の施設・設備についての点検、危険状況の把握 ⅲ　登下校時における現場指導 ⅳ　授業前後における生徒の把握

不　慮　の　事　故　　― その２ ― 体育授業中の事故

業　務　の　流　れ			事　件　の　経　過
〔業務処理〕	〔補足説明〕	〔本学園の対応〕 注：明朝体・太字は、危機管理規程に定める一般部署の処理業務。傾斜文字は 学園としての対応を示す。	
危機事象の発生	① 参照		①（事故の発生と事実の説明） ・○月○日午前１１時２５分（３校時終了１０分前）体育館でセーフティマットを使い、走り高跳びの練習中、生徒Aは、１ｍ０５㎝バーを飛び越したが、体勢を崩し着地に失敗し、右腕を体の下につき体重がかかって負傷した。
事実の確認及び対処	② 参照	**・当該授業担当の教員より、高校教員室・保健室へ通報する。** **・附属高校事務長は、（又は「事務職員」は、）事故状況を確認し、総合支援課へ報告**	②（事故に対する対応措置） ・事故のあったスタンドの脇で指導していた授業担当のＢ教諭は直ぐにかけ寄り、右腕の異常を確認した。 ・生徒を職員室と保健室に連絡をとりに行かせ、校長、教頭、養護教諭がすぐに事故現場にかけつけた。校長の指示により、養護教諭が応急手当をした上、ただちにタクシーで○○外科病院に行き診察を受けた。担任Ｃ教諭、授業担当Ｂ教諭が付き添った。 ・授業は教務主任が引き継ぎ、終了５分前であったので、授業に使用した体育道具を片付け教室に戻るよう生徒に指示した。
連絡・報告	③ 参照	**・ 附属高等学校長から理事長へ報告し、了承を得て、当該部門で対応する。**（同時に数名が負傷あるいは、死に至る事故などの重大事故の場合は、理事長の判断により「危機対策本部」設置する。）	③（連絡・報告） ・担任Ｃ教諭は、勤め先の母親に電話で連絡した。母親は午後○時すぎに病院に到着した。 授業担当Ｂ教諭が事故の状況を母親に説明した。また、治療費については「日本体育・学校健康センター」の災害給付金について概略を説明し、その手続きをすることを伝えた。 母親から学校の迅速な措置について感謝の言葉があった。 ・校長は理事長及びＰＴＡ会長に午前１１時３５分頃、電話により、事故の発生と概要を報告した。 ・校長と体育指導のＢ教諭は午後７時頃、家庭を訪問し両親に会い見舞いを述べ、事故の経過を説明すると共に今後指導上十分に注意することを述べた。当該生徒はしばらくは痛みがあったが夕刻にはおさまったという。両親からは見舞に対するお礼の言葉があった。 （重傷の場合あるいは死に至る場合には、詳細な報告を理事長に報告後、その了解を得て、所轄警察等関係機関へ通報する。また、報道機関へも公表する。） ④（傷病の状態） ・午後１時３０分医師より傷病の状態が発表された。病状は「右上腕顆上骨折（右ひじ関節）全治６か月」であった。（なお、後遺症の心配については現段階での判定は難しい。） ・午後１時４３分頃、校長より理事長に医師の診断結果を報告した。
今後の指導と対策の検討	⑤ 参照		⑤（今後の指導と対策の検討） ・午後４時３０分より、今後の体育科の授業について校長、教頭、体育科教師３名により検討した。 ・校長から体育科教師３名に対し、次の指導をした。 ⅰ 生徒が萎縮しないよう励まし、飛び方の基本練習を十分に行うこと。 ⅱ バーの高さは、能力に応じて低めで十分練習させ、習熟した上で次の高さに挑戦させること。個々の能力にあった指導が大切であること。 ⅲ 当該生徒については後遺症の心配があり今後の経過をみなければならないが、担任Ｃ教諭とともに誠意をもって見舞いをすること。
関係機関への届　　出	⑥ 参照		・事故の翌日職員朝礼の際に、校長は全職員に事故の概要について話し、次の指導をした。 ⅰ 緊急の対応を適切に行い、基本的事項の習熟を図ること。 ⅱ 危険をともなう道具類の使用については、特に安全指導の徹底に努めること。 ⑥（関係機関への届出） （本件の場合は、軽微な事故であったため、校長の判断により、特には、外部関係機関へは、届出は行わないこととした。）

熱　中　症（附属高等学校の例）

業務の流れ			事件の経過
〔業務処理〕	〔補足説明〕	〔本学園の対応〕 注：明朝体・太字は、危機管理規程に定める一般部署の処理業務。傾斜文字は、学園としての対応を示す。	
熱中症の発生と事実の確認	① 参照		①（熱中症の発生と事実の確認） ９月○日１３時３０分　広島文教女子大学グランドで、体育祭総合予行練習の全体説明中、突然１年生の生徒１名が倒れた。 ※　当日は、気温３１℃で広島県より、下記表の熱中症「警戒」が出されていた。
対応・応急処置	② ③ 参照	・**養護教諭の判断により、発生箇所から総合支援課へ連絡する。** （大学のグランド使用中の事故のため。）	②（熱中症に対する具体的な対応）　※　事前に任務は、分担してあった。 ・ 救護本部で待機していた男性教員２名がすぐ現場に駆けつけ、担架により救護本部に搬送。 ・ 養護教諭は、脈が速く弱くなり、呼吸も荒く顔面蒼白という、症状からして「熱失神」と判断。 ・ 養護教諭は、校長に救急車の手配を要請した。 ・ 養護教諭は、容態を「緊急対応チェツク表」別紙2に記録した。 ③（救急車到着までの応急処置） 養護教諭は、**別紙１「熱中症対処方法」**から次の応急処置を行った。 ・ 涼しい場所に運び、被服を緩め、頭を低くして寝かせた。 ・ 霧水をかけたり、濡れタオルを当てて扇いだ。 ・ 水分を補給した。 ・ 手足を末梢から中心部に向けてマッサージする等の応急手当を行った。
医療機関への搬送	④ 参照		④（救急車の手配・誘導） ⅰ 事務長　→　救急車要請のため「１１９」に連絡 ⅱ クラス担任教諭　→　大学正門前にて救急車の誘導 ・他の生徒の連鎖反応も予想されるので、正門前で停車させる。 ⅲ Ａ教員　→　待機中の自分の車で、養護教諭とともに救護本部から正門前まで搬送 ⅳ 養護教諭とクラス担任教諭　→　１３時５０分救急車に同乗し医療機関へ。 ・最も状況のわかる養護教諭が、医療機関まで付き添って発生時状態を医療機関に伝える。 ・クラス担任教諭は、主として学校等への連絡員として付き添い。
上司への報告	⑤ 参照	・**保護者への連絡** ・**学園統括部長へ報告** (同時に数名が負傷あるいは、死に至る事故などの場合は、学園統括部長から理事長に報告。場合によっては「危機対策本部」を設置する。)	⑤（報　告） ⅰ 教頭は、直ちに保護者に連絡（連絡内容は、事故の発生状況と様態を） ⅱ 校長より学園統括部長に報告 ⅲ 事務長は、ＰＴＡ会長に連絡 ⅳ 総務部長は、校医に連絡
病院での対応	⑥ 参照		⑥（病院での治療等） ⅰ １４時００分　Ｂ病院（安佐北区）に搬送された。 ⅱ 病院には、校長・事務長・養護教諭・クラス担任教諭が付き添った。 ⅲ １４時３０分　母親が病院に到着する。（校長より経過の説明を行った。） ⅳ 病院での治療は、全身へ体表からの冷却方法が用いられた。 ⅴ １７時００分　担当医師より「意識もしっかりしてきたので、後２～３時間休養したら自宅に帰れるでしょう。」と説明があった。 ⅵ １９時３０分退院し、母親の車で自宅に帰る。
関係機関への届出	⑦ 参照	・*関係機関への対応*	⑦（関係機関への対応） ⅰ 教育委員会への連絡・報告 １５時３０分教頭より電話にて一報をいれた。後に、所定の様式に基づき報告 ⅱ 重傷の場合あるいは死に至る場合には、理事長に報告後、情報整理を行い、報道機関、警察等関係機関へ通報する。 対応については校長より、統一見解を示す。 ・ 事実を発表（個人情報保護につとめる。憶測で言ってはならない。個人の見解は言わない。） ・ 報道機関には、各社平等に内容を発表する。 （ 報道窓口担当は、教頭があたる。）
対策の検討	⑧ 参照	・ *一般保護者への説明*	⑧（対策の検討） ⅰ 病状の収集・伝達 ⅱ ９月７日　クラス担任教諭が、健康状態および学習等の確認のため訪問。 （健康状態も良く「２～３日自宅療養したら、学校に行きたい。」と言っていた。） ⅲ 保護者への説明 ・ 事故の発生状況と様態等を文書にし、保護者全員に配布した。
原因究明及び事後の対応	⑨ 参照	・ *原因究明と事後処置*	⑨（原因究明と事後処置） ⅰ 校長は、必要に応じて、部門における「事故対策本部」を設置する。 ⅱ 原因を究明し、記録に残しておく。今後の予防的経営や事故対応に生かす。 ⅲ 事故対応についての反省に基づき改善点を明確にし、校内での共通理解を図る。 ⅳ 場所設定を変えシミュレーションを実施する。 ⅴ 心のケア ⅵ 保健等の処置
再発防止策	⑩ 参照	・ *再発防止策*	⑩（再発防止策） ⅰ 行事等を実施する場合は、あらかじめ緊急対応のために校内に対策チーム等を組織し、責任者を設定しておき、応急手当の研修、連絡（学校医、消防署、教育委員会、家庭等）の分担を明確にしておく。 また　体育祭当日には、医師・看護師等の派遣を依頼する。 ⅱ 行事実施要項の見直し検討を行う。 （ 以 上 ）

熱中症予防のための運動指針

（広島県「熱中症」資料より）

気温	WBGT 温度	熱中症予防のための運動指針
35℃以上	３１℃以上	運動は原則中止　WBGT温度が３１度以上では、皮膚温より気温の方が高くなる。特別の場合以外は運動を中止する。
31℃～35℃	28～31℃	厳重警戒　熱中症の危険が高いので、激しい運動や持久走など熱負担の大きい運動は避ける。運動する場合には積極的に休息をとり水分補給を行う。体力の低いもの、暑さに慣れていないものは、運動中止。
28℃～31℃	25～28℃	警　戒　熱中症の危険が増すので、積極的に休息をとり、水分を補給する。激しい運動では、３０分おきくらいに休息をとる。
24℃～28℃	21～25℃	注　意　熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水を飲むようにする。
24℃まで	21℃まで	ほぼ安全　通常は熱中症の危険性は小さいが、適宜水分の補給は必要である。マラソンなどでは、この条件でも熱中症が発生するので注意。

注：ＷＢＧＴとは、湿球黒球温度と言い、人体の熱収支に影響の大きい気温、湿度、輻射熱の３つを取り入れた指標で、乾球温度、湿球温度、黒球温度の値を使って計算します。

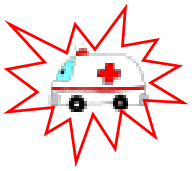

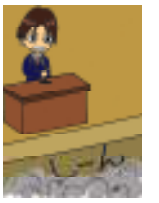

別　紙　1

熱　中　症　の　対　処　方　法

（財）日本体育協会資料より

区　分	症　　状	対　処　方　法
熱射病	・体温上昇のための中枢機能の異常 ・意識障害 （応答が鈍い、うわごと、意識不明）	**・死亡する可能性の高い緊急事態です。体を冷やしながら、集中治療のできる病院へ一刻も早く運ぶ必要がある。** ・いかに早く体温を下げて意識を回復させるかが予後を左右するので、現場での処置が重要である。 ・体温を下げるには、水をかけたり濡れタオルをあてて扇ぐ方法、脇の下、足の付けねなど太い血管のある部分に氷やアイスパックをあてる方法が効果的である。 ・循環が悪いときは、足を高くし、マッサージをする。 ・応答が鈍い、言動がおかしいなど少しでも異常がみられる時には重傷と考えて処置すること。
熱失神	・皮膚血管の拡張による循環不全 ・脈が速く、弱くなり、呼吸が荒くなる。 ・顔面蒼白	・涼しい場所に運び、被服をゆるめて寝かせ、水分を補給すれば通常は回復する。 ・足を高くし、手足を抹消から中心部に向けてマッサージするのも有効である。
熱疲労	・脱水や塩分の不足 ・脱力感、倦怠感、めまい、頭痛、吐き気	
熱けいれん	・大量に汗をかく。 ・塩分濃度の低下 ・筋肉の痛みやけいれん	・整理食塩水（スポーツドリンク等）を補給すれば、回復する。

別　紙　2

緊　急　対　応　チ　ェ　ツ　ク　表

（財）日本体育協会資料より

時　　間

【　　：　　】　傷病者の　　名　　前 _____

【　　：　　】　現場へ

【　　：　　】　状況確認

Ⅰ　意　識

覚醒している　□　→　顔色（良・不良）

手足を動かせる（有・無）

Ⅱ　　刺激に反応する □

反応しない　□　→　緊急車要請【　　：　　】

Ⅲ　脈　拍　　無　□

有　→　脈拍数（　　）

Ⅳ　体　温　　（　　℃）

Ⅴ　ショック状態　　有　□　　無　□

Ⅵ　嘔　吐　　有　□　　無　□

《　救急車到着までの対応　》

応急処置の時間と内容

【　　：　　】救急車到着時刻　　【　　：　　】救急車出発時刻

情報セキュリティに関する事故

業務の流れ			事件の経過
［業務処理］	［補足説明］	［本学園の対応］ 注：明朝体・太字は、危機管理規程に定める一般部署の処理業務。傾斜文字は、学園としての対応を示す。	－ＬＡＮ配線のトラブル－ ［演習室でＬＡＮ配線の接続ミス（ハブへのループ接続）をしたことによりネットワークに高負荷がかかり、一時的にＬＡＮが使えなくなった事例］
事故の発生	① 参照	**・一般の部署で、ネットワーク及びパソコンに異常があった場合は、速やかに、総合情報課へ連絡をする。** **・事故の発生の通報**＝*総合情報課が対応する。*	２００×年６月２０日　１５：３０頃 ①（事故の発生） ・４コマ目にパソコン教室で授業中の教員から「教室のサーバが使えない。」旨の苦情が、総合情報課へ入る。 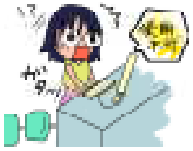
事実の確認 （上司への報告）	② 参照	*・事実の確認＝総合情報課が、事実の確認と調査（規模、範囲、状況の把握）を行う。*	②（事実の確認） ・総合情報課職員が、事故の発生の教室へ出向き、確認するとネットワークが使えなくなっていることが判明した。 ・総合情報課内のパソコンでは、事務系サーバは使えるが、他のサーバ及び学外へのアクセスは出来ないことが判明した。 ・サーバ室のハブ（複数のネットワーク機器を互いにケーブルで接続する際の中継を行う装置。）を確認したところ、アクセスランプが異常点灯していた。
関係機関等への届出	③ 参照	*・対策会議＝総合情報課内で、当座の措置の協議、作業の確認。重大性の判断。* *・関係機関（者）への連絡＝総合情報課が、メンテナンス委託業者への連絡と助言の提供の依頼をする。* *・総括情報管理責任者へ報告し、総合情報課で対応することの了承を得る。*	③（緊急の対応） ・ハブを再起動したが、現象は変わらなかった。 ・メインハブと２号館ハブを切り離すと、２号館内は使用できたので、授業を再開した。 ・メインハブと６号館からのラインを切り離すと、メインハブの異常は止まった。 ・ネットワークのメンテナンス委託業者へ第一報を入れ、原因究明の助言を得る。 ＊（コメント：この事故は、パソコン授業実施中の建物が、事故発生原因でなかったため、早期に授業再開ができ、大事には至らなかったが、事故発生箇所によっては、大きな被害が生ずることがある。）
当面の対応の協議	④ 参照	*・復旧等当座の措置＝総合情報課が、対応する。*	④（当面の対応の協議） 同　日　１６：００頃 ・総括情報管理責任者へ事故の情況報告を行い、指示を得る。 ・総合情報課内で、予測される原因の究明とそのための作業方針を協議する。 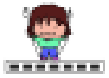 ・６号館と７号館（６号館と同一系統に接続のもの。）の利用者（教員研究室、教室、附属図書館）にＬＡＮが使えないことを連絡する。 ・原因がある程度想定されたため、まずは総合情報課で原因究明活動を行うこととし、同日17：00までに解決の見通しが立たない場合は、業者へ依頼することとし、作業を開始した。
原因の究明 （今後の対策）	⑤ 参照	*・原因の究明＝総合情報課が、対応する。必要に応じ、適宜委託業者等に依頼する。* ＊再発防止措置の検討がなされていない。	同　日　１７：００頃 ⑤（原因の究明と復旧作業） ・異常信号をたどっていくと、６号館の演習室が原因と判明した。 ・演習室内のＬＡＮ配線を確認すると、壁からのＬＡＮ配線の２本を、同一ハブに接続していることが判明した。（パソコンを移動した際にＬＡＮの接続を間違えてループ接続となり、その結果、ネットワークに高負荷がかかり、ＬＡＮがダウンしてしまったものである。） ・接続を正常に戻し、ＬＡＮが復旧したのを確認した。 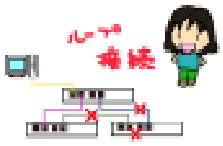
今後の体制整備	⑥ 参照	*・関係者への説明、再発防止の説明＝通報者等被害者への説明。* *・総括情報管理責任者へ報告し、今後の対策の協議を行う。（以後の措置（理事長への報告等）は、総括情報管理責任者へ一任する。）*	同　日　１７：３０頃 ⑥（事後対応） ・室内にいた学生に接続方法を説明した。 （ループ接続をするとネットワークに負荷がかかり、ＬＡＮがダウンする。） ・担当教員（①の担当）に状況を説明した。 ・学園内の教職員にメールで復旧を通知した。 後日、委託業者と協議を行い「事故報告」として「取扱上の注意」を附し、学園内へＬＡＮで、注意喚起を行った。 ・ネットワークのメンテナンス委託業者へ第二報（解決の旨）を入れる。 ・業務日誌に記録する。 **＜参考事項＞** **本学園では、情報セキュリティ及び個人情報に関する事故については、別途、情報セキュリティ委員会で検討の、「個人情報保護に関する問題レベルと対応（処）のための基準」が設けてあり、段階と被害の規模に応じた対応を行うこととしている。（別添資料参照）** （ 以 上 ）

個 人 情 報 保 護 ・ 漏 洩

業 務 の 流 れ

［業務処理］　［補足説明］

事件の発生
事実の確認　①，②，③　参照

上司への報告　④　参照

当面の対応の協議　⑤　参照

関係機関への届出　⑥　参照

当面の対応　⑦　参照

上部機関等への報告　⑧　参照

原因の究明
（今後の対策）　⑦，⑨　参照

今後の体制整備　⑩　参照

［ 本 学 園 の 対 応 ］

注：明朝体・太字は、危機管理規程に定める一般部署の処理業務。傾斜文字は、学園としての対応を示す。

①・②で、総合情報課＊へ第一報を入れる。
（＊この件については、本学園の個人情報保護に関する規程に基づいて処理を行うため、窓口が異なります。）
③で、事実であれば、第二報を入れ、被害の調査を行う。
［総合情報課長から総括情報管理責任者へ報告］

④で、当該部署長から総括情報管理責任者へ報告
［総括情報管理責任者の判断により⑤以下の処理を行う。］

直後には、事件発生の当該部署長、同部門長、総括情報課長及び総括情報管理責任者が対応について協議
［⑥以下の処理が必要と総括情報管理責任者が判断した場合は、直ちに、理事長へ状況説明を行う。］

以下、総括情報管理責任者（情報セキュリティ委員会を含む。）が、中心となって、部門長あるいは、理事長の指示を得て、処理（指揮）にあたる。
理事長は、必要と判断した場合は、「危機対策本部」を設ける。
処理事項：⑥（捜査への協力）
⑦⑨（対策の検討）
⑧⑩（事後措置）

事 件 の 経 過

パソコン紛失の事故処理対応－ＳＧ大学の例による－

①（事実の説明）
４月２６日（金）・「学生情報を一元管理するデータベースの構築を図る。」作業のため、開発委託業者に、大学所有の予備のパソコン５台を貸し出し、マシン室で開発業務に当たらせていた。（収録されていたと思われるデータは、学籍データで、在校生と一部卒業者の６，６００名分、奨学金データ及び履修成績データ、件数不明。）

②（事件の発生）
同　日　・情報処理課の職員が学内のトラブル対応のため、１台のパソコンが必要となり、探したところ、５台の内の１台が不明であることが判明した。

③（事件の確認）
・業者に照会したところ、４月２３日金曜日に、保管した場所に１台がないことが判明した。しかし、過去に学生のパソコンが不明となり、学内のある場所から発見された事例があるため、２６日月曜日の午後に、情報処理課職員が手分けして探した。

④（報　告）
・夕刻まで探しても発見できなかったため、情報処理課長が、上司の電子計算機センター長と総務部長に報告した。
これを受けて３者で、学長に報告した。

⑤（対応の協議）
・３者と学長とで協議の結果、その日の夜、所轄の警察へ届け出ることとした。（丁度、情報関係の企業において同様の大きな問題の発生した時期でもあったため、迅速な対応が取れた。）

⑥（捜査への協力）
・警察署は、すぐに現場検証（電子計算機センター）を行った。
電子計算機センターは、事務室と廊下を隔てたその前に、マシン室とがあり、事務室には、常時、職員が常駐しているところであり、マシン室には、入れ替わり職員（委託業者を含む。）が出入りするところである。そのため、執務時間中（時間外も含む。）は、常時開錠した状態であった。
・現場検証の結果では、「物理的に外部から侵入した形跡はない。正規の通路でマシン室に侵入され持ち出されたのではないか。」とのことであった。
・現場検証の結果を得て、その場で、すぐに被害届を提出した。（これは、所轄の警察署はサイバー犯罪の専門組織を置いていないため、県警察の協力を得るためである。）

⑦（対策の検討－１）
４月２７日・委託業者の本社から担当部長が来学して、「業者側で責任をとる旨と『マシン室の入・退室とパソコン管理についての対策案』」が提示された。（これは後日、正式な提案書（ルール）として、理事長、学長に提示された。）
・これまでは、何らのルールもなく、業者に対して管理監督がされていなかったことが、一番大きな問題点である。
＊本件には、明確な記述がないが、「原因の究明」もどこかでなされているものと考えられる。当然なされるべき重要な事項である。

⑧（上部機関への報告）
・私学行政課長通知（16.3.31「個人情報の管理の徹底」）に基づき、文部科学省へ報告。
このときは、まだ、個人情報保護の取り扱いも緒についたばかりであり、報告の書式もなく、電話での報告で、受け付けてもらえた。本省からの指導も「今後の対応は大学の判断に委ねる。迅速に対応されたい。」であった。

⑨（対策の検討－２）
大学での処置
ⅰマシン室の施錠の徹底。　ⅱデータの取り扱いの取り決め。
ⅲ問題発生の責任は、大学として対応する。（委託業者の責任もあるが、大学が前面で対応する。）
ⅳ当事者への謝罪と報告をする。　ⅴ窓口を置く。（情報処理課

６月１日　・問い合わせに対する対応
ⅰ窓口の一元化（情報処理課長、総務部長、事務局長の順で対応する。このことは、電話交換手及び守衛へも徹底した。）
ⅱ想定問題集の作成
７月６日　地元新聞社の取材：総務部長が対応「ⅰパソコンの紛失（情報の漏洩ではない。）ⅱ当事者及び文部科学省へは報告済みのこと。」７日の朝にかけて対応した。（応答用のメモ及び先の想定問答集による。）
・テレビの取材の対応：捜査中であるので、こちらの指示に従うことを条件とした。
・これら取材の中で聞かれたことは、「学生の数もさることながら、なぜ公表しなかったのか。」であり、これに対しては、「情報漏洩の事実が確認されていない時点では、一般に公表すると二次的な犯罪に結びつくこともあり得ると判断した。」と回答した。

⑩（事後措置）
４月３０日　大学協議会へ報告・説明
・全教職員への通知文書「パソコンの紛失と情報管理の徹底」の配付
６月１日　・対象者（学生及び卒業生）へのお詫びの文書の発送
「１カ月経過後の状況の報告　ⅰパソコンの不明の状況　ⅱ個人情報保護に関する規程の制定　③情報漏洩の事実のないこと。」
７月６日　・報道される事態となったため、第三者に対して正確な事実経過を知らせるため、ホームページへ掲載した。
・対象者（学生及び卒業生）へ「経過報告とお願い」の文書の発送
・全教職員へ「情報セキュリティメール通信」の発行（平成１６年７月から）により、詳細な報告と再発防止のための、注意喚起を行った。
・これらの原稿作成にあたり、委託業者のリスク管理部の意見を得た。

＜参考事項＞
本学園では、情報セキュリティ及び個人情報に関する事故については、別途、情報セキュリティ委員会で検討の、「個人情報保護に関する問題レベルと対応（処）のための基準」が設けてあり、段階と被害の規模に応じた対応を行うこととしている。（別紙資料参照）

（ 以 上 ）

「問題発生時の処理の流れ図」（案）　　平成１９年１１月２７日（第５版）

業　務　の　流　れ	学　内　対　応	学　外　対　応
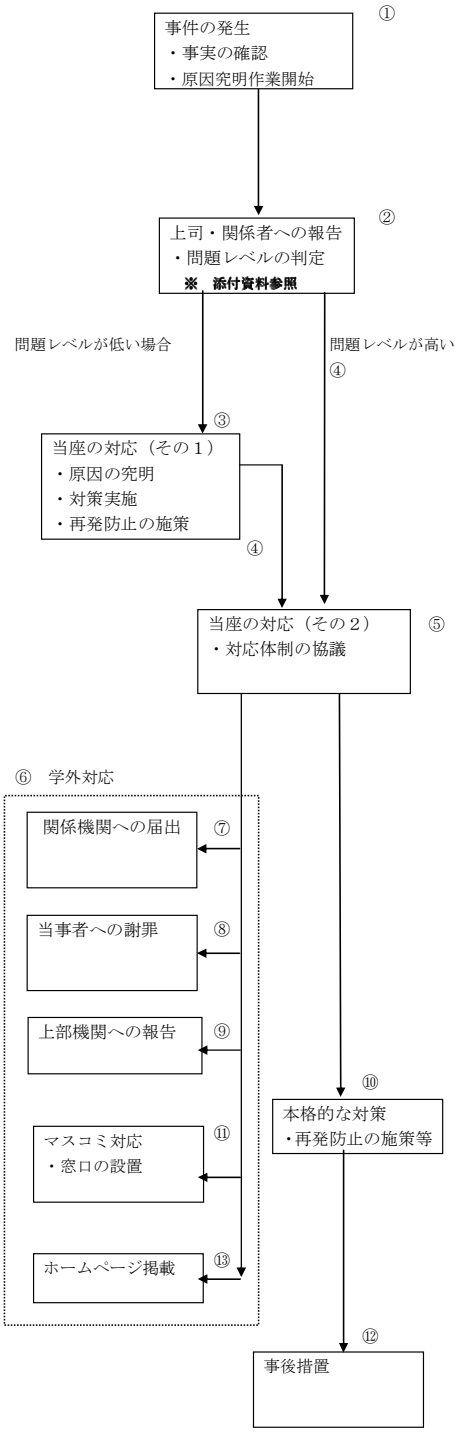	①　事件の発生、事実の確認 問題が発生した場合、また発生する可能性を予見した場合、当該部署が情報を整理し、事実の確認を急ぐと同時に、 **・当該部署は、直ちに、上司及び総合情報課へ報告し、合わせて、原因の究明を開始する。** *・総合情報課長は、主要因を確定（※1）し、総括情報管理責任者及び学園統括部長へ報告する。* ※1　詳細把握は後でもよい。 ②　上司・関係者への報告 *・総括情報管理責任者は、速やかに、問題レベル（別添）に応じた対応を行う。* ③　当座の対応（その１） 問題レベルが低く、学校経営に与える影響が低い場合は、原因の究明と再発防止の対策を立案する。結果を同部門長と総合情報課長、総括情報管理責任者に報告する。 ④　調査の過程で問題レベルが大きいと判断した場合には、上司に報告し、判断を仰ぐ。 ⑤　当座の対応（その２） 当該部署長と部門長により、対外的な対応窓口分担者等を中心に検討する。 総括情報管理責任者は、必要に応じて理事長へ意見具申を行う。 →危機対策本部の設置など。 ⑥　学外対応 窓口分担者は発生した問題に応じて適宜関係機関と連絡を取り対応する。 ⑩　本格的な対策 問題発生後、当該部署長を中心に原因究明作業は開始されているが速やかに、原因の究明と再発防止の対策を立案する。 総括情報管理責任者は、必要時であれば情報セキュリティ委員会を招集する。 また、適宜必要な措置について、理事長へ意見具申を行う。 ⑪　マスコミ対応 窓口の設置 ⑫　事後措置 情報セキュリティ委員会は再発防止のための対策を徹底する。必要時には、全教職員、学生・生徒・園児の保護者を対象にした説明を行う。 また、対外的な対応の進捗状況を把握し、必要時には追加の対応を実施する。	常時、段階的に確認を行いながら、臨機に対応を行うこと。 ⑦　関係機関への届出 盗難等は管轄の警察署への届出と捜査協力、その他の機関（消防署、保健所） ⑧　当事者への謝罪 被害の発生、発生する可能性のある当事者への説明と挨拶 ⑨　上部機関への報告 上部機関は附属学校の場合には、県教育委員会へ、大学の場合は、文部科学省へ ⑪　マスコミ対応 地元新聞社の取材等が考えられる。 ⑬　ホームページ掲載

添付資料

個人情報保護に関する問題レベルと対応（処）のための基準

これは、あくまでも判断するときの一つの目安に過ぎないので、問題発生時は学校経営に与える影響の度合いをよく検討し、適切な対応が必要です。なお、個人情報保護は、社会的な影響の大きな事柄であり、トップが把握する必要があります。（聞かれたときに、知らないでは済まされない。）

１．問題レベルによる対応（処）基準

問題レベルⅠ → 総括情報管理責任者へ報告する。

問題レベルⅡ → 総括情報管理責任者へ報告する。 → 情報セキュリティ委員会を招集し、対策を検討する。

問題レベルⅢ → 総括情報管理責任者へ報告する。 → 情報セキュリティ委員会を招集し、対策を検討する。 → 総括情報管理責任者は理事長へ意見具申を行う。 → 危機対策本部の設置？

問題レベルⅣ → 総括情報管理責任者へ報告する。 → 情報セキュリティ委員会を招集し、対策を検討する。 → 総括情報管理責任者は理事長へ意見具申を行う。 → 危機対策本部の設置？

２．問題レベルの基準

問題レベル		問題の例示
問題レベルⅠ	情報の共有が必要な場合	①苦情処理の個別の問題で、説明し理解してもらえた。 ②個人情報の開示請求があった場合
問題レベルⅡ	情報漏洩はないが、何等かの対策が必要な場合	①ウイルスに感染したが、個人情報の流出はない。 ②個人情報の訂正・停止請求があった場合 ③苦情処理の個別の問題で、説明しても理解してもらえない。 ④苦情処理で同類の問題が（同時に）発生した場合 ⑤無断の個人情報の持ち出しが発覚した場合（外部への情報の漏洩はない。）
問題レベルⅢ	何らかの原因で個人情報が流出し、学園経営に問題が発生した場合	①不注意により個人情報が流出→私物のパソコンに、個人情報のコピーは厳禁 教職員による紛失、委託先事業社による紛失、データ削除漏れによる流出、廃棄時の不徹底による流出、誤送付による流出、誤廃棄 （参考：個人情報保護の現状と施策について　内閣府国民生活局によると従業者の不注意による漏洩が75.7%　H17．11．30調） ②盗難により（学校・自宅）個人情報が流出 車上荒らしによる盗難、校内侵入による盗難、校内における盗難、その他の盗難、個人宅侵入による盗難 ③不正アクセス、ウイルス感染により個人情報が流出 ④ウイニィの使用により個人情報が流出→学校のパソコンにはウイニィの使用は厳禁
問題レベルⅣ	本人の故意、重大な過失により情報が流出し、学園経営に重大な問題が発生した場合	①義務違反 ・個人情報の利用目的の特定 ・適正な個人情報の取得　等 ②対策をしていないのにしたと嘘の報告をする ③内部者の故意による無断持ち出しやコピーにより、個人情報が流出する。

自 然 災 害（地 震）

（１０／３１）

業 務 の 流 れ

［業務処理］　［補足説明］

事件の発生
事実の確認　① 参照

上司への報告　② 参照

当面の対応の協議　③ 参照

当面の対応
（事後措置）　④ 参照

上部機関等への報告　⑤ 参照

今後の体制整備　⑥ 参照

［ 本 学 園 の 対 応 ］

注：明朝体・太字は、危機管理規程に定める一般部署の処理業務。傾斜文字は、学園としての対応を示す。

・総合支援課職員が、校内放送により、「校舎外への避難誘導を行う。」合わせて、「授業担当者及び各部署長から学生サポート課へ被害状況の報告」を要請する。（放送不能のときは、ゆれが止まってから、ハンドマイクで中庭から広報するなど適宜の方法を行う。）

＊（附属幼稚園及び附属高等学校の場合は、それぞれの組織としての対応を行う。）

・学生サポート課から総合支援課へ報告（適宜）
（この事象の場合は、自衛消防活動及び負傷者の自主搬送も考慮すること。）

・総合支援課長より、「被害の状況」を学長・学園統括部長へ順次報告

・学長、副学長、学園統括部長、学生サポートセンター長、参与、学長補佐室長、総合支援課長で協議（理事長へ状況説明を行う）

・理事長の了解を得て、学長が中心となって学内の指揮にあたる。
・理事長の判断により「危機管理対策本部」を設ける。

事 件 の 経 過

①（事件の発生と事実の説明）＊以下、一般論として記述する。
平成○○年△△月１５日午後3時10分　広島県に震度６弱の地震が発生。
授業実施中の教員の指示により、普通教室にいる学生は机の下に、実験・実習教室ではガス、火の始末を行い、机の下に隠れさせる等、適宜の指示を行なった。同時に避難経路を確認し、指示した。

大学事務局総務課は、揺れが止まった時点で、校内放送により、校舎外のグラウンドへ避難誘導を行った。
学生の怪我の有無を確認し、１１９番に通報し救急車の出動を要請したが、他の被害と輻輳のため、応じてもらえなく、学生部教員と学生課職員とで、６名の負傷学生を、自家用車で、自主搬送を行う。負傷学生収容先病院より、処置情況等を学生課へ報告をする。いずれも軽症（打撲・裂傷）であり、帰宅させた。
　学生課は、負傷学生の保護者へ搬送先の病院名等の連絡を行う。

②（報　　告）
・同日午後３時２５分頃から、各授業担当者及び各部署長より、順次、学生課に状況報告があった。学生課長は、適宜、事務局長及び学長に状況の報告を行う。
・事務局職員は、手分けして、被害箇所、特に、ライフラインの確認を行い、総務課へ報告を行う。
・学長は、副学長、学生部長、事務局長及び総務課長による会議を開催し、二次災害防止のための応急措置の必要な箇所の検討を行った。

③（対策の検討－１）＊直ちに（原因究明以前）、対応する事項
ⅰ授業開始の見込みの検討（ライフラインの復旧等環境整備も含む。）
ⅱ学校施設の損壊箇所の確認と応急修理の検討
ⅲ学校施設復旧にいたる間の管理体制等の検討
ⅳ寮生への対応（事前に準備の「備蓄用品」及び「災害マニュアル」を超える部分の検討）
ⅴ帰宅不可能な学生、教職員の対応について検討

④（事後措置－１）
ⅰ授業再開の通知（学生、教職員）＝基準の定めがない場合は、大学管理機関で、協議・決定の上。
ⅱ学校施設の応急修理（授業再開に向けて）
ⅲ保護者への情況説明の文書発信＝被害の規模により考慮する。

⑤（上部機関等への報告）
△△月１６日
　ⅰ　文部科学省への報告
　ⅱ　県へ報告

⑥（対策の検討－２）
ⅰ　施設復旧の手配　ⅱ　危機管理マニュアルの見直し、検討　ⅲ　広域防災体制との調整
ⅳ　実験用薬品等の保管体制等の再検討　ⅴ　建物等の耐震性能診断と補強箇所の対応（計画）

〈参考事項〉

・別途検討の「災害発生時の学生及び教職員の対応基準」を参照されたい。

（ 以 上 ）

不　審　者　侵　入

（10／30）

業務の流れ			事件の経過
［業務処理］	［補足説明］	［本学園の対応］ 注：明朝体・太字は、危機管理規程に定める一般部署の処理業務。傾斜文字は、学園としての対応を示す。	― 一般の大学の例による ―
事件の発生 事実の確認	①，② 参照	**・学生から通報を受けた事務職員は、総合支援課へ報告をする。**	①（事件の発生と事実の説明） 平成〇〇年 △△月１０日午後２時９分　事務職員Ａに、学生から「学内で不審者が暴れている」との連絡が入る。 事務職員Ａは、直ちに、総務課長に報告し、事務職員Ｂと現場に直行。 不審者は刃物を振り上げ暴れていた。
上司への報告	③ 参照	**・総合支援課長（又は、同課職員）から学園統括部長へ報告し、了解を得て、警察（１１０番）へ通報する。** *・学園統括部長から学長へ報告*	②（発見の状況と事件の確認） 事務職員Ａは、現場の状況を確認のうえ、学生等の避難誘導に勤める一方、現場で状況を監視する。 事務職員Ｂは、応援要請と状況報告に事務局へ帰る。 事務職員Ｂは、校内放送等で学生及び教職員を避難させた。 総務課長は、警察へ通報し複数の教職員と現場で監視対応。 学生の負傷者がいたため、１１９番に通報し、該当学生の保護者にも電話連絡を入れた。 負傷した学生へ付添って、総務課職員Ｃが、救急車へ同乗して病院へ行く。 ・午後２時２０分頃、警察官４名が、到着し、不審者を逮捕し、直ちに、警察署へ連行した。
当面の対応の協議	④ 参照	*・学長、副学長、学園統括部長、学生サポートセンター長、参与、学長補佐室長、総合支援課長で協議* *（理事長へ状況説明を行う）*	③（報　　告） 現場に行った事務職員Ａより所属長である事務局長に状況を報告した。 事務局長より学長に状況を報告した。
関係機関への届出	⑤ 参照	*・理事長の了解を得て、学長が中心となって指揮にあたる。* *・理事長の判断により「危機管理対策本部」を設置。*	④（対策の検討－１）＊直ちに（原因究明以前）、対応する事項 同日午後３時過ぎから、学長、副学長、事務局長、学生部長で、緊急協議を行い、次のとおり当面の対策を検討した。 ⅰ　事件の把握・調査 ⅱ　当該学生への対応 ⅲ　保護者への説明 ⅳ　上部機関への報告（第１報） ⅴ　報道機関への対応（個別に各社から電話による取材の対応に学生部長があたる。）
			⑤（捜査への協力） △△月１１日午前１０時　警察署から現場検証を受けた。 学生部長、学生課長及び事務職員Ａが、現場検証に立ち会う。
上部機関等への報告	⑥ 参照		⑥（上部機関等への報告） ⅰ　文書により、文部科学省への報告 ⅱ　県、市へ「報道発表資料」（手持ち用）により報告
原因の究明 （今後の対策）	⑦ 参照		⑦（対策の検討－２） △△月１５日　大学管理機関を開催し、事後の対策等について協議を行った。 ・学内外の警備が重要視されていなかったため、警備員の充実、教職員の巡回がされていなかったことが、問題点である ・今後の対策として ⅰ　来校者への対応　ⅱ　校内体制の確立　ⅲ　在校時の安全確保 ⅳ　課外学習や学校行事における安全確保　ⅴ　登下校時の安全確認 ⅵ　不審者情報に関する関係機関との連携 ・不審者侵入時の対処法として ⅰ　学生及び教職員の安全確保　ⅱ　関係機関への連絡　ⅲ　事態収拾後の対応
事後の措置	⑧ 参照		⑧（事後の措置） △△１６日 ・保護者への説明 （　以　上　）

3　その他の事象

（1）風水害への対応

風水害発生に対する備えから対応、そして復旧までの間、どのようなことに注意すべきか、日本学生支援機構(2009)によれば、次のとおりである。

台風や集中豪雨による被害の場合、前兆現象としての降雨、風速、河川水位の情報を、テレビ・ラジオや防災関係機関(気象庁，国土交通省、県、市等)のホームページから得ることができる。また、最寄りの消防署、警察、市区町村からの情報も重要である。災害が予測される状況になった場合には、連絡や情報を待つのではなく、自らアプローチしてそれらを得ることが重要である。これらの情報と防災関係機関の注意報・警報や避難情報をもとに被害を予測し、早期対応を図ることが必要である。空振りになることもあるが、それを恐れる余り対応が後手にならないよう注意が必要である。仮に、災害が発生せず空振りになっても、「被害が発生しなくて良かった。」と思うことが大事である。

風水害の具体的な対応として、次のようなことに注意をする必要がある。

1）　風水害(台風)の発生に備えて

①　周辺地域の過去の災害や、被災の危険度について認識しておく。

②　日頃から施設・設備の維持管理に心がける。

・屋上のルーフドレイン(排水口)周りの掃除

・屋外排水溝の掃除

2）風水害(台風)の危険が迫ったら

①　随時、より正確な気象情報、洪水警報等の災害情報を把握する。

②　休講・休校等学生等の安全確保の措置を講じる。

③　構内やその周辺、屋上等に強風で飛散しやすい物を置かないようする。

④　看板、防球ネット、サッカーゴール等、転倒する危険な物は予め倒すか、撤去する。

⑤　出入り口や窓はしっかりと閉鎖し、必要に応じ外部面のガラスを保護する。

⑥　浸水の恐れがある地区では、必要に応じ、土のう、止水板等を予め設置する。

⑦　重要な書類、機器類、図書類、教材類や薬品類等の危険物をできるだけ、安全な場所に移動する。

3）　被災後の安全確認

①　速やかに障害物の除去等被災後の片付けを行い、必要に応じた応急修理や危険箇所への立入禁止措置等、要所の安全対策を講じる。

②　施設に異常が認められる場合は、専門家による応急危険度調査等を実

施し、安全性の確認を行う。（斜面の崩落の危険、建物の傾斜等）

③　浸水等により施設内が汚染された場合には、清掃に加え防疫薬剤の散布等、衛生管理に必要な措置を講じる。

④　電気、ガス、水道等のインフラ施設の機能・安全性を確認する。特に、電気系統に浸水被害がある場合には、専門業者による点検で安全性を確認するまでは、通電、作動を行わないように注意する。

４）　被災した施設の早期復旧に向けて

①　迅速に被害状況を調査し、写真等の資料とともに現状を確実に記録する。

②　被害の拡大や二次災害の危険がないよう、必要に応じ被災施設の応急復旧や増破防止の養生等の措置を講じる。

③　復旧事業の早期開始のため、迅速・的確に関係諸機関への被害報告書及び復旧事業計画書の作成を行う。

④　復旧事業に必要な施設設備に係る台帳等の資料は、平常時から適切に管理しておく。

５）　洪水に対する広島市及び市民の対応

広島市消防局は、洪水に対する危険性を、第１段階の状況把握から第 5 段階の災害発生までの５段階を設け、それぞれについて市の対応、市民が取るべき行動を示している（次表参照）。

洪水の危険に対する対応

広島市（2009）

段　階	状　況	広 島 市 の 対 応	市民の行動・避難する場所
第1段階 ＜状況把握＞	気象台から洪水注意報が発令された場合	気象情報や各地の雨量・水位情報などを取得する	テレビ・ラジオなどの気象情報に気をつける。
第2段階	1　国土交通省と気象台から太田川洪水注意報が発表された場合 2　警戒水域を越えた場合	1　河川堤防などの巡視にあたる。 2　土のう積みなどの浸水対策を実施する。 3　防災行政無線や広報車などにより市民に災害に対する厳重な警戒を　促す。	1　川の水位や流れなどにいつもと違うところがないか周辺に気をつける。 2　低地部の家屋では土のう積みなどの浸水対策等を行う。 3　テレビ・ラジオなどをつけ、洪水等の情報に十分注意する。 4　避難の準備をする。（持っていくものの整理、避難先の確認・確保、家族との連絡など）
第3段階 ＜自主避難＞	1　太田川洪水警報が発表された場合 2　越水や破堤の危険を感じた場合	1　防災行政無線や広報車などにより、自主避難を呼びかける。 2　自主避難の場所が確保できない者に対し、必要最小限の避難施設を提供する。	1　堅固な建物の上階に移動するか、または予め決めておいた知人宅などに、早めに自主避難する。 2　堤防の亀裂や漏水など危険箇所を発見した場合は、区役所や消防に通報する。
第4段階 ＜避難勧告＞	1　計画高水域を越えた場合 2　水位により越水や破堤の恐れがある場合	1　50cm以上の浸水が予測される地域に避難勧告を発令する。（注1） 危険が迫っていることが現地で確認された場合には、避難指示を行う場合がある。 【サイレン約1分】【休止約5秒】【サイレン約1分】 2　該当地域に、避難場所を設置する。	1　サイレンが聞こえたら必ず、テレビ・ラジオをつけ、状況を確認する。 2　市が開設した避難場所又は自分で探しておいた知人宅などにすぐ避難する。
第5段階 ＜災害発生＞	浸水被害が発生した場合。	助けが必要な場合は、消防署員等が救助に向かう。	1　遠くへの移動に危険が伴う場合は、近くの堅固な建物の上階等へ避難する。（注2） 2　人命に関わる緊急事態が発生した場合は、119番や加入電話などあらゆる手段を用いて、区役所又は消防署へ連絡する。

注1：　広い範囲にわたる避難勧告は、防災行政無線による市からの放送の他、サイレンでも知らせる。また、テレビやラジオでも放送する。
注2：　堅固な建物の上階に住む人は、予め1日分以上、出来れば3日分程度の水や食料を蓄えておけば、移動しなくても済むため、むしろ安全である。

どこに避難するかの判断　（朝日新聞、2009.8.16，部分）

流された付近　冠水 80 ｾﾝﾁ　泥水 2 ﾒｰﾄﾙ　逃げず 2 階へ

地形，高低差などを考慮に入れる。

3 家族 8 人が死亡、1 人が行方不明になった佐用町本郷の町営幕山住宅。建物の損傷は目立たないが、町内での死者・行方不明者 20 人のほぼ半数を占めた。避難場所の幕山小学校までは北東に 200 ﾒｰﾄﾙほど。牛山さんは「地図で見たよりも近く感じる。逃げたくなるのも無理はない」。

小学校近くの道路に並行して幅約 1.5 ﾒｰﾄﾙの用水路があり、はんらんした幕山川に注ぐ。目撃情報等から、犠牲者はこの付近で流されたと見られる。用水路付近は周囲より土地が低い。こびりついた草から、豪雨が降った 9 日夜は 80 ｾﾝﾁほど冠水していたことがわかった。

この少し後の記述に「大人でも，流れる水に膝までつかればほとんど歩けなくなるという。水深 50 ｾﾝﾁほどだ。」とあり、外は危ないと判断し、自宅の 2 階に避難して、難を逃れた人たちの例が挙げられている。

６）地域防災拠点として

地域防災拠点として、広島市消防局が指定する洪水時「安佐北区内の避難場所」の候補に、本学園の大学（3 階以上）及び附属高等学校が挙げられている。市の方から要請があれば、地域の避難場所になることが考えられる。

（２）　感染症

１）　大学における対応例

大学に対して厚生労働省、保健所、医師会等から感染症（麻疹、インフルエンザ、ＳＡＲＳ等）が、流行する兆しがあるという情報を受けた場合、保健室（看護師）は、全学に対して、「保健だより」、ホームページ及びユニバーサルパスポートにより、注意喚起を行う。また、本学において，在籍する学生等が感染症に罹患した場合等、大学における標準的な対応は、次のとおりである。また、新型インフルエンザについては、行政自体での対応も流動的であり、本学においても継続して、検討を行っている。

「本学における今後の対応について」(広島文教女子大学新型インフルエンザ対策本部)

教職員各位

広島文教女子大学新型インフルエンザ対策本部

本学における今後の対応について

平成21年10月5日

新型インフルエンザ（A型を含む。以下「新型インフルエンザ」という。）は、夏季においても流行が拡大し、厚生労働省は8月21日に「インフルエンザ流行シーズンに入った」と発表しました。また、10月の学校再開後に感染が急激に拡大する恐れがあるとして、注意を呼びかけているところです。県内でも感染者数の増加が続き、学級閉鎖や休業の措置が講じられています。

また、8月には、国内ではじめて、新型インフルエンザに罹患した基礎疾患（ぜん息、心臓病、腎臓病、糖尿病等）を有する方が亡くなられた旨の報道がありました。基礎疾患のある人は、十分な体調管理が必要です。

ついては、学生が夏休みを終え、全国各地から戻ってきた時期に合わせて、次のとおり対応をいたしますので、遺漏のないよう、慎重・適切な指導を、お願いします。

なお、この対応は、文部科学省及び厚生労働省等からの要請や今後の状況の変化を踏まえ、弾力的に運用することや、見直し、改訂を行うことがあります。

1.　感染予防

引き続き、検温・健康チェック、うがい・手洗い、咳エチケット等個人でできる感染予防に努めること。(マスクは、各自準備。)

① 体温測定（朝）及び健康チェック（全身倦怠感、筋肉関節痛、咽頭痛、咳・痰、鼻水・鼻閉、下痢、嘔吐等）を行う。

② 人が多く集まる場所をできるだけ避け、人ごみではマスクを着用する。また、外出後や飲食前等には、必ず、うがい・手洗いを行う。

③ 症状が疑われる場合は、マスクの着用、外出の自粛、人に咳やくしゃみをかけない等咳エチケットを徹底する。また、保健室等へ相談、もしくは早めに医療機関で受診する。早期発見、早期治療が早期回復、学内の流行

拡大防止につながる。

④　平素から家族全体で感染予防を心がけるとともに、家族の健康状態に注意すること。

⑤　今後の学内への情報提供は、「ココロとからだの保健室だより」や、サイボウズ及び掲示板で行う。

２．感染者が発生した場合

①　新型インフルエンザに罹患している者又は罹患の疑いがある者は、医師の許可（目安：発症後7日間又は解熱後2日間のいずれかの長い方）が得られるまで、本学への入構を禁止する。

②　罹患した者は、直ちにその旨を大学（学生は、学生サポート課082-814-9995又は0120-60-7779、及び教職員は、総合支援課082-814-9992）へ連絡すること。

③　新型インフルエンザに罹患又は罹患した疑いのある学生は、欠席届と共に治癒証明書、又は受診したことが証明できるもの（領収書、処方箋の袋等）を学生サポート課に提出する。この場合は、最大7日間は欠席扱いにしない。なお、担当教員は、休んだ学生に対して不利益が生じないよう、補講等適切な指導を行う。

④　教職員（非常勤講師を含む）の勤務は、新型インフルエンザに罹患した場合等には、次のとおりとする。

ⅰ　教職員が、38度以上の発熱をした場合は自宅待機とし、直ちに、医師の診断を受けること。

ⅱ　教職員が罹患（疑いを含む）した場合は、発症した日の翌日から７日を経過するまで、又は解熱した日の翌々日まで自宅待機とする。この場合は、特別休暇を付与し、給与上は出勤したものとして扱う。

３．濃厚接触者に係る対応

新型インフルエンザ感染者等と1ー2m以内の接触が20ー30分以上あった者（例：家族等同居人、教室・研究室、実習機関、クラブ活動等）は、とりあえず、出勤（登校）可能とする。ただし、7日間は常時マスク着用し、健康チェックを通常よりこまめに行うこと。

また、「発熱（38.0度以上）鼻水・咽頭痛、咳等のインフルエンザ様の症状」を呈した場合には、その時点で出勤停止とし、医療機関で受診すること。

４．入試の対応

次の内容については、9月29日の大学運営協議会において、審議し承認済みのものであり、必要に応じて、順次、執行している。

2009.9.29（大学運営協議会承認）

入学試験実施時期における新型インフルエンザ流行への対応について

【事前の周知】

１．別紙１により、大学ホームページ等を活用して、本学の対応内容の一般への周知を図る。

２．別紙２（ここでの掲載は省略。上記の別紙１と同様の内容の高校長宛、文書書簡。）を郵送し、高等学校への周知をはかる。郵送の範囲は次のとおりとする。

①　推薦入試で指定校を依頼した高等学校。

②　①以外で、前年度受験実績のある高等学校。

③　その他。

３．上記①～③以外の高等学校等からの問い合わせには、別紙１及び２によって対応する。

【新型インフルエンザによる受験見合わせが発生した場合の対応】

１．基本的な考え方

①　指定校による推薦入試への出願については、受験機会が失われることのないように留意する。

②　一般入試前期以降の志願予定者に対しては大学入試センター試験の受験を勧め、センター試験利用入試への出願を促すことによる対応を行う。

２．具体的な対応

〔推薦入試〕

①　別紙２の郵送によって、指定校による推薦入試への出願については受験機会が損なわれないように配慮することを周知する（上述）。

②　新型インフルエンザの流行を原因として推薦入試前期の受験を見合わせた指定校推薦出願者には、推薦入試後期の受験によって受験機会を確保する旨を伝える。前期出願時に振り込んだ検定料を、後期受

験分に充当する。

③　新型インフルエンザの流行を原因として推薦入試後期の受験を見合わせる指定校推薦出願者が発生した場合には、年内に代替日を設定し、予備問題（小論文）によって代替試験を実施する。

④　公募推薦による出願者についても、上記②③の要領で対応する。

⑤　代替試験実施の場合、学外試験会場は開設しない。

〔一般入試〕

①　別紙２の郵送によって大学入試センター試験受験を強く勧め、センター試験利用入試への出願によって受験機会が確保されることを周知する（上述）。

②　一般入試前期日程の受験を見合わせた志願者については、大学入試センター試験利用入試中期・後期、もしくは一般入試後期への出願を案内する。

【当日の対応】

１．別室受験用の試験室を準備する。

２．監督者等、受験生との接触が予想される担当者は、マスクを着用する。

３．消毒液を各所に配置する。

別紙　1

2009 年 10 月 1 日

高等学校進路指導ご担当の先生方
並びに本学を受験予定の皆様方

広島文教女子大学
学長　　角重　始

2010 年度入学試験における新型インフルエンザ流行への本学の対応について

今般の新型インフルエンザ流行により、本学では 2010 年度入学試験において、下記のとおり対応することとしておりますので、お知らせいたします。

なお、今後の文部科学省等からの通達等により、本学の対応策に変更を来す可能性もありますので、お含みおきください。

記

１．2010 年度入学試験は、予定どおり実施いたします。ただし、今後の新型

インフルエンザの感染動向によっては変更する場合もあり得ますので、本学ホームページ等で必ず確認をしてください。

なお、受験票発送時等に情報提供を行う場合もあります。

２．新型インフルエンザ流行への対応につきましては、すでに各人並びに高等学校等でも実践されていることと存じますが、入学試験当日につきましても、マスクの着用等各自で予防措置を講じられますようお願いいたします。

３．本学入学試験に関する特別措置等実施の可能性につきましては、今後の新型インフルエンザの感染動向等に応じて継続的に検討を加え、随時情報提供を行います。ただし受験予定の方におかれましては、万全の体調での受験を期し、感染対策と体調管理に御留意ください。

４．新型インフルエンザの流行によって受験を見合わせる場合には、あらかじめ本学入試広報課までご連絡ください。

５．入学試験実施中に体調不良となられた方につきましては、本学保健室にて応急の措置を行うとともに、受験継続の可否等について判断をいたします。応急の措置後に体調が回復した場合には、別室での受験を継続することができます。ただし、試験時間の延長は行いません。

その他、必要に応じて別室受験の措置を講ずる場合があります。

以上

※ その他、新型インフルエンザの流行についての本学入学試験における対応の詳細に関しましては、本学入試広報課までお問い合わせください。

広島文教女子大学　入試広報課
〒731-0295　広島市安佐北区可部東一丁目２－１
0120-75-3191（フリーコール）
TEL　082-814-9996　　FAX　082-814-3401
E-mail　koho@h-bunkyo.ac.jp　　URL　http://www.h-bunkyo.ac.jp

２）　出席停止の基準

学校に多く見られる感染症には、インフルエンザ、風しん、水痘等がある。最近では、ＳＡＲＳ、ＡＩＤＳ等の新興感染症、結核等の再興感染症も発生して、新たな課題も加わってきている。

学校保健安全法では、特に学校で広がりやすく、予防が必要とされる感染症について第１種から第３種に分類して、それぞれ出席停止の基準を設

けている。感染症発生時における危機管理体制は、同法に基づくが、対応が不十分の時は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症新法)」のもとで実施する。

＜出席停止の基準＞

	対象となる疾患	出席停止期間の基準	その他
第１種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 重症急性呼吸器症候群 (病原体がSARS(サーズ)コロナウイルスであるものに限る.) 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 鳥インフルエンザ(インフルエンザAウィルスH5N1型)	治癒するまで	■第一種若しくは第二種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いのある者につては，予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで. ■第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者については，その発生状況により必要と認めたとき，学校医の意見を聞いて適当と認める期間. ■第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者については，その状況により必要と認めたとき，学校医の意見を聞いて適当と認める期間.
第２種	インフルエンザ(鳥インフルエンザを除く)	解熱した後2日を経過するまで	■校長は，学校内において，感染症にかかっており，又はかかっている疑いがある児童生徒等を発見した場合において，必要と認めるときは，学校医に診断させ，法第19条の規定よる出席停止の指示をするほか，消毒その他適当な処置をするものとする. ■校長は，学校内に感染症の病毒に汚染し，又は汚染した疑いがある物件があるときは，消毒その他適当な処置をするものとする.
	百日咳	特有の咳が消失するまで	
	麻しん	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎	耳下腺の腫脹が消失するまで	
	風しん	発しんが消失するまで	
	水痘	すべての発しんが消失するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで	
第３種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	医師が感染のおそれがないと認めるまで	■学校においては，その附近において，第一種又は第二種の感染症が発生したときは，その状況により適当な清潔方法を行うものとする.

（３）落雷

１） 落雷事故とその責任

1996 年 8 月、大阪府高槻市で開催されたサッカー大会に参加した高校生が、試合中に落雷に遭って、視力を失い手足が不自由になった。当該の参加校（高知県）と主催団体(市体育協会)の責任を問う裁判の結果、「落雷は予見できた」として、両者に損害賠償を命じる判決が下された。

2009 年 6 月の新聞報道によれば、主催団体であった市体育協会は、賠償金の一部を基本財産から支払ったが、残金の約八千万円の支払いが困難になったため、裁判所に破産を申し立て、資産整理を行って賠償金に充てることにしたという（事例の詳細は、別冊資料を参照)。

このように、災害に伴い、二次的に発生する経済的事象も危機事象であり、その備えも重要な対策である。近年は、各種の損害に対応した保険も

設けられている。必要なものの選別を行い、適宜提案することが肝要である。

４　災害発生時、学生等及び教職員の対応基準

災害が発生した際に、学生等及び教職員がどのように対応すべきか、その基準を予め設定しておき、それに基づいて迅速・的確に行動することが必要である。この基準については、今後、各部門及び各部署において、それぞれ検討を行う必要があるが、その際の参考として、次のものを提案する。現行の基準等と見比べて「教職員の参集」、また、幼稚園及び附属高等学校の「地震発生時の自発参集場所」の設定等、欠落している必要な部分について、容易に改訂（修正）が図られると考えている。
是非、早急に、補完・改訂を進められることを期待する。

（１）学生の対応基準

学生等が災害発生時に対応すべき事柄については、各部門・部署において、地震、火災、風水害(洪水・台風)、実験・実習あるいは野外活動中の事故、交通安全(事故)等、事象ごとに心構え、対応、事後処置(報告等)について記述した冊子等を作成することが必要である。

１）災害・緊急時の対応

災害発生時及び緊急事態における学生等の共通的な対応の例として、次のものが挙げられる。

災害・緊急時の対応(緊急時の行動基準)　　(青山学院，2008)
― 学内にいる時 ―
①学内放送や教職員の指示に従う。
②建物外に出る場合、落下物に注意しながら、指定の第一避難場所に避難する。
③避難後は、余震や火災に注意して、大学からの指示を待つ。
― 通学途中の時 ―
①最寄りの安全な場所に避難し、駅、警察、消防等の指示に従う。
②帰宅するか登校するかについて、自己判断する。
③自分の安否と所在を大学、家庭等に連絡する。
― 自宅にいる時 ―
①最寄りの安全な場所に避難し、自治体、警察、消防等指示に従う。
②正しい情報の収集に努める。
③自分の安否を学校に連絡。学校の安全が確認されるまで、自宅待機。

２）交通機関の運休あるいは気象情報(警報)発令時の対応

交通機関が何らかの事情で運休になるとか、暴風警報が発令された場合の本学学生の対応について、次に示した内容が「学生生活ハンドブック」に掲載されている。これによれば、「午前 6 時」「午前 10 時」の時点における情報によって、それぞれ休講処置が講じられることが定められている。

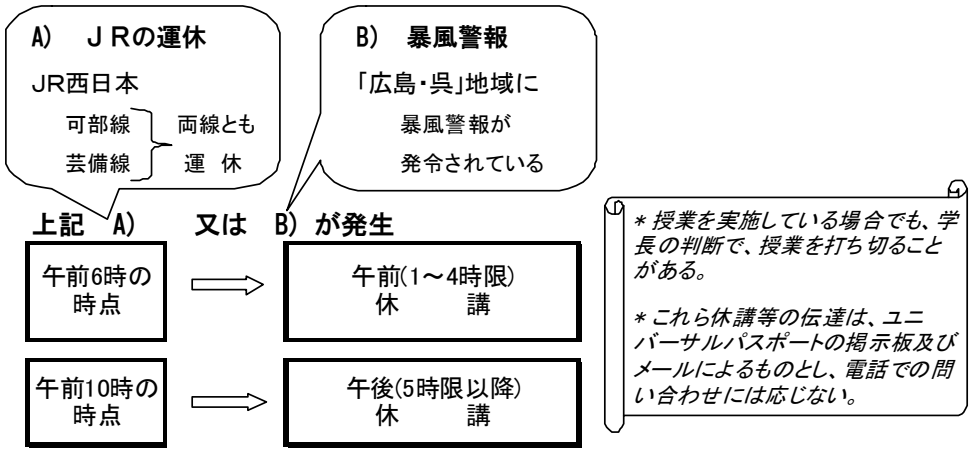

（２）教職員の参集

１）参集条件

＜地震発生時＞

地震の場合は、対策本部が行う「大、小」判断に先行して、地震の規模による自発参集条件を適用する(下の枠内)。しかし、学園外にあって地震が発生した場合に、対策本部に参集するか否かについては、次の 2)に示してある被災の状況等に従って、各自の判断でそれぞれ対応する。

（新潟大学、2007，一部改変）

地震発生時の自発参集条件（被災した職員については、次の 2)参照のこと）

震度４

各部門における通報連絡当班の通報連絡係は、担当部署に参集する。

震度５(5 弱・5 強)

各班の責任者は担当部署に参集する。

震度６以上

事務職員は、担当部署に参集する。対策本部員は、対策本部に参集する。

〈**参集場所**(大学の場合)〉（幼稚園及び高等学校では、適宜指定すること。）

対策本部：学長室

対策本部事務局：本部棟１階学園統括部

＜地震以外の災害発生時＞

災害発生時における教職員の参集条件の例については、次の表が「原則」として挙げられる。

災害時教職員の参集条件　（日本学生支援機構、2008、一部改変）

区　分	勤務時間内		夜　間	休　日
	構　内	外出(含:通勤中)		
対策本部員	対策本部活動に参加	直ちに構内に	直ちに出勤	直ちに出勤
一般教職員	災害規模・大 対策本部活動に参加	災害規模・大 出　勤	災害規模・大 出　勤	災害規模・大 出　勤
	災害規模・小 帰宅可能者は帰宅	災害規模・小 帰宅／自宅待機	災害規模・小 自宅待機	災害規模・小 出勤可能者は出勤
学生等	帰宅可能者は帰宅 (構内が安全な場合は構内で避難)			

これよりさらに詳細な参集条件を設ける際の検討事項として、次のことが考えられる。

① 時間別（勤務時間内、出勤途上、在宅時、外出時）の行動基準

② 教職員別（教員、事務職員等）の行動基準

③ 安否の連絡方法及び連絡先（構成員全員）

参集条件としての災害規模の「大」、「小」については、地震を除き、対策本部が示す判断を前提にして、各自が自分の被災状況等から参集の可否を判断する。

２）災害時教職員の出勤可否の判断

教職員は、職場以外にいるときに災害が発生した場合、上記の 1)に示した参集条件を基準とするが、各自の対応に関しては、次のとおり被害の大小と交通手段を勘案して判断を行う（日本私立学校振興・共済事業団、2005）。

＜被害が大きい場合＞

①　家屋が倒壊して、居住できる状態ではない場合

ⅰ　水、食料及び臨時の住居棟を確保する。

ⅱ　上司へ連絡を取り、被害状況を伝える。

ⅲ　住居の復旧等、日常生活の回復を図る。

ⅳ　上司と相談し、出勤日時等を決める。

②　本人及び家族に死傷者がでた場合

ⅰ　負傷者等の救出、手当及び病院への搬送を行う。

ⅱ　上司へ連絡を取り、被害状況等を伝える。

ⅲ　死者の葬儀等の後始末及び負傷者の看護を行う。

ⅳ　上司と相談し、出勤日時等を決める。

＜被害が小さい場合＞

①　家屋が半壊するか、整理すれば住める場合

上記＜被害が大きい場合＞①のⅱ以下の場合と同じ

②　本人及び家族に負傷者が出た場合

上記＜被害が大きい場合＞②のⅰ、ⅱ及びⅳと同じ

＜交通機関が不通の時に出勤する場合＞

①　自動車による出勤は禁止とする。

②　職場までの交通機関が不通の場合は、「徒歩」又は「自転車」での出勤が可能なときは、出勤することとする。

５　専門家による助言

危機事象発生の場合の対応については、一律に規定することは困難であり、ケースバイケースとならざるを得ないが、総じて「確認」→「連絡」→「処置・対応」→「事後処理」の流れ（臨機に対応が迫られるため、順序は必ずしも一定するものではない。）で、経過する中で、***適宜、顧問契約の弁護士、会計士、行政書士等々の専門家の活用が重要である。***これらは、関係の行政機関等とともに勘案しながら機を逸しないように相談あるいは、情報の提供を行うことが、その適切な対応並びに事後処理を行う上で、特に、重要な役

割を担ってもらうこととなることが、これまでの多くの事例から伺え、常に、念頭に置いておくべき大切なことである。

因みに、このたび地元関係機関に現存の資料の提供をお願いしたところ、広島市消防局危機管理部、安佐北区役所区政振興課及び地元安佐北消防署からは、「広島市危機管理マニュアル」の提供を、安佐北区役所区政振興課では、さらに、「安佐地区防災地図」を、広島市保健所安佐北区生活衛生担当では、「食中毒マニュアル」を、安佐北警察署では、防災・防犯関係の冊子、パンフレット及び各種危機防止に関するリーフレット等、40 数種の提供があった。

これら機関の窓口には、常に、多様な冊子・パンフレット、リーフレット類が、提供されている。近年では、主要外国言語によるもの、点訳によるものと、情報伝達方法も多様なものが準備されている。

一方、学園の産業医からは、医療安全について、喫緊の課題として、ここ2～3 年に、若青年層である大学生を襲った「麻しん」あるいは「百日咳」への対応について、警告があった。幼児期に、予防接種を受けていないか、受けていても該当するワクチンが含まれていなかったため、免疫ができていない者が、現在、丁度、大学就学に当たっていて、この危機に遭遇したものである。「個々人における予防接種の実施、また、発症が疑われる場合の早期の休養、大学等におけるこれらの指導、場合によっては、早期の休校措置等、的確な状況判断とその措置が重要である。」との指摘があった。また、近年では、国際化の時代背景の基に、ＨＩＶ、新型インフルエンザウィルス等の感染症も世界レベルで横行しており、この対策等も重要な課題となっている。

６　公　表

危機事象発生の場合の外部等への「公表」については、その規模・形態により、大きく二通りある。そのため、公表についても、概ね、それに沿った対応となると考えられる。

一つは、地域周辺を含む、大災害の天災地変。もう一つは、学園内及びその構成員が受けた、比較的本学園個別の災害による場合（完全に個別でなく他の学園等とともに受ける場合もこちらになる。）である。

前者は、広く地域社会の問題として、マスコミにより広報され、その中で、周辺の情況から学園等での被害の情況も保護者を含めて、学生等にも自ずから伝達されていくが、***後者については、学園が主体となって、的確な状況把握の基に、必要な情報を関係者に伝達する責任がある。***

その情報の内容と伝達を必要とする対象者の選択及び時期等、的確な処理が大切である。これらについては、ケースバイケースとなるが、例示した危

機事象、また、「危機管理行動理解チェックリスト」及び「危機管理計画チェックリスト」等によりご判断いただきたい。また、発生した危機事象及びその規模等情況により、マスコミ等の協力を得ることも必要となる。

その際の「対応マニュアル」の作成には、前出の「危機管理計画チェックリスト（マスコミ対応)」が、重要な資料となる。

因みに、これらを基に、報道機関への基本資料の一例として「公式見解書」の項目等について、次に掲載するので、事例に応じて適宜変更して、活用されたい。

公　式　見　解　書　（例示）

報道関係者各位

月　　日（　　時　　分）
広島文教女子大学

「　（件　名）　」の事態について

１．事実（事故、事件）内容
（１）　誰が
（２）　何時
（３）　何処で
（４）　何を
（５）　どのようにしたか

２．経過（発生時から現在に至るまでの経過を日時、時間単位で箇条書に記載）
・(月／日)（曜日）　　(時)：(分)　　［簡潔に状況説明］
・(　／　)(　　)　　(　：　)　　[　　]
・(　／　)(　　)　　(　：　)　　[　　]
・現在の状況　［経過の結果、現在どのようになっているかの状況説明］

３．原因［発生から発表まで時間がない場合は、「原因を究明中」絶対に憶測事項は、記入しない。］

４．対策　［発生から発表までの時間が短い場合には、「今後対策を検討して・・。何時までに対策を発表する。」という具体的な日時の記載が必要。また、「何をどうするか」の記載が必要。］

５．見解［発生してしまった事件（事故）について学校として、どのように結論づけるのか、どう責任をとるのかを記載。］

・お問い合わせ先

担当者名

電話番号

ＦＡＸ

Ｅメール

住　　所　〒　731-0295

広島市安佐北区可部東一丁目2－1

「補足事項」

１．人命に関わる場合には、2時間以内に、トップが、すべての情報を、把握し、対応可能とすること。

２．公表の方法

①　記者会見を開く。

②　プレスリリース（公式見解書）の配布、もしくはＦＡＸやメールで配信する。

③　プレスリリース（公式見解書）を、ホームページに掲載する。

３．公表に当たっての留意事項

①　質問を想定して、回答書を作成する。

②　絶対に公開してはいけないこと以外は、全てオープンにすべき

③　問い合わせ内容と回答はすべてメモし、質問と回答集として、関係者全員が情報を共有する。

Ⅳ　危機事象への事後措置

１　復旧活動

通常、地震、台風、水害、火災等の災害の被災直後は、各自が行動基準に沿って行動することになるが、構成員の安全確保がなされたら、防災対策本部等を中心にして学園内の被害状況の確認を行う。これを基に、復旧計画を策定して復旧活動にあたる。被害が大きい場合には、事務室・教室の一時移転、あるいは休講等の措置が必要になる。

復　旧　の　流　れ　　（山根・他，2005）

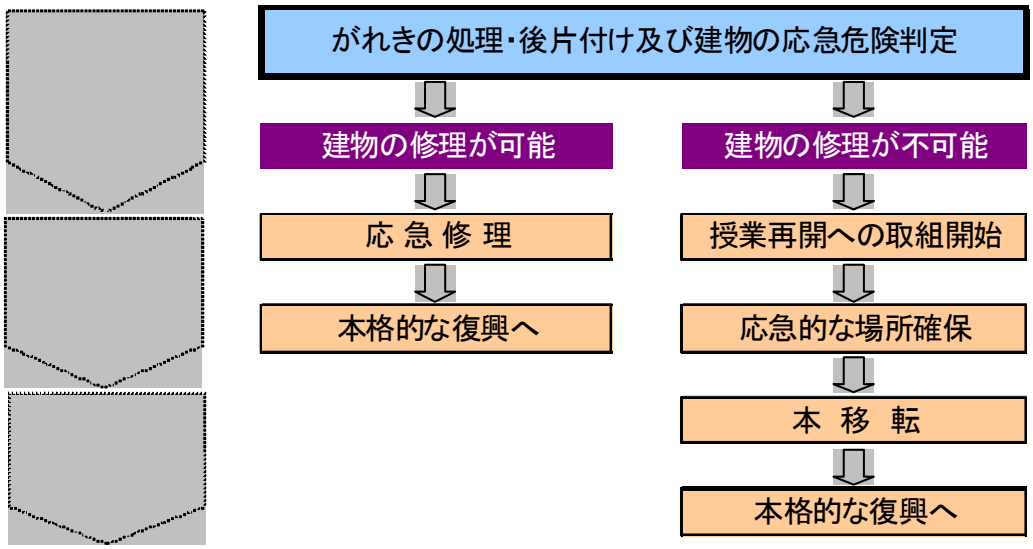

（１）復旧体制づくり

災害発生直後に対策本部を設ける際、この対策本部において、復旧対策本部を組織できるようにしておけば、円滑に復旧体制を整えることができる。構成員の被害状況や交通機関の復旧状況を踏まえ、復旧作業に携わる人員や必要な資機材等の決定を行う。このようにして、復旧計画を迅速に提示することが、構成員に安心感を与え、復旧活動への取組に意欲もつながる。

（２）早期復旧のための事前対策

被害の規模を事前に想定することは困難であるが、災害の規模が大きい場合、業者及び資機材の確保が困難になることが予想される。このような事態に備えて、予め業者と取り決めをしておく等、事前対策として、実行が可能と思われる事項に、次のようなものがある（山根・他，2005）。

＜ 事前対策チェックリスト ＞

- コンピュータシステムの復旧計画立案(バックアップシステム等)
- 重要書類のバックアップ体制の確立(学外保管、銀行金庫等の利用)
- 応急金融(災害後の緊急借り入れ等ができる関係を構築)
- 建物等に関する安全性の早期評価体制の確立(業者の確保)
- 仮事務所の設置に関する方針決定
- 非常時の会計、給与支払い方法の決定
- 相互援助協定(取引業者等)
- 関係先とのライフライン休停止期間中の代替案の調整
- 輸送ルートの検討及び確保
- 復旧要員、資機材の確保(業者の確保)

（３）復旧活動の具体的な内容

一日も早い授業の再開に向けた復旧活動の具体例として、次のようなものが挙げられる（山根・他，2005)。

＜復旧活動の例＞

- 復旧対策本部の設置
- 状況・程度の把握
- 復旧資機材，復旧要員の確保
- 復旧工事のための業者の確保
- 後片付け(がれき、ゴミ等の撤去等)
- 罹災証明書の取得
- 建物の応急修理
- 構内の安全確認、設備の点検
- 輸送ルートの確保
- インフラの整備
- 保険の申請
- 公的支援の手続(震災融資、助成金等)
- 学生等及び教職員への支援
- 地域への支援

２　中・小規模地震後の安全確認と施設の復旧

危機事象が発生した場合、教育・研究活動等への影響を最小限に抑えるため、次に示した施設、設備の点検を速やかに行い、復旧を図る。

また、関係部署の協力の下、学園内の施設や設備の安全の確認を行い、安全確認がなされ、授業の実施が可能となった時点で、このことを全教職員、

学生に周知を図る。

安全確認箇所及び点検内容等

場　所	確 認 箇 所	点 検 内 容
教　　室	壁、床、天井等 出入り口、窓等 机、椅子、空調機器 黒板、スクリーン等	破損箇所は無いか 問題なく可動するか 金具等が壊れていないか 倒壊、落下の恐れがないか
通　　路	廊下、階段、手すり、フェンス等	破損箇所は無いか
厨　　房 実験室	調理台、ガスレンジ 実験機器、薬品類、電気、水道、刃物等	ガス漏れ、漏電は無いか 機器は安全に作動するか
防災設備	消火栓、消火器、救助器具等	破損箇所は無いか
校　　舎	壁、屋根等	ひび割れ、破損箇所は無いか
グラウンド 体育施設等	地面、ポール、鉄棒、サッカーゴール、プール等	破損箇所は無いか 倒壊の恐れは無いか
校門等	門扉、塀等	扉の開閉に支障は無いか 倒壊の恐れは無いか
その他校庭等	植栽、花壇、外灯等	倒木、割れた鉢等は無いか 倒壊の恐れは無いか

3　大規模地震後の復旧活動

（1）建物の被害レベルの判定

大規模地震の災害では、学園内の建物が多大な被害を受けることが予想される。建物の被害は、①被災後も通常授業が可能、②通常授業が一部可能、③通常授業が困難、の3段階に分けられる。この被害レベルが、授業等の再開に大きく影響することになる。地震による被害を被った建物については、都道府県が派遣する「応急危険度判定士」が判定をする。

その結果は、「検査済」「要注意」「危険」の3ランクに区分され、建物の入り口等目に付きやすい処に、そのランクを示す「判定ステッカー」が貼られる。この場合に行われる調査・判定は、二次災害防止のため、建物の使用制限を表示するものであり、重要書類が内在していても立ち入ることができない事態になることがあるので、平常時からそれなりの措置並びに指導が必要であること等に留意すべきである。

（２）授業再開に向けた復旧活動

先に示したように、建物の被害レベルに応じて授業開始までの復旧活動の手順について、その概要を次表に示した。留意事項の欄に示した事柄は、地震発生に備えて、事前に対策を講じておくべきである。さらに、被災を機に、再検討を加えることが望ましい。

復旧活動の手順　　（山根・他、2005 から作成）

<table>
<tr><td>ケース</td><td>通常授業が可能</td><td>通常授業が一部可能</td><td>通常授業が困難</td></tr>
<tr><td>判断基準</td><td>判定結果「調査済」
明らかに建物に損傷が無い</td><td>判定結果「要注意」
明らかに建物に損傷が少ない</td><td>判定結果「危　険」
明らかに建物が全壊、又は全壊に近い</td></tr>
<tr><td>授　業
再開まで
の
手　順</td><td>配線・配管部分の目に見えない破損による2次災害が心配される
①電気系統の配線、ガス配管、水道配管の安全確認
②散乱した器具、書類の整理、破損したガラスの修復
③通信ネットワークの確認
④通常授業の再開</td><td>破損箇所の確認は専門家に、修復工事は建設会社等に依頼する
①専門家の破損箇所調査
②破損箇所の修復計画
③破損箇所の修復工事
④安全確認
⑤左のケース②に同じ
⑥通信ネットワークの確認
⑦通常授業の再開</td><td>建物への立入りは避け、①修復か、②新規建築か、を決定する
【①修復の場合】
①専門家の破損箇所調査
②専門家の修復工事設計
③工事会社による修復工事
④安全確認
⑤工事後の建物への引越
⑥通常授業の再開</td></tr>
<tr><td rowspan="2">留意事項</td><td colspan="2">一度罹災したから二度と罹災しない、という保証はない。次の地震に備えて、安全確保の検討をする。例えば、
・建物の耐震性を高める
・室内の機械・器具などのレイアウトを見直す
・機械・器具などに転倒防止策を講じる。</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">後片付けの際に生じた「廃棄物」は、市の所管部署の指示に従って適切に処分する。</td></tr>
</table>

（３）地域復興支援

規程に謳われている「近隣住民等の安全確保を図るとともに、本学園の社会的責任を果たす(第１条)」ために、有事に際しては、地域社会の一構成員として、復旧活動に積極的に取り組む必要がある。そのためには、日頃から近隣住民の方々、町内会、地域の防災組織との協力関係を築いておくことが重要である。

①　緊急対応

災害発生した後安全確認がされ次第、学園構成員等は、順次帰宅させることが基本である。ただし、近隣の地域で緊急を要する事態が発生した、あるいは、緊急避難場所の提供を依頼された場合、消火、救護、救援活動への動員が求められる。

②　地域との交流

ⅰ　コミュニティーとの交流

ⅱ　防災組織との連携

ⅲ 近隣学園間の連携

③　学園だからこそ可能な支援

阪神・淡路大震災において被災した多くの企業が、その企業で可能な範囲内で、地域に貢献する活動を行った。学園だからこそできる資機材や組織的行動力の活用による地域への災害支援について、対応窓口を決めたり、地域への発信が望まれる。

４　担当者研修・教育＜資格者、担当者中心＞

学園で起こり得る危機事象としては、自然災害を始め、不審者侵入、授業中の事故、課外活動中の事故、公共交通機関等による事故、個人情報の漏えい等がある。このような危機管理事象の発生を未然に防止すると共に、発生した場合に、迅速・的確に対応し、被害を最小限に食い止めるためには、危機管理体制の整備に加え、危機管理教育・意識の醸成も重要である。

組織リーダーを対象とする危機管理意識、危機管理対応能力の向上を図るための研修・教育が必要であり、同時に、可能な限り、法定による各種の施設、設備及び取扱物質等のため、この管理・取扱にかかる担当者の資格取得及び養成も必要と考える。現在は、経営効率から大半が、外注による資格者の配置、派遣、あるいは、定期的点検等の業務委託に依存しているが、学園の教職員の資格取得を奨励し、それにより、その者による関係する危機管理業務の推進と同時に、構成員への危機管理教育・意識の醸成も期待できる。

本学園で考えられる資格として、「安全衛生管理者」、「毒物劇物取扱責任者」、「危険物取扱者」、「消防設備点検資格者」、「公害防止管理者」、「廃棄物処理施設技術管理者」、「健康運動実践指導者」、「情報セキュリテイアドミニストレータ」等が挙げられる。

５　治療（外傷）及び心身症ケア等の対応

（１）応急手当（一次救命処置）

緊急事態は、予期せぬ時に突如として発生することが多い。また、ある程度予期していたとしても、いざそのような事態が発生した場合、判断能力が十分に機能せず、実行しようと考えていたことを、そのとおりには実行できないことが予想される。このことは、個人が行う緊急対応はもちろん、組織的な緊急対応についても言えることである。

そのため、学園構成員がマニュアルに定められた措置を確実に実行できるよう、初動措置についてシミュレーションを繰り返す必要がある。万一、危機的な出来事に遭遇した場合には、最優先で学園構成員の安全の確保並びに適切な心のケアを行う必要がある。

すなわち、脳卒中等の原因で急に意識がなくなり、呼吸・心臓が止まってしまうもの、溺れたり喉にものを詰まらせたりして呼吸が止まってしまうもの、災害・事故等で大出血のためショック状態になり心臓が止まってしまうもの等、命にかかわる事態に遭遇した場合に、医師又は救急隊員に引き継ぐまでの間、現場に居合わせた人がさしあたって行う手当を「応急手当」あるいは「一次救命処置(Basic Life Support：ＢＬＳ)」という。これには、次の図に示した「心肺蘇生法」としての「胸骨圧迫(心臓マッサージ)」、「人工呼吸」及び「ＡＥＤ」の使用等が含まれる。

応急手当

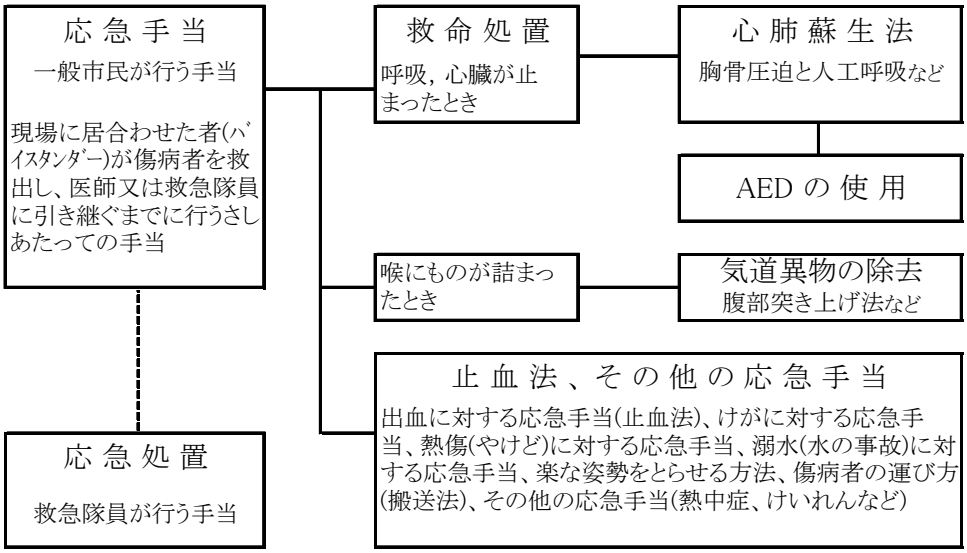

次の枠内に示したカーラーの救命曲線の図に見られるように、心臓や呼吸が停止した人の命が助かる可能性は、時間経過とともに急激に減少していく。従って、救命のためには、次に示す４つの対応を、迅速に行う必要がある。

① 早い 119 番通報
② 早い応急手当(救急車到着前)
③ 早い救急処置(救急隊)
④ 早い医療処置

右図は、心臓あるいは呼吸の停止等からの時間経過と死亡率を示したもので、報告者の名前を付して「カーラー(Cara)の救命曲線」といわれている。現在、日本で行われている応急手当講習会等の多くは、この図を理論的根拠として多用している。

一方、救急車の出動要請から到着までに要する時間は、全国平均で約6分といわれており、この間の迅速で的確な手当が、救命のために極めて重要であることが分かる。

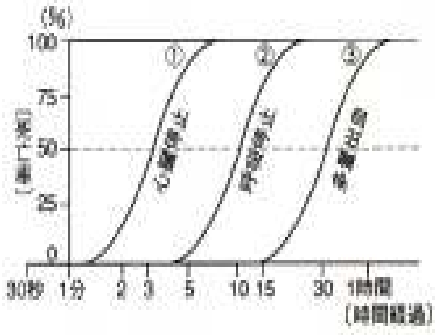

①心臓停止後 約3分で50%死亡
②呼吸停止後 約10分で50%死亡
③多量出血後 約30分で50%死亡

カーラーの救命曲線

事故等の災害発生から被災者の確認，そして医療機関に引き継ぐまでの具体的な流れは、次の(2)、(3)に示した手順のとおりである。

また、救急車の出動を要請する際の119番通報の要領は、次に示すとおりで、日頃から、万一の通報に備えて、シミュレーションを行っておくことが望まれる。

119 番通報要領

消防局では、119 番通報を受けた時点で、出動指令を出し、準備状態に入っている。

次の要領で、「あわてず」、「はっきり」、「正確に」連絡をする。

「火事」か「救急」か	まず「火事」か「救急」かを言う
住 所（場 所）	「○○町○○　○○番地　○○宅」
目　標　物	「○○商店の前」
名　　前	「自分の名前を言う」
電 話 番 号	「いま使っている電話の番号を言う」
内容を説明	「いまどのような状態かを言う」

◇携帯電話からの 119 番通報

携帯電話からの 119 番通報は、現在のところ消防本部が受信し、各消防署へ転送する仕組みになっているため、通信地点(発信地)を特定すること

ができない。通報をしても場所がわからなければ、救急車・消防車は出動できない。場所の特定が「命」である。また、わずかではあるが転送のための時間が余分にかかることがある。

そこで、携帯電話で 119 番にかけるときは、次のことに注意する必要がある。

・最初に携帯電話であることを告げる。

・通報地点を管轄しない消防本部につながった場合、転送のための空白があっても、通話を切らずに待つ。

・「場所はどこですか？」と聞かれたら、

ⅰ 場所(地名)がわからない場合　近くの目標物を言う。

ⅱ 土地勘がない場合　わかる人に代わる。近くに公衆電話、民家があればそこから電話する。

ⅲ 上記二つに該当しないとき　「どこからどこへ向かっているか」を言う。

ⅳ 高速道路では、「上り」、「下り」のいずれであるか、道路脇の小さな看板の数字を読む。また、「ナビ」があれば利用する。

・通報者が移動すると場所が分からなくなるので、現場を離れない。

・途中で切れないように立ち止まって話す。

・通話終了後もしばらくは、電源を切らない（司令室から連絡あるいは問い合わせを必要とする場合がある)。

（２）事故等の災害発生時点から被災者の確認時までの対応（図１参照）

１）災害は、多種多様な原因により発生し、また、その人的・物的被害（災害の程度）も多岐にわたる。それゆえ、事後処置（治療・ケア等）の対応も多くの種類が必要となる。

２）学園内において被災者が発生し、それを現認した者（以下「現認者」という。）は、学内の通信手段（内線電話又はインターホン等）が使用可能な時には、状況を保健室及び事務局（室）に速やかに伝達する。通信手段が不通の時には、臨機応変に人力に頼るしかないため、伝令を使って状況を伝達する。

３）現認者は、本人の安全を確保しつつ、周囲の状況を観察し、二次災害（事故）防止に努める。

４）現認者は、直ちに、近くの者と連携して、看視と伝達に努め、救助等の対応が学園内で不可能な場合（範囲）専門の医療機関に搬送したり、救急車の出動を要請する。(重体の場合は、119 番通報、かつ、心停止の場合は、並行してＡＥＤを手配する。)

なお、学園外における教育行事の場合においても、これに準じて、医療機関及び学園へ速やかに通報等をする。

（３）被災者の外傷への対応

１）傷病者の発見から医療機関へ引き継ぐまでの手順（図１参照）

看護師が不在等で、学園内での応急手当等の対応が不可能な場合は速やかに医療機関に搬送する。また、傷病者が重体の場合は、救急車の出動を要請する。本学で対応可能な内容等は、次のようなものである。

①　傷病者の状態観察

ⅰ　傷病者をよく観察し、話し掛け、事情の聴ける場合は、聴取する。傷病者に直接触れてみて、脈の状態や熱の有無を調べる。(頭や首はできるだけ動かさない。)

ⅱ　傷病者を安全な場所に移動。(危険な場合)

皮膚をつねっても痛みを感じないのは脊椎(両手が動かなければ頚椎、両足が動かなければ腰椎)を損傷していることが考えられる。この場合には、運搬に注意する。

ⅲ　意識、呼吸、脈拍、顔色を観察し、”直ちに手当てすべき傷病” の傷病者であるかどうかを区別する。心（臓）停止、呼吸停止、意識障害、大出血、やけど、服毒、等の傷病者は、発見した者が直ちに手当てをしないと、生命にかかわる。

ⅳ　外傷、出血、骨折、打撲、痛み等の有無・状態（部位、程度)、手足が動くかどうかを調べる。

図1 （日本赤十字社HPより）

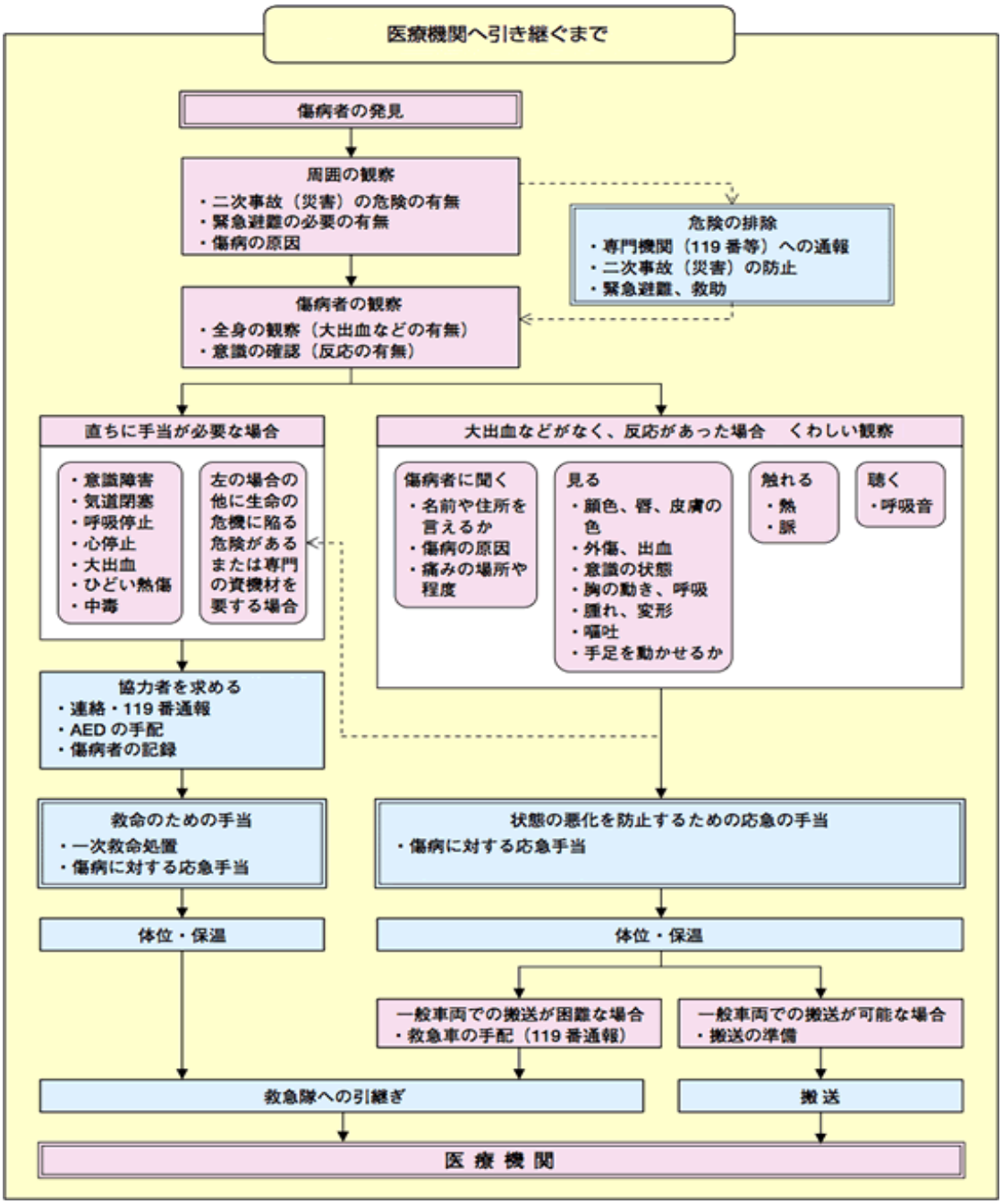

２）救急車到着までの一次救命処置の手順（図２参照）

①　気道確保（頭部後屈あご先挙上）

ｉ　一方の手を傷病者の額に、他方の手の人差し指と中指を下あごの先に当て、下あごを引き上げるようにして、頭部を後方に傾ける。

②　人工呼吸（普段どおりの息（正常な呼吸）がないとき）

ｉ　救助者は、気道を確保したまま、額に置いた手の親指と人差し指で傷病者の鼻をつまむ。

ⅱ　救助者は、自分の口を大きく開けて、傷病者の口を覆う。

ⅲ　1 秒かけて傷病者の胸が上がるのがわかる程度の吹き込みを行う。これを 2 回続けて行う。（1 回吹き込んだらいったん口を離し換気させる。）

ⅳ　人工呼吸を行って呼吸の回復を示す変化がない限りは、直ちに次の心臓マッサージ（胸骨圧迫）に移る。

③　胸骨圧迫（心臓の拍動が停止したり、心臓の機能が著しく低下して血液を送り出せない場合に、心臓のポンプ機能を代行するため）

ｉ　傷病者を固い床面に上向きで寝かせる。

ⅱ　救助者は傷病者の片側、胸のあたりに両膝をつき、傷病者の胸骨の下半分（胸の真ん中）に片方の手の手掌基部を置き、その上にもう一方の手を重ねる。

ⅲ　両肘を伸ばし、脊柱に向かって垂直に体重をかけて、胸骨を 4～5cm（成人の場合）押し下げる。

ⅳ　手を胸骨から離さずに、速やかに力を緩めて元の高さに戻す。

ⅴ　胸骨圧迫は、毎分約 100 回のテンポで 30 回続けて行う。

④　胸骨圧迫と人工呼吸（心肺蘇生法を効果的に行うために胸骨圧迫と人工呼吸を組合せて行う）

ＡＥＤ装着するまで、救急隊に引き継ぐまで、又は傷病者が動き始めるまで、胸骨圧迫 30 回と人工呼吸 2 回を繰り返し行う。（5 サイクル 2 分間）

人工呼吸が行えないときは、胸骨圧迫だけでも行う。

（「新しい日本版救急蘇生ガイドライン 2005」により、胸骨圧迫心臓マッサージと人工呼吸との比率を 15：２から 30：２へ。又、心肺蘇生法の継続時間をこれまでの１分間から２分間へ変更）

⑤　ＡＥＤ到着後の処置

ｉ　準備：電源入れる（音声ガイダンスに従う）→　電極パッド装着

ⅱ　心電図自動解析

ⅲ　除細動（電気ショック）の指示（アナウンスあり）が出たら、実施

ⅳ　電気ショック後、ただちに、心肺蘇生を再開（5 サイクル 2 分間）

（「新しい日本版救急蘇生ガイドライン 2005」により、循環のサインは確認せず、1 回電気ショックを行う度に直ちに胸骨圧迫と人工呼吸を行うように変更された。心電図の再確認は 120 秒間の心肺蘇生法が終わってからＡＥＤが自動的に行う）

ⅴ　電極パッドをつけたまま横向きにし、救急車到着まで観察する。

図2　一次救命処置の手順（日本赤十字社HPより）

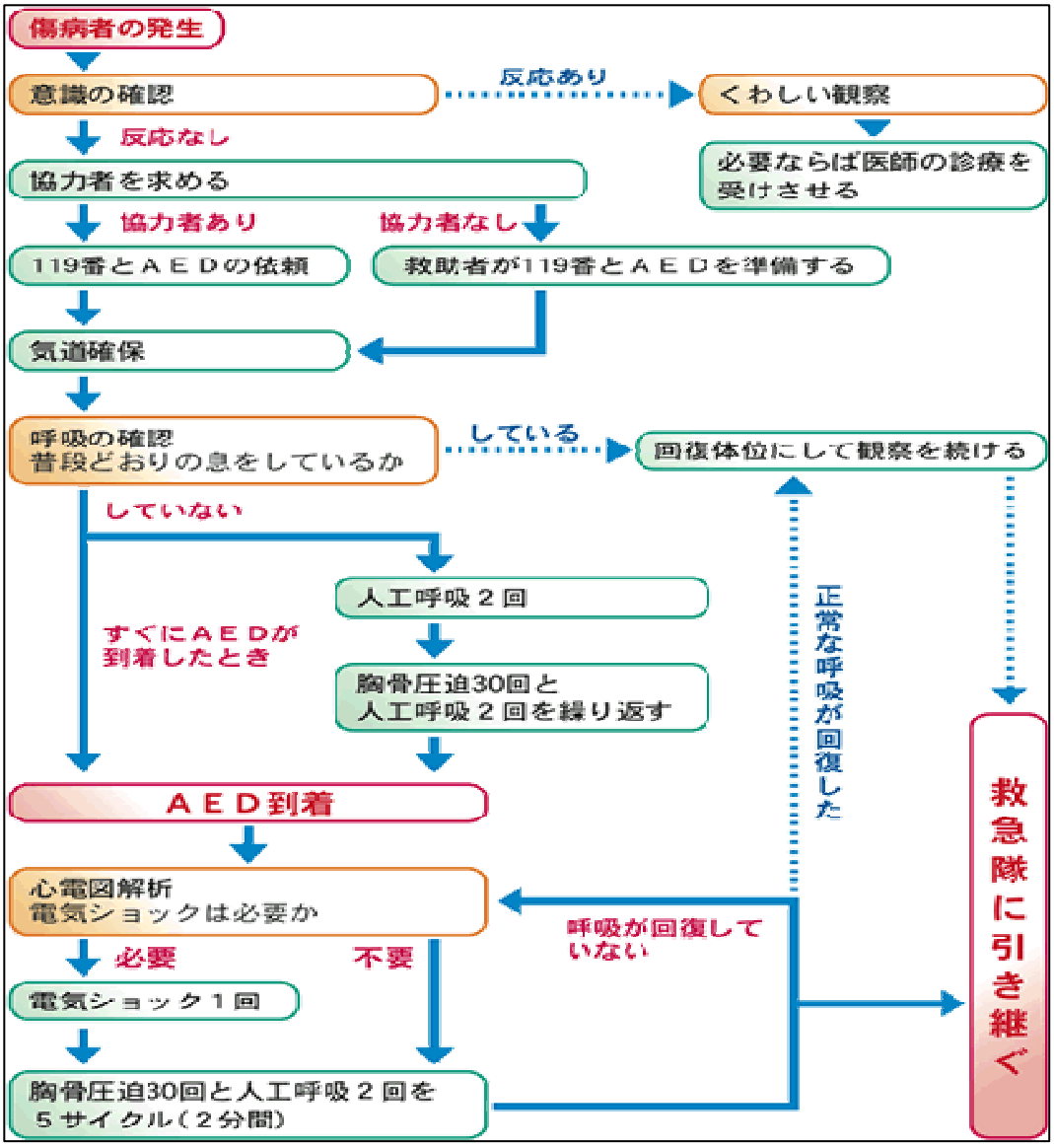

３）救急車到着までの応急手当　（図３）

災害発生時の混乱状態では、救急車はすぐには到着することは期待できません。しかし、原則として医薬品は使用せず、医師等に引き継ぐまでの救命及び応急手当にとどめ、手当後、適切な医療施設に搬送し、必ず医師の診察を受けさせる。

図3　救急車到着までの応急手当

■骨折の疑いがあったら 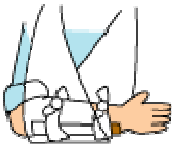	1.　患部を動かさないようにして手当をする。 2.　患部を副木（なければ板やダンボール、かさ、雑誌等でもいい）を当てて固定し、早めに医療機関へ。 ※骨折部が屈曲している場合、無理に正常位に戻そうとすると、鋭利な骨折端が神経、血管等をきずつける恐れがあるので、そのままの状態で固定し、患部を高くして最も楽な体位と取り、速やかに医療受診する。出血がある場合は、傷の手当をしてから固定する。
■脱臼の疑いがあったら	1.　患部をできるだけ楽にし、上肢ならば三角巾を利用して固定。 ※脱臼をはめようとしたり、関節の変形を直そうとしないこと
■出血がひどいとき	1．きれいなガーゼやハンカチ等を傷口に当て、手で圧迫する。（感染症予防のため血液に直接触れないように注意） 2.　骨折等で圧迫できないときは、傷口より心臓に近い部分をタオルやスカーフ等で結び、棒等を結び目に差し込んで血が止まるまで強く止める。
■やけどをしたら 	1.　急いで水道水等の流水で 30 分以上冷やす。 2.　衣服の上からやけどをした場合は、無理に脱がさず、そのまま冷やす。水ぶくれはつぶさない。 3.　冷やした後は清潔なガーゼ等で軽く包み、急いで医療機関へ。
■その他	【食中毒の疑い】嘔吐・下痢がある場合は脱水を防止するため、嘔吐を誘発しないように水分を少量ずつ頻回に与え、吐いたものが気管に入らないような体位［回復体位*］を取らせる。 速やかに医療受診する。（吐いた物や便等は医師に見せる。） 【薬物中毒の疑い】119 番、医療機関あるいは広島中毒 119 番に電話して、指示を受ける。医療搬送する場合は、薬品の容器や傷病者の吐いたものを持参する。

*回復体位

下側の腕を頭の上方へまっすぐ伸ばし、その上に頭をのせる。

上側の膝を曲げ、足先を下側の足のふくらはぎにのせる。

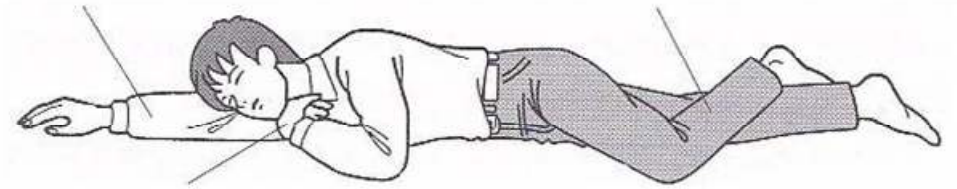

上側の肘を曲げて、手の甲を顎にあてがい、頭部を支える。

上側の肘と足の膝を床や地面につけて、傷病者の体がうつぶせにならないようにする。

（４）危機事象に伴う心の外傷及び心身症のケア（対応）

１）ＨＰや文書（通信・たより）又は保護者会等で学園関係者（教職員・園児・生徒・学生・保護者・地域住民等）へ正確な情報を伝達・報告することで、「安全と安心の保障」をする。精神的な安心をもたらすことは、その後のトラウマ反応（心の外傷）や様々な問題を予防する大切な援助行為である。

２）学内の専門家（医師・看護師・臨床心理士・スクールカウンセラー等）を召集し、対応を協議する。

相談室や保健室の開室時間を延長し、話しやすい環境づくりをする。心身の緊張を低下させることが、回復への重要なプロセスである。

危機的出来事等に遭遇した場合は、ＰＴＳＤだけではなく、悲嘆、うつ、心身症、閉じこもり等、心身の健康に関する多様な問題が発生する。このような状態の人には、その回復を適切に援助する心のケアが必要となる。

３）外部からの支援（専門カンウセラー）を要請する

精神症状・身体症状について、スクリーニングを行い、症状の強い被害者には重点的ケアを実施する。トラウマ反応の症状が強い時は、早期に専門的ケアを受けることが必要である。

外傷体験は不快な体験であり、思い出さないよう抑圧しようとする心の働きが生じる。人生の目標や希望の発見を行うことは、現在の困難な状況を乗り越える力を与えてくれる。信頼できる人と、あるいは同じ体験を持つ人と共に支えあう体験を通じて、また、仕事、趣味、遊び、運動や様々な活動を通じて、将来を肯定的に生きる夢・希望・目標・信念が持てるよう援助していくことが必要である。

地震後に心のケアが必要となったとき、場合によっては、次に示す「震災・学校支援チーム（ＥＡＲＴＨ）」等に支援を要請することも考えられる。

（内閣府、2009）

震災・学校支援チーム（ＥＡＲＴＨ）（兵庫県）

ＥＡＲＴＨ(Emergency And Resucue Team by school staff in Hyogo)

阪神・淡路大震災では、地震直後から兵庫県内の被災地の多くの学校が避難所となり、教職員が児童生徒の安否確認を行うとともに、交替で避難所となった学校に泊り込み、24 時間体制で避難所運営に尽力した。そうしたなか、被災地の学校では、兵庫県内外から延べ 8000 人にも及ぶ教育関係者の支援を受けた。

こういった全国からの支援に報いるため、兵庫県教育委員会は平成 12 年 4 月、災害により避難所となった学校の復興支援活動にあたる教職員組織として、震災・学校支援チーム（EARTH）を発足した。EARTH は、防災教育に係る専門的な研修を受けた教職員とカウンセラー約 150 名で構成され、心のケア班、学校教育班、避難所運営班、学校給食班、研究・企画班の 5 班編成で活動を行う。

県内外においての災害発生時に、その要請に基づいて EARTH 員を派遣し、被災した学校において、学校教育応急対策と教育活動の早期再開、児童生徒の心のケア、学校における避難所運営支援を主な内容として復興支援活動にあたる。これまで、鳥取県西部地震、台風 23 号、新潟県中越地震等、国外では、スマトラ島沖地震で大きな津波被害を受けたインドネシア、スリランカ等で支援活動を行った。

EARTH では、「震災の経験や教訓」が風化しないよう、語り継ぐことを課題とし、被災時に、学校や教職員が行うことができる子どもたちへの心のケアや学校での避難所運営のノウハウ等をまとめた「EARTH ハンドブック」※を作成、全国に配布し、ホームページにおいて公開。また、研修会で講師をする際の指導内容の資料を集めた「災害を語り継ぐ素材集」を作成し EARTH 員が震災の記憶や教訓を語り継げる体制の整備を図っている。

Ⅴ　今後の課題

この危機管理マニュアルの更なる伸張は、今後、各部門のものとするために、それぞれの部門での検討が必要である。

本専門部会は、各部門から委員の参加を得ているものの、それぞれは、他部門の実情を十分に把握できている訳ではない。それぞれの部門の集団の属性に合ったシステムを、個々に作成することは、困難であり、見方によっては、僭越なことではないかと考える。

このため、今後は、各部門において、本誌について理解を深めていただいた上で、当該部門で必要とする。あるいは、必要と考えられる危機事象を中心として検討を行い、具体的にその部門に合ったマニュアルを作成していただくことを、お願いしたい。

さらに、その際、本誌に記述した幾つかの「提案」事項についても，各部門の検討の中で、必要に応じて順次処理していただくことを、お願いしたい。

究極的には、本専門部会での総体的な柱の部分の検討と各部門におけるその汎用のための検討が、融合することで、学園の安全管理・危機管理が、醸成され完成していくものと思われる。

また、この活用については、新たに学園構成員となったときには、全般的に必要な事項を提供し、その後は、時折々に、個別事項について、繰り返し、広報、教育、訓練を継続して行う等、より効果のある方法を、お願いしたい。

これら今後の取り組み方について、次に述べるので、ご勘案いただき、できるところから始められるよう、お願いいたしたい。

（１）危機管理体制及び検討体制の整備

①「危機対策本部」の設置、活動、その役割

先ず、早急に「学園の危機管理体制」と「各部門の危機管理体制」の確立を行うことが必要である。学園の危機管理規程（略称）により、設置が定められている。学園の危機管理対策本部について見ると、一部、官職指定以外の教職員の参加が謳われているが、現体制では十分とは、言えないのではないか。一方、各部門の危機管理対策本部は、姿が見えていない。

取り敢えず、早急に、規定に沿った組織の整備が望まれる。この場合に、各部門にあっては、既設の組織を活用することも有効である。例えば、大学にあっては、「学長補佐会」を基礎組織とし一部関係の深い部署から委員として補強するか。あるいは「大学運営協議会」を、以て充てる等である。

次いで、この役割分担の確認の元に、的確に機能することである。

学園危機管理対策本部は、学園全体の統括であり、危機に関する情報の集約と調整、指揮を主な任務とする。

各部門の危機管理対策本部は、部門に関わる危機管理の統括であり、危機事象の発生に対処することは、当然であるが、発生する以前に、この対応等諸施策の検討が行わなければならないのも必然である。

また、発生するあるいは、遭遇するかもしれない危機事象も、部門ごとでその属性、特に、年齢差が大きいため、それぞれ個々の部門独自で、対応することとなるものが、大半であると考えられる。例えば、共通条件となる大震災があった場合、幼稚園児、高校生及び大学生では事前教育と発生時における指導並びに指示また、それぞれの部門の教職員の対応等においても、別個に考えておかなければならない。この場合に幼稚園は、この検討に、保護者の協力も欠かせないと考える。

②危機管理検討体制の整備

このマニュアルが、学園危機管理委員会で、承認されれば、その後は、これを指針として、学園あるいは、危機事象の発生した部門での対応処理が行われる基となる。

当然、その前に、各部門の検討を得て、それぞれの部門でのマニュアルが作成され、運用されていくことが前提である。

そうした中で、新たな問題が発生すれば、各部門での検討を得て、学園危機管理委員会で審議し、その結果により、各部門へ必要な処理方法等を示唆することとなる。

これらの検討は、学園危機管理委員会及び各部門の危機管理委員会が行うこととなるが、各部門においては、前述したように、これを既存の校務分掌による委員会組織に検討を委ねる等の分担も行い、効率的に臨機に対応されること、また、広範囲にわたる意見集約等が重要である。

なお、検討課題としては、先の「①」、「②」のほか、「例示」、「事例研究」等の各部門、場合によっては、部署のものあるいは、学生、生徒の部活動でのものの作成も必要と考える。

（２）ガイドラインの作成

先に述べたように、今後は、それぞれの部門・部署においての検討が主となるが、その課題の一つひとつの危機事象の成果「防災計画」の「消防訓練」、「地震対応の避難訓練」また、「施設・設備の安全点検」等々が、その過程で、成案として得られ、それが、ガイドラインとなる。しかし、そのガイドラインを、どのようにして、確実に部門のものとして、構成員に周知し理解させるかが、重要なことであり、ガイドラインとなるか否か、が大切な岐路である。

（３）ハンディ版（ダイジェスト版）の作成

部門ごとに、その属性、キャンパス状況等が相違するので、他の学園と

同様に、それぞれの部門で、園児の保護者、生徒あるいは、学生という対象を考慮して、作成するのが妥当と考える。その内容は、前項の成果物を中心として、それに本誌の中から抽出したものとで、それぞれの部門のその属性に合った内容のものに編集すると共に、構内図を掲載する等理解が得られ易い工夫と文章表現にも配慮し、平易な言葉で丁寧に繰り返し説明することをお願いしたい。

（４）外国語のものについて

大学部門のＢＥＣＣは、外国人で主として運営する部署であり、本誌を参考に、必要最低限のものを、抽出・要約の上、英訳作成することを、お願いしたい。

さらに、近年、多く見られ警戒を要する危機事象である、地震及び不審者侵入を始めとして、一般的な危機事象の火災、風水害について、それぞれ発生した場合の当該施設内での学生等の避難誘導を含めた、職員の行動規範について、本誌に掲載の「Ⅱの２　訓練・研修の実施」、「Ⅱの３　訓練の実際」、「Ⅱの６　危機管理体制の整備のために」の「チェックリスト」等から抽出して、独自のマニュアルを作成することを、お願いしたい。

おわりに

このマニュアルを担当した危機管理委員会専門部会は、平成 18 年 1 月に設置されたプロジェクトチームの検討を受けて、同年 8 月に 9 人で発足した。検討の当初は、馴染みのない課題に手探り状態であった。爾来 3 年余り、専門部会の資料収集を積上げて検討を重ねてきた。

因みに、この平成 18 年 1 月からの 4 年間に「危機管理」及び「リスクマネジメント」と冠する図書の発刊は、およそ 560 冊で、それ以前に発刊された約 980 冊（いずれも附属図書館調べ）の発刊ペースに比べると、随分とハイペースの感があり、それだけ社会的要請と関心が高い課題になっていると推測される。このことから見れば、本学園における危機管理の検討は、正に、時宜にかなったものと言えるであろう。

さて、一般に「マニュアル」と称されるものには、次の 4 種類がある。

①平時に熟読しておくもので、危機事象に対して構成員が取るべき行動全般について示したもの。

②緊急時の対応の具体的手順や実施すべき内容を示したもの。

③個別部署あるいは危機対応チームが取るべき対応及びその中で各人の役割と取るべき行動を示したもの。

④構成員が常時携帯するよう、緊急時に取るべき行動を手帳サイズのカード等にまとめたもの。

本誌は、①の「平時に熟読」を主な内容としたものであり、これを以て、この専門部会の作業は終わりとしたい。本誌の改訂は勿論のこと、上の②～④の作成等については、文中に繰り返し記述してあるとおり、各部門における取組となる。その意味では、これが、本学園の各部門における危機管理マニュアルの出発点でもある。

本誌を基に、それぞれの部門で危機管理に関する検討が重ねられることで、本学園の構成員の危機管理意識が醸成されることを期待する。そして、今後遭遇するかもしれない危機事象に対して、事前の防止策、回避策、あるいは的確な対応が行われ、被害の減少が図られれば幸いである。

最後に、このマニュアルを作成するに当たって、学内外から参考資料の提供あるいは、ご教示をいただく等、多大なご協力を賜ったことに深く感謝し、厚くお礼を申し上げる。

（　以　上　）

引用・参考文献等一覧

あおばや　雷の知識（雷対策・落雷対策） http://www.aobaya.jp/chisiki.html 2009.05.21

青山学院　災害緊急時の対応　http://www.aoyamagakuin.jp/emergency/ 2008.08.04

浅井春夫　児童福祉施設・保育所　子どもの危機対応マニュアル　建帛社 2007

石川慶子　マスコミ対応　緊急マニュアル　ダイヤモンド社　2004

ウィキペディア　防災用品一覧　http://ja.wikipedia.org./wiki/ 2007.09.11

上地安昭　教師のための学校危機管理対応実践マニュアル　金子書房　2003

ＮＴＴ西日本　災害用伝言ダイヤル　http://www.ntt-west.co.jp/dengon/ 2009.06.10

大泉光一　危機管理学総論―理論から実践的対応へ―　ミネルヴァ書房　2006

戒能民江・角田由紀子　高等教育ハンドブック２　急増する処分・裁判と教育・経営責任 －キャンパスのセクハラ対策－ 調査・紛争処理編　地球科学研究会高等教育情報センター　2004

学校危機管理研究会　教育技術ＭＯＯＫ　学校と危機管理　こんなときどうする　小学館　2001

河岡義裕　インフルエンザ危機（クライシス）　集英社 2005

危機マネジメント研究会　実践　危機マネジメント―理論戦略ケーススタディ―　ぎょうせい 2002

気象庁　震度について http://www.jma/kishou/know/sindo/shindodankai.html 2008.09.22

齋藤齋能(監)・渡邉正樹　学校安全と危機管理　大修館書店　2006

佐々淳行　新・危機管理のノウハウ：平和ボケに挑むリーダーの条件　文芸春秋　1991

佐々淳行　自然災害の危機管理～明日の危機を減災（ミティゲート）せよ！株式会社　ぎょうせい　2001

下村哲夫　【事例解説】事典　学校の危機管理　教育出版　1997

生水雅之・広瀬　元・斉藤　徹　［図解］教育現場の危機管理マニュアル 学事出版　2005

新福知子　必携！教師のための学校危機管理への予防・対応マニュアル－危機管理をどうするか　教育出版　2005

高階玲治　ＣＲＩＳＩＳ　学校の危機管理マニュアル ―クライシス・マネジメント―　東洋館出版社　2001

高澤武司・加藤彰彦　福祉における危機管理―阪神・淡路大震災に学ぶ―　有斐閣　1998
高見尚武　改訂　災害危機管理のすすめ・・・事前対策とその実践・・・　近代消防社 2004
田中辰巳　企業危機管理実践論　文藝春秋　1999
俵　正市　校事故の法律と事故への対応　法友社　2006
内閣府　防災情報のページ　平成 20 年度　広報防災　3 月号 http://www.bousai.go.jp/kouhou/h20/03/special_05.html 2009.08.20
新潟大学危機管理室　危機管理計画　2007
日本学生支援機構　大学等のための危機管理マニュアル作成のガイド（自然災害編）改訂版　2008 http://www.jasso.go.jp/s_kyushu/kiki_manual.html
日本私立学校振興・共済事業団　災害対策マニュアル　2004
日本赤十字社　一次救命処置　http://www.jrc.or.jp/safety/kinkyu/ 2007.07.19
日本赤十字社　一次救命処置手順 http://www.jrc.or.jp/study/safety/kinkyu/index.html　2007.07.19
日本赤十字社　医療機関に引き継ぐまで http://www.jrc.or.jp/study/safety/ambulance/index.html 2007.07.19
樋口晴彦　組織行動の「まずい！！」学ーどうして失敗が繰り返されるのか　祥伝社　2006
広島市　ホームページ＞暮らしのインデックス＞消防・防災＞119 番通報 http://www.city.hiroshima.jp/　2009.04.17
広島大学全学安全衛生委員会　広島大学安全マニュアル　2006 年度版 2006
広瀬弘忠　人はなぜ逃げおくれるのか―災害の心理学―　集英社　2004
広瀬弘忠　無防備な日本人　筑摩書房 2006
文部科学省　学校の安全管理に関する取り組み事例集　学校への不審者侵入時の危機管理を中心に　2003 http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/17/12/05120900/010.pdf
山脇由貴子　教室の悪魔―見えない「いじめ」を解決するために―　ポプラ社 2006
吉川英一　マルチメディアの世界／シリーズ　ＮＥＣ　マルチメディアと危機管理システム　中央経済社　1996

「危機管理マニュアル」

平成２１年１１月刊行

学校法人武田学園
危 機 管 理 委 員 会